

自 平成 1 2 年 3 月 8 日
至 平成 1 2 年 3 月 1 7 日

平成 1 2 年 第 2 回
階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成 1 2 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第 1 号)

招集年月日	平成 1 2 年 3 月 8 日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 会	平成 1 2 年 3 月 8 日 午前 1 0 時 0 2 分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び 宣 告	散 会	平成 1 2 年 3 月 8 日 午後 1 1 時 3 0 分					議 長	荒 道 鶴 造	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 別 ○出 席 △欠 席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 蒿	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	1 0	大 前 典 男	○	1 1	桑 原 一 夫	○	1 2	木 村 勝 彦	○
	1 3	阿 部 敏 秋	○	1 4	浜 谷 豊 美	○	1 5	平 戸 茂 雄	○
	1 6	松 倉 正 美	○	1 7	田 端 清	○	1 8	荒 道 鶴 造	○
会 議 録 署 名 議 員		1 5 番	平 戸 茂 雄			1 6 番	松 倉 正 美		
職務のため議場に出席 した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文		
		庶務係長	田 中 昇						
地方自治法第 121 条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎		
		収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	山 本 雅 教		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保健福祉課長	鳩 文 男		
		農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水産商工課長	中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆		
		教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八		
		社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 沢 勝		
		給食センター所長				農委事務局長	工 藤 靖 夫		
		診療所事務長				企画課長補佐			
		代表監査委員	下 野 岩 男						

平成12年第2回階上町議会定例会

議事日程（第1号）

平成12年3月8日 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1号 採択地区における小・中学校教科書採択制度の改善について

日程第 5 陳情第 2号 建設産業振興・雇用安定の為の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前 10 時 02 分

◎開会の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は 18 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 12 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

◎会議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（荒道鶴造君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において

15 番 平 戸 茂 雄 君

16 番 松 倉 正 美 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（荒道鶴造君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 10 日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 17 日までの 10 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（荒道鶴造君） 日程第 3、この際、報告第 1 号 専決処分した事項の報告についての件から、議案第 38 号 人権擁護委員の候補者に推せんする者につき意見を求める

ことについての件までの３９件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 本日、ここに平成１２年第２回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました平成１２年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思いをします。

報告第１号 専決処分した事項の報告についてご説明申し上げます。

本案は、登山口・石倉線道路改良（その二）工事の変更契約であります。

設計変更により、変更契約の必要が生じたため、専決処分しましたので、報告するものであります。

議案第１号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売り払いについて、所在、面積及び売り払い金額に変更が生じたため専決処分したもののについて、承認を求めるため提案するものであります。

議案第２号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が、平成１１年７月に公布され、一部を除き平成１２年４月１日に施行されることに伴い、関係条例の整備をするため提案するものであります。

議案第３号 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成１２年４月１日から施行されることに伴い関係条例の文言を整備するため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町介護保険円滑導入基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険制度の円滑な実施を目的に、基金を設置するため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町介護保険条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか所要事項を定めるため、提案するものであります。

議案第 6 号 階上町介護保険給付費準備基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険の財政の健全な運営を目的に、基金を設置するため提案するものであります。

議案第 7 号 階上町介護保険特別会計設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険の円滑な運営と経理の適正化を目的に、特別会計を設置するため提案するものであります。

議案第 8 号 階上町介護保険推進委員会設置条例の制定についてご説明申し上げます

本案は、階上町の介護保険事業計画について、調査及び審議する機関を設置するため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町農業振興審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本町の農業振興に関する事項を審議する機関、階上町農業振興協議会について、所要事項を定めるため、提案するものであります。

議案第 10 号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険に係る事務を規定するため提案するものであります。

議案第 11 号 階上町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をするため提案するものであります。

議案第 12 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町介護保険推進委員会及び階上町農業振興審議会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、提案するものであります。

議案第 13 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正に伴い、所要の整備をするため提案するものであります。

議案第 14 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険条例の準則の改定に伴い、介護保険第二号被保険者にかかわる条項を加えるため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国の緊急経済対策の一環として実施された、地域振興券交付事業の完了に伴い、同条例を廃止するため提案するものであります。

議案第 16 号 平成 11 年度階上町一般会計補正予算第 7 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に 1 億 1 6 5 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 9 億 5, 6 9 5 万 8 千円とするものであります。

それでは、第 1 表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます

まず歳入であります。分担金及び負担金は、児童福祉費負担金19万1千円を追加補正しましたが、老人福祉施設入所負担金338万8千円等を減額しましたので、増減合わせて331万9千円を減額補正するものであります。

使用料及び手数料は、町民プール使用料6万4千円を追加しましたが、町営住宅使用料10万5千円、体育館使用料2万5千円等を減額しましたので、増減合わせて6万7千円を減額補正するものであります。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金4,319万円、介護保険円滑導入臨時特例交付金9,249万4千円等を追加補正しましたが、児童福祉費負担金347万6千円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金120万3千円、理科教育等設備費補助金74万1千円等を減額しましたので、増減合わせて1億2,892万7千円を追加補正するものであります。

県支出金は、身体障害者補装具給付費負担金22万4千円等を追加補正しましたが、老人保護措置費負担金38万9千円、児童福祉費負担金50万2千円、重度心身障害者医療費補助金277万4千円、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金120万3千円、花未来21花の郷づくり推進事業費補助金1,385万円、文化観光立県宣言記念イベント費補助金93万4千円、中山間地域総合整備事業委託金131万2千円等を減額しましたので、増減合わせて2,203万2千円を減額補正するものであります。

諸収入は、農業者年金事業委託金5万円、広域事務組合交付税再配分98万8千円を追加しましたが、奨学資金貸付償還金93万9千円、国民年金印紙売捌き手数料50万円、住金鉱業残土堆積場設置事業遺跡発掘調査委託金179万9千円等を減額しましたので、増減合わせて215万1千円を減額補正するものであります。

町債については、4件の事業の変更及び事業の確定並びに追加事業1件により、増減合わせて30万円を追加補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末においての事務事業の精査による計数整理によるものが主であります。

総務費は、災害復旧事務による時間外手当100万円、生産物直売所改修工事88万円等を追加計上しましたが、町長交際費100万円、電子計算機導入事業費委託料109万9千円、機器借上料79万2千円等を減額しましたので、増減合わせて386万5千円を減額補正するものであります。

民生費は、個人負担保険料軽減により、国より介護保険円滑導入臨時特別交付金が交付されることにより、介護保険円滑導入基金積立金 9, 249 万 4 千円を追加計上いたしましたが、身体障害者福祉費扶助費 589 万 2 千円、老人保護措置費 494 万 3 千円等を減額しましたので、増減合わせて 7, 888 万 9 千円を追加補正するものであります。

衛生費は、予防接種委託料 200 万円、乳幼児医療給付費 98 万 8 千円、検診委託料 209 万 3 千円、合併処理浄化槽設置費補助金 360 万 9 千円等合わせて 1, 262 万 8 千円を減額補正するものであります。

労働費は、若年者雇用奨励費補助金 40 万円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、漁業集落環境整備事業費集落道工事費 2, 564 万 9 千円追加補正しましたが、花未来 21 花の郷づくり推進事業費補助金 1, 385 万円、中山間地域総合整備事業費 125 万 3 千円、小舟渡漁港修築事業負担金 400 万円等を減額しましたので、増減合わせて 2, 152 万 2 千円を減額補正するものであります。

商工費は、東京ドームイベント出品の際の賄材料費 130 万 1 千円等を減額補正するものであります。

土木費は、除雪作業委託料 1, 000 万円追加補正しましたが、道路新設改良委託料 1, 000 万円、改良工事費 930 万円等を減額しましたので、増減合わせて 1, 014 万円を減額補正するものであります。

消防費は、出動費用弁償 60 万円等を減額補正するものであります。

教育費は、学校財産管理費委託料 102 万 7 千円、教育振興費 184 万円、学校建設費備品購入費 203 万円等、合わせて 1, 179 万 9 千円を減額補正するものであります。

災害復旧費は、河川等災害復旧費 6, 563 万 3 千円を追加補正するものであります。諸支出金は、財政調整基金に 3, 000 万円を積み立てするものであります。

予備費は、588 万 2 千円を減額し、983 万 5 千円とするものであります。

第 2 表、繰越明許費については、平成 11 年度において補助金及び起債を受けたものの、完成が困難になったものについて、平成 12 年度へ繰越しするものであります。

次に、第 3 表、地方債補正であります。事業費に変更が生じたので、限度額を補正するものであります。

第 4 表、地方債補正については、河川等災害復旧事業債を新たに追加補正するもので

あります。

議案第 17 号 平成 11 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,916 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 11 億 7,568 万円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金 2,591 万 1 千円、療養給付費交付金 625 万 1 千円、一般会計からの繰入金 1,700 万円を追加するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

一般及び退職被保険者等の療養給付費の増額により、保険給付費 4,982 万 1 千円を追加し、予備費 65 万 9 千円を減額するものであります。

議案第 18 号 平成 11 年度階上町老人保健特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 881 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 10 億 9,785 万 4 千円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

支払基金交付金 974 万 4 千円を減額し、国庫支出金 1,271 万 3 千円を追加するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

老人医療給付費の増額により、医療諸費に 3,341 万 5 千円を追加し、予備費 2,464 万 4 千円を減額するものであります。

議案第 19 号 平成 11 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 375 万 8 千円を減額し、総額を 2 億 1,313 万 3 千円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料 375 万 8 千円を減額補正するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事業費の工事請負費 40 万 1 千円、公債費 35 万 6 千円を追加し、事業費の水道管布設替移転補償費 40 万 1 千円、需用費 144 万円、処理施設管理委託料 175 万 3 千円、備品購入費 13 万 8 千円、予備費 79 万円をそれぞれ減額しましたので、増減合わせて 375 万 8 千円を減額補正するものであります。

第 2 表、繰越明許費につきましては、処理施設用地整備護岸工事の工事請負費に減額が生じたため、関係機関との調整により排水管路工事費 465 万 7 千円を平成 12 年度に繰り越しするものであります。

議案第 20 号 平成 11 年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 592 万 7 千円とするものであります。

歳入につきましては、検査手数料 4 万 5 千円、一般会計繰入金 21 万 7 千円を減額し、水道加入金 34 万 5 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、給水装置検査委託料 4 万 5 千円、備品購入費 2 万 7 千円を減額し、予備費 15 万 5 千円を追加するものであります。

議案第 21 号 平成 11 年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に 1,276 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,946 万 4 千円とするものであります。

歳入であります。財産収入は、財産売り払い収入 1,945 万 7 千円を追加補正するものであります。

繰入金は、財産売り払い収入がありましたので、基金繰入金 670 万円を減額補正するものであります。

繰越金は、平成 10 年度からの繰越で 4 千円を追加補正するものであります。

次に歳出であります。住宅用地管理等基金費 1,446 万 8 千円を追加計上しましたが、一般管理費 170 万 7 千円を減額しましたので、増減合わせて 1,276 万 1 千円を追加補正するものであります。

次に、平成 12 年度当初予算編成にあたっての所信について、述べることにいたします。

す。

我が国経済が厳しい状況を脱していないものの、緩やかな改善が続けている中であって、尚極めて厳しい財政状況にあり、町財政も自主財源である町税等も景気低迷により減少する見込みであり、合わせて町税と並ぶ主要財源であるところの地方交付税も、伸びは期待できない状況であります。

このような状況を踏まえ、地方分権にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に努めているところでありますが、地域の活性化や住民の身近な社会資本の整備の必要性を勘案して、財源確保のため町債を起すほか、光のふるさと創造事業基金、減債基金及び土地開発基金から繰り入れて予算編成いたしました。

以上のことから、財政は厳しい状況下にあるわけではありますが、町政の発展と豊かで潤いのある町民生活、そして21世紀に向け「ゆめ・みらい・こころときめきふるさとづくり」を理念として、町民と行政が手を携えて、健康でやすらぎのある、いきいきとした町の実現が求められております。

これらのことを念頭におき、当面する諸問題に果敢に対処し、町行政運営に取り組む決意であります。

まず、快適で安心して暮らせるまちづくりであります。総合的な土地利用を図るため、第三次町国土利用計画を策定し町土の保全と有効利用を図ることとしております。

次に地域住民の生活と産業など地域環境整備として、幹線道路整備、集落内道路整備を計画的に推進していく考えであります。

その他、広域交流を支える国道45号の四車線化の要望や、八戸久慈自動車道八戸南道路の早期完成を強く関係機関に要望してまいります。

上下水道の整備につきましては、大蛇地区漁業集落排水事業を今年度中に完工し、文化的で衛生的な環境の実現を図ります。

また、蒼前地区の人口密集地域を中心に今年度も引き続き実施計画を委託し、計画的に課題を克服し、事業を推進するとともに、他の地域につきましては、合併浄化槽で対処し、その整備促進を図ります。

ゴミ、し尿処理については、今年度から八戸地域広域市町村圏事務組合で設置したリサイクルプラザ施設が稼働することに合わせまして、ゴミの減量化、分別収集の徹底、再資源化等を町民や企業に理解、認識してもらい、合理的な処理体系を構築し、循環型

地域社会を築いていく必要があります。

新たに資源回収や粗大ゴミの収集を実施する考えであります。

災害の予防につきましては、町民の防災意識の高揚と地域連帯に基づく防災体制の整備を図るため、防災無線の整備充実に努めます。

更に、交通安全対策として、交通事故危険箇所の調査改善等、関係機関との協力によって、交通安全運動や交通安全教育を強化して交通安全の町づくりを目指します。

また、防犯灯の整備を計画的に推進していく考えであります。

活力あふれる21世紀の産業づくりであります。農業については、国際的な農産物の自由化や産地間競争等の外部要因、農家戸数、農業者就業人口の減少に加え、高齢化後継者難等の内部要因により、農業経営は厳しいものがあります。

農業農村の持つ多面的機能を維持しながら、経営意欲の高い認定農業者に、農地の集積と合わせて、生活面や経営面の技術研修指導の強化を図り、本町の基幹産業である農業の振興を積極的に支援していく考えであります。

基盤整備については、八戸平原総合開発事業等、世増ダムの早期完成と中山間地域総合整備事業による集落道、農村公園の整備、更には、公共牧場事業も引き続き実施し、駐車場、トイレ等の整備を図り公共牧場の有効利用を図ってまいります。

次に、林業については、国土保全や景観保全の観点からもその役割が見直されています。

町の木である「けやき」の造林事業の計画的推進を図りながら、環境緑化事業の推進さらには、良質材生産のため、間伐、枝打ち等の補助事業を実施することにより、林家の経費節減に努めます。

林道整備については、土折・寺下間広域基幹林道の早期完成を推進し、生産性の向上に努めるとともに、石倉ふるさと林道整備を継続推進をいたします。

階上岳整備は、県南の観光拠点として位置づけ、基本的に自然環境の保全に留意した計画とし整備を進めてきましたが、今年度をもって、県営環境保全林整備事業も完了する予定であります。

子供から老人まで登山できるルートの確立のため、いろいろな遊歩道を整備することによりまして、森林とのふれあいによる自然愛護の醸成等が図られるものと、期待をしているところであります。

そして、さらに、林業地域総合整備事業による野外レクリエーション、憩いの場とし

での活用、交流施設ゾーンの用地整備を行う計画であります。

水産振興は、高齢化に伴う就業人口の減少が続いており、今後は高齢者も安心して、漁業に従事できる環境づくりが必要であります。

これらのことから、今後も「つくり育てる漁業」を構築するため、ウニ、アワビ、アブラメの放流事業を実施し、あわせて小舟渡漁港修築事業、小舟渡、道仏地区の地先型増殖事業を実施いたします。

観光事業としては、県の文化観光立県宣言を契機として、様々なイベントが実施されております。

特に東京ドームにおける青森県フェアでは、本町のウニを素材とした郷土料理が、首都圏のお客さまに大変なご好評をいただきました。

今後も、観光PRを積極的に推進していく考えであります。

さらに、東北新幹線八戸開業を間近に控えるなかで、本町の山と海の特性を生かした「いちご煮祭り」「臥牛山祭り」のイベントをインターネット等を活用して、広く県内外に情報を発信し、さらなる観光振興を図っていききたいと思っております。

そのためにも、階上岳整備計画を全力を挙げ、積極的に推進し、地域活性化を図るとともに地場産業と連携した観光産業の確立をめざしていききたいと思っております。

ともに生き支え合う福祉のまちづくりにつきましては、健康づくりの推進として「健康は自分達で守り育てるもの」を基本に、町民一人ひとりの取り組みを促進するとともに、高齢化、少子化、障害のある人の増加に対応した促進事業を展開いたします。

特に検診事業による受信率の向上、病気の早期発見や事後指導体制の強化、保健、医療、福祉の連携強化等を図ることとしております。

さらには、各関係者、関係機関と連携を密にし、乳児から成人老人に至るまでの全町民の健康管理に努め、また、心身のリフレッシュのための散策道の整備等も進めてまいりたいと思っております。

福祉の充実であります。急速に高齢化が進み21世紀前半には、超高齢社会の到来が予想されます。

今年4月から、社会全体で老人を介護する介護保険事業が実施されます。

措置から選択へと変わり、これにスムーズに対応できるよう全力を挙げて取り組んでおります。

さらには、地域福祉ほのぼの事業、在宅介護支援センター事業、家族介護用品支給事

業等、高齢者の福祉の充実には県の福祉日本一実現とあわせて、本町の重点施策として積極的に推進することとしております。

また、福祉計画、介護保険事業計画を策定し、それに基づく介護サービスの計画的総合的な提供に努めるとともに、在宅福祉や地域福祉の中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動充実を支援していく考えであります。

児童福祉については、少子化対策として特別保育事業による保育時間の延長、世代間交流、子育て相談等をしながら、児童館、保育所の施設整備を図り、保育ニーズの多様化に対処する考えであります。

障害者福祉については、障害がある人もない方も、ともに地域で普通に暮らし活動できる社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の考え方が基本となっております。

身体障害者ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業等を実施し、障害者の自立と社会参加を図ります。

未来を担う人づくりにつきましては、「町づくりは人づくり」の観点から、重要施策として現在まで、全小中学校建設に努めてまいりました。

21世紀に向かって、社会に貢献出できる人材育成のため、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かで逞しい児童生徒を育成するため、本町の風土に根ざし教育の推進と、国際理解教育、情報教育、環境教育など、社会情勢の変化に対応した教育環境づくりに努めます。

その主なものとして、大蛇小学校改造事業、階上中学校コンピュータ設置事業、道仏小学校校庭整備事業の実施をはじめとして、引き続き小学生国内研修、さらには、語学の向上を図るため、語学指導外国青年招致事業を実施いたします。

生涯学習は、町民の学習意欲の高まりとともに多様化し、様々な分野で質の高い学習機会の提供が求められております。

今年度は、「生涯学習基本構想、基本計画」を策定し、それに基づいて新たに「学びの王国、はしかみキャンパス」を実施し、総合メニュー化を図るとともに学び合う仲間づくり、さらには、選択コースの幅を広げるように計画を進めてまいります。

また、町づくりの中核となる後継者が定着するように「幸せの黄色いハンカチ」事業を展開しているところでありますが、本年度も引き続き若者が交流できる機会をつくっていきたいと考えております。

文化振興につきましては、今年度グループ組織化による主体的な活動団体となる、町文化協会の設立が計画されているところであります。

町内には、数多くの史跡や文化財などが残されており、伝統行事や郷土芸能、地域固有の文化を保存継承し後世に伝えていくためにも、町として物品両面にわたる支援をしていく必要があると思っております。

スポーツの振興についてであります、特に総合運動公園の整備建設に関しては、長年の間、遺跡問題等で建設が延び延びになってまいりました。この件については、誠に申し訳なく、12月議会でもお話をいたしました、町民の期待に応えてないというふうな意味で、心からお詫びを申し上げたい、こう思います。

今年度は、新たな出発点と考え早期に建設場所の選定作業、また、施設計画を策定し町民の要望に応えるべく、早期実現に向け努力していく所存であります。

ふれあいと交流づくりについては、都市化の進展と核家族化などの社会状況の変化や農村社会における高齢化等いろいろ地域において問題が生じてきております。

地域自治の活動拠点である施設の整備、さらには連帯感の醸成心の通い合う人間関係の構築が重要と考えており、特に今年度は町制20周年という記念すべき年でもあり、先人達に感謝するとともに、各種記念事業を通して町民とともに祝いたいと思います。

さらには、蒼前地区の住居表示事業を実施する考えであります。

町行政運営に際しては、まちづくり提言委員会等、各種委員会にも女性の積極的参画を促し、男女共同参画社会の実現を目指します。

これまでの行政依存型から、相互理解のもと、町民と行政が一体となり、ともにまちづくりを進めていく考えであります。

地域の特性や歴史・文化を大切にしながら町土の均衡ある発展、そして本町が目指す将来像に向かって積極的に各種施策を展開するつもりであります。

それでは、議案第22号 平成12年度階上町一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ57億1千万円と決めました。これは、対前年度比0.2パーセント、1千万円の減となります。

それでは、第一表、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず歳入であります、町税は対前年度比3.1パーセント減の8億7,254万円

を計上いたしました。

地方交付税は、対前年度比3.9パーセント減の24億7千万円であります。

分担金及び負担金並びに国県支出金は、各事業費等との関連において計上したものであります。

繰入金は、減債基金から公債費の元利償還に向けて、2,599万4千円、投資的経費に充当するための財源として、光のふるさと創造事業基金から1億8,900万円、及び土地開発基金から103万6千円を繰入れするものであります。

諸収入は、広域事務組合交付税再配分4,480万7千円、田代小中学校組合交付税再配分1,300万円、住金鉱業残土堆積場設置事業遺跡発掘調査委託金2,588万6千円、学校給食費保護者負担金8,529万4千円を計上いたしました。

町債は、八戸圏域水道施設整備出資債6,620万円、ふるさと林道整備事業債2億1,820万円、漁業集落環境整備事業債9,910万円、道路整備事業債1億5,300万円、災害復旧事業債4,360万円等の事業債を、歳入総額の11.6パーセントにあたる6億5,790万円を起こすものであります。

次に歳出であります。総務費に構成比16.7パーセントの9億5,495万9千円を計上いたしました。

主なものとして、総務管理費にまちづくり提言委員会報償金66万8千円、企画費の旧庁舎等解体工事費848万円、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金3億7,464万1千円、ふるさとにぎわい広場管理運営委託料2,394万円、町制施行20周年記念事業実行委員会補助金1,307万7千円、電子計算機導入事業費2,681万3千円等であります。

民生費は、構成比14.2パーセントの8億1,234万9千円を計上いたしました。

主なものとしましては、身体障害者福祉費のホームヘルプサービス事業委託料、デイサービス事業委託料等470万3千円、重度心身障害者医療費等の扶助費6,517万円、老人福祉費では、生きがい活動支援通所事業委託料、地域福祉ほのぼの交流事業委託料等1,957万円、町社会福祉協議会補助金1,895万8千円、老人保健特別会計繰出金5,054万4千円、介護保険特別会計繰出金6,233万3千円、児童福祉費では、保育園運営費等扶助費3億2,746万5千円等であります。

衛生費は、構成比8パーセントの4億5,772万5千円を計上いたしました。

主なものとしましては、保健衛生総務費の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金

8, 166万3千円、母子保健事業費の乳幼児医療給付費1, 293万6千円、保健事業費に各種検診に要する委託料として4, 212万6千円、環境衛生費に、ごみ収集委託料3, 293万3千円、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金6, 630万1千円、簡易水道事業特別会計繰出金1, 027万7千円、合併処理浄化槽設置費補助金1, 494万6千円等であります。

労働費は、構成比0.1パーセントの367万3千円を計上いたしました。

主なものとしましては、若年者雇用奨励費補助金240万円等であります。

農林水産業費は、構成比19.2パーセントの10億9, 888万9千円、そのうち農林業費は6億6, 975万3千円、水産業費は4億2, 913万6千円を計上したものであります。

農林業費の主なものとしましては、公共牧場機能強化事業費8, 758万4千円、中山間地域総合整備事業費7, 864万7千円、県営基幹林道開設事業費負担金2, 660万円、けやき造林補助金292万1千円、ふるさと林道緊急整備事業費2億4, 247万円、林業地域総合整備事業費8, 338万円等であります。

一方、水産業費の主なものとしましては、小舟渡漁港修築事業負担金3, 600万円、小舟渡、道仏地区沿岸漁場整備事業費負担金1, 200万円、アワビ稚貝、稚ウニ、アブラメ、ソイ育成放流事業補助金798万5千円、漁業集落環境整備事業費3億3,675万8千円等であります。

商工費は、構成比0.8パーセントの4, 530万1千円を計上いたしました。

主なものとしましては、企業誘致奨励金320万2千円、県信用保証協会貸付金800万円、大蛇地区さわやかトイレ設置工事費1, 200万1千円等であります。

土木費は、構成比9.1パーセントの5億1, 953万円を計上いたしました。

主なものといたしましては、土木総務費に道路台帳補正委託料等864万8千円、県単事業費負担金660万円、道路維持費に除雪作業委託料、町道維持補修委託料等3, 462万円、道路維持工事費1億円、道路新設改良費の工事関係費に2億7, 983万7千円、河川費に河川公園維持補修工事費739万4千円、都市計画費の公共下水道関係費に2, 768万6千円等であります。

消防費は、構成比0.7パーセントの3, 893万9千円を計上いたしました。

主なものといたしましては、防火水槽工事費500万円、消防用備品購入費263万7千円、防災行政無線増設工事費685万円等であります。

教育費は、構成比14.5パーセントの8億2,992万3千円を計上いたしました
主なものといたしましては、田代小中学校組合負担金2,311万円、小学生国内研
修費補助金133万3千円、語学指導外国青年招致事業費474万7千円、いきいきの
びのび学校づくり推進事業費80万4千円、学校建設費1億495万7千円、階上中学
校コンピュータ設備費1,360万円等であります。

社会教育費は、社会教育活動費533万6千円、遺跡発掘調査事業費3,643万2
千円、町史編纂準備委員会費3,269万6千円、保健体育費の町民プール管理費2,
437万円等であります。

災害復旧費は、構成比2.6パーセントの1億4,694万9千円を計上いたしまし
た。

主なものといたしましては、林業施設災害復旧費492万6千円、河川等災害復旧費
1億4,192万2千円等であります。

公債費は、構成比12パーセントの6億8,798万4千円を計上いたしました。

予備費は、1,675万7千円を計上いたしました。

以上、申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと義務的経費
は、前年度比2.4パーセントの減で、21億6,161万2千円となり、予算総額
の占める割合は37.9パーセントであります。

次に、投資的経費は、前年度比13.2パーセント増の16億4,379万円となり
予算総額の占める割合は28.8パーセントとなりました。

次に、物件費補修維持費等その他の経費は7.3パーセント減の18億8,784万
1千円となり、予算総額に占める割合は33.1パーセントとなりました。

第2表債務負担行為については、平成12年度階上町若年者雇用奨励金を、平成13
年度及び14年度にわたって交付するものであります。

第3表地方債については、減税補填をはじめ、八戸圏域水道施設整備出資、ふるさと
林道整備事業及び道路整備事業等、合わせて6億5,790万円を起こす予定でありま
す。

議案第23号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算についてご説
明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,596万円とするもので、対前年

度比7.8パーセントの7,923万9千円の増額となりました。

その主なものは、老人保健拠出金の増額と、平成12年4月からスタートする介護保険事業への介護納付金を新たに計上したことによるものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国民健康保険税は、4億7,884万9千円で、予算総額の43.7パーセントとなり、前年度より2,966万8千円の増となりましたが、これは、今年度新たに介護納付金分現年課税分が増えたことによるものであります。

国庫支出金は、4億2,670万6千円で、予算総額の38.9パーセントとなっており、前年より5,656万1千円増となりましたが、これは、療養給付費国庫負担金に新たに介護納付金が追加されたことと、国庫補助金の財政調整交付金の増額によるものであります。

療養給付費交付金は、6,594万5千円で、予算総額の6パーセントと前年度並に見込んでおります。

繰入金は、一般会計からの国保基盤安定繰入金等と財政調整基金繰入金、合わせて1億1,166万円で予算総額の10.2パーセントとなっております。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

保険給付費は、6億9,799万1千円で予算総額の63.7パーセントとなっております。

医療制度の改正や介護保険制度の施行に伴い、前年度より4,215万6千円減となっております。

老人保健拠出金は、2億9,076万3千円で、予算総額の26.5パーセントとなり、前年度より6,179万5千円増となりましたが、これは、前年度及び前々年度の老人医療費によって拠出する額が決まりますので、介護保険による影響は、来年度以降になるということになると思います。

介護納付金は、6,766万5千円で、予算総額の6.2パーセントとなっております。

予備費は、300万2千円で前年度より1,070万9千円の減となりました。

議案第24号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ7, 045万9千円とするものであります。

前年度より297万9千円増となっておりますが、これは、人件費の増によるものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は、4, 276万5千円で、予算総額の60.7パーセントとなっております。

前年度より413万9千円増となりましたが、これは、国保及び社保等の診療収入と一部負担金の増額を見込んだものであります。

繰入金は、一般会計からの繰入金で2, 715万5千円、予算総額の38.5パーセントとなり、前年度より122万円の減となっております。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、4, 677万円で予算総額の66.4パーセントとなっております。

前年度より274万2千円増となりましたが、これは、人件費の増によるものであります。

医業費は、1, 953万2千円で予算総額の27.7パーセントとなっております。

前年度より83万2千円増となりましたが、医薬材料費が増えたものであります。

公債費は、415万6千円で、予算総額の5.9パーセントとなっております。

前年度より59万5千円となりましたが、これは、医師住宅分の償還が終了したためであります。

議案第25号 平成12年度階上町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5, 515万5千円とするもので、前年度より9.5パーセント、1億4万6千円減となりました。

その主な理由としましては、今年度からの介護保険事業により、施設入所にかかる老人医療給付費は、介護保険から支払いされることになったため減額となったものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

支払基金交付金は、6億6, 241万7千円で、予算総額の69.3パーセント、国庫支出金は、1億9, 381万4千円で、予算総額の20.3パーセント、県支出金は、4, 837万7千円で、予算総額の5.1パーセント、繰入金は5, 054万4千円で

予算総額の5.3パーセントとなっております。

歳出につきましては、医療諸費の医療給付費がほとんどで、9億5,274万4千円
予算総額の99.8パーセントで、前年度より1億17万7千円の減となっており、こ
れは、冒頭で説明いたしましたとおり、施設医療について介護保険から支払いされるこ
とによるものであります。

議案第26号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明申
し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,252万9千円と決めました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

使用料及び手数料404万1千円、県支出金6,618万6千円、一般会計からの繰
入金3,350万円、町債6,880万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

一般経常費499万7千円、委託料773万6千円、工事請負費1億3,153万2千
円、公有財産購入費110万6千円、補償費875万7千円、公債費1,822万2千
円、予備費17万9千円を計上したものであります。

議案第27号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し
上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を1,808万円と決めました。

前年度当初予算と比較しますと、1,223万6千円、209.4パーセントの増と
なりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

水道使用料等の使用料及び手数料は、22.3パーセントの404万1千円、一般会
計からの繰入金は、56.9パーセントの1,027万7千円、水道管移設補償等の諸
収入は、20.8パーセントの376万1千円を計上いたしました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費として0.8パーセントの15万1千円、水道管移設置工事費及び分水料等の
水道施設費として、98.6パーセントの1,782万9千円、予備費として0.6パ
ーセントの10万円を計上したものであります。

議案第 28 号 平成 12 年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6, 000 万円と決めました。

歳入についてご説明申し上げます。

財産収入に残り二区画分 695 万 4 千円、繰入金に 5, 304 万 4 千円を計上いたしました。

次に歳出であります、総務費に維持費用として 17 万 1 千円を計上いたしました。

公債費は、起債の元利償還全額を繰上償還するため 5, 952 万 8 千円、予備費は、30 万 1 千円を計上いたしました。

議案第 29 号 平成 12 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8, 075 万 9 千円とするものであります。

平成 12 年度からの介護保険制度の施行に伴い、高齢者等に対する介護サービス費用を新規に予算化したものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。保険料に 2, 201 万円で、予算総額の 4. 6 パーセント、国庫支出金には、1 億 1, 813 万 5 千円で予算総額の 24. 6 パーセント、支払基金交付金に 1 億 5, 175 万 6 千円で予算総額の 31. 6 パーセント、県支出金に 5, 748 万 4 千円で、予算総額の 11. 9 パーセント、繰入金に 1 億 3, 136 万 5 千円を計上したものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費に、928 万 9 千円で予算総額の 1. 9 パーセント、保険給付費に 4 億 5, 989 万 7 千円で、予算総額の 95. 7 パーセント、基金積立金に 847 万 8 千円で予算総額の 1. 8 パーセントを計上したものであります。

議案第 30 号 町道路線の認定及び変更について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、町道路線の認定及び変更をするため、提案するものであります。

議案第 3 1 号 階上町南郷村田代小中学校組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令が改正されたこと並びにその他所要の整備を行うため、提案するものであります。

議案第 3 2 号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴い、規約の変更を要するため、提案するものであります。

議案第 3 3 号 電子計算機による税等の計算事務委託を廃止することについて、ご説明申し上げます。

本案は、八戸市への電子計算機による税等の計算事務の委託を廃止するため、提案するものであります。

議案第 3 4 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任するものにつき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期満了に伴う、後任の委員に久保武司氏を選任したいので、同意を得るため提案するものであります。

次に、議案第 3 5 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件から、議案第 3 8 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてまでの件をご説明申し上げます。

議案第 3 5 号につきましては、一人の委員の任期満了に伴い後任の委員の候補者に伊藤一男氏を、議案第 3 6 号につきましては、一人の委員の任期満了に伴い後任の委員の候補者に鹿原チヨ氏を、議案第 3 7 号につきましては、一人の委員の任期満了に伴い後任の委員の候補者に橋場敏雄氏を、議案第 3 8 号につきましては、一人の委員の任期満了に伴い後任の委員の候補者に野沢直子氏を、それぞれ候補者に推薦することについて意見を求めるため、提案するものであります。

以上をもちまして、町政の運営に関する所信を述べるとともに、提出議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、平成１２年度も、終始町勢進展のため努力してまいりたいと思っております。

議案審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職をはじめ関係職員等からお答え申し上げますので、何卒慎重ご審議の上、原案のとおり御議決並びにご承認、ご同意を賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（荒道鶴造君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒道鶴造君） この際、日程第４、陳情第１号 採択地区における小・中学校教科書採択制度の改善についての陳情の件、及び日程第５、陳情第２号 建設産業振興・雇用安定の為の陳情の件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件は、会議規則第３９条の規定により、陳情第１号については教育民生常任委員会に、陳情第２号については産業経済常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号については教育民生常任委員会に、陳情第２号については産業経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、３月９日、一日間休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、３月９日、一日間休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月10日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時30分

平成12年第2回階上町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日	平成12年 3月 8日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 議	平成12年 3月10日 午前10時00分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び宣告	散 会	平成12年 3月10日 午後 5時15分					議 長	荒 道 鶴 造	
応(不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 蒿	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	10	大 前 典 男	○	11	桑 原 一 夫	○	12	木 村 勝 彦	○
	13	阿 部 敏 秋	○	14	浜 谷 豊 美	○	15	平 戸 茂 雄	○
	16	松 倉 正 美	○	17	田 端 清	○	18	荒 道 鶴 造	○
会議録署名議員		15 番	平 戸 茂 雄			16 番	松 倉 正 美		
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文		
		庶務係長	田 中 昇						
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮一郎		
		収 入 役	伊 藤 昭一郎			教 育 長	山 本 雅 教		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保健福祉課長	鳩 文 男		
		農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水産商工課長	中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆		
		教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八		
		社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 沢 勝		
		給食センター所長				農委事務局長	工 藤 靖 夫		
		診療所事務長							
		代表監査委員	下 野 岩 男						

平成12年第2回階上町議会定例会

議事日程（第2号）

平成12年3月10日 午前10時 開議

日程第 1 一 般 質 問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告がありますので、順次質問を許します。

3番、山田恵治君の質問を許します。

3番、山田君。

○3番（山田恵治君） 3月の定例議会に一般質問の場をいただき、ありがとうございます。通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

バブル崩壊後の長引く不況の中、21世紀を目前にし、時代は大きく揺れ動いております。政治、行政、経済、財政、教育、社会保障などの戦後のシステムが、根底から転換を求められているように思います。

経済界にあっては、数年前まで予想もされなかった、相次ぐ銀行、証券会社の破綻。

最近、銀行への公的資金の投入により平静を保っているものの、ペイオフに向け大手金融機関の合併、統合の大型再編が相次ぎ、また、流通業界大手企業にあっては銀行、生命保険会社、商事会社など、異業種との提携や新会社設立など、あらゆる分野で生き残り競争が繰り広げられております。個々の会社は、生き残りをかけ、経費削減やリストラ、販売戦略の見直しなど、勝ち組みになるため必死に努力をされております。

青森県の最近の失業率は4.7%、八戸市職業安定所での有効求人倍率は0.35%と非常に低く、景気の低迷を現しております。

こうした中、市民、町民の生活に直接かわりを持つ自治体、国も、ともに長引く経済低迷下での税収不足や構造的な歳出の増大など、これまでになかった厳しい財政運営を強いられていることと思います。一向に、明るさの見えない経済状況下の中、自治体

においても、行財政の改革を無くしては、倒産もあり得ると考えられるのではないでしょうか。

税収をはじめ、歳入の伸びの鈍化、都市基盤整備や福祉関係の歳出予算の増大に、ほとんどの自治体は、苦悩している状態にあると言われます。

階上町も、その例外ではないと思うのです。階上町の状況を町税収、地方債、公債比率で比較してみますと、第2次総合振興計画ができた、平成2年の町税収は、6億3,808万3,988円、地方債の合計は、31億8,817万9,000円、公債比率は、14%でした。

最近の平成10年の決算では、町税収入は、8億7,106万2,974円、地方債の合計は、67億2,922万1,000円、公債比率は、16.3%に上がっております。この8年間に町税収の伸び率は、136.5%、それに比べ地方債の伸びは211%、2倍以上に伸びているのです。

そういう財政状況下の中で、現在進められている階上岳整備構想計画、その中の中山間地域総合整備事業、公共牧場機能強化事業、ふるさと林道整備事業など、21世紀の階上町の町づくりを左右する大変重要な事業であると思うのです。

この階上岳整備構想計画は、4つのゾーンに区分し、朝焼けの森ゾーン、ふれあい牧場ゾーン、つつじの森ゾーン、交流の森ゾーン、平成9年度から10カ年計画とし、事業概算総額を55億2,690万5,000円、という計画だとお聞きいたしました。

この計画の基本的な考え方として、県立自然公園として、豊かな自然景観に配慮し、動植物の保護と共存を図る計画とし、登山道を整備することで高齢者や障害者にも安全で快適な登山が楽しめる施設整備を図る。また、地域住民はもとより、近隣市町村、都市住民との交流施設を整備し、四季を通じて、子供から大人まで利用できるレクリエーションエリアとしての施設計画とするとともに、児童、生徒の学習の場として活用できる施設計画とする。と、うたっております。

これは、大変すばらしい理念を持って進められている事業だと思います。

国や県の補助事業として、階上岳の自然を生かした開発は、たいへん、期待をしております。

私は、この事業を成功させたいなあとと思っている一人です。この事業を成功させるためには、時代に合った、将来を見据えた計画でなければならないと思うのです。

将来、施設を有効利用するためのイベント計画や、施設、設備の効率的な活用をするために、この事業の将来を考えるプロジェクトチームを作ってはいかがでしょうか。

広大な階上岳整備構想計画ですが、平成14年の新幹線八戸駅開業にともない、種差海岸、階上岳県立自然公園の観光ルート開発について、どのような位置づけで考えているのでしょうか。

都市と農山漁村の交流という視点から、グリーンツーリズムの取り組みなども考えられておられるのでしょうか。

第3点は、交流の森ゾーンの研修施設やオープンステージ、つつじの森ゾーンのオートキャンプ場、ふれあい牧場ゾーンの畜産資料、展示施設など建設計画がありますが、これらの運営方法をどのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

石の倉に予定の畜産資料館は、有効な利用を考えるなら交流の森ゾーンに移し、畜産資料だけでなく、旧公民館に保管している農具や、漁具を加え、階上町の海、山の資料館として考えてみてはいかがでしょうか。

また、階上町には、数多くの有形、無形の文化、郷土芸能があります。国指定重要無形民族文化の八戸地方えんぶり連合会、その中に、田代、平内、鳥屋部のえんぶりが入っており、また、県技芸指定の平内・赤保内の鶏舞があります。そして、道仏地区には伝統ある道仏神楽があります。

これらの階上の文化財を一堂に展示する資料館があってもいいと思うのです。

そうすることによって、交流の森の研修施設が生かされ、児童、生徒の学習の場としても生きてくるのではないのでしょうか。

さらに、もっと重要なことは、建物だけを造るのではなく、生産性のあるものを取り入れるべきだと思うのです。

中山間事業は、農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、地域の立地条件に則した農業基盤整備、農村生活環境等の整備を総合的に行い、農業、農村の活性を図るとあります。建物だけを整備するということではなく、新たな特産物の開発や研修、そして、生産基盤を整備することで、階上町にある特産物を育てていくこともうたっているのです。

階上町は、羊を特産にしようと、ジンギスカンの里づくりを提唱してはありませんか。現在、食肉用のサホーク種という羊は、55頭しかいないと聞きました。この羊を数百頭に増やし、特産物として育て上げること、それを取り扱う農業関係者の環境改善などを行なうこと、それも生産性を生む、中山間事業の一つだと思うのです。

また、昨年、新聞紙上でも取り上げられました。田代ファームのバラ園のバラは、東

京市場での評価も、大変高く好評だと聞いております。

階上町は、こういった特産を育てていくことが必要ではないでしょうか。全国に向けて発信出来るものを作るべきだと思います。

第４の質問として、財政難の中、この開発は多額の町税を投入することになるのですが、全体計画の補助金を除いた町負担はいくらになるのでしょうか。

これらの建物が完成した時点から、毎年の維持管理費を、どのように試算しておられるのでしょうか。

時代に合った開発計画に見直しをすることで、現在、人口急増地域の石鉢学区や赤保内学区の大変遅れている、生活環境整備を急ぐ考えはないのでしょうか。町長の所見をお伺いしたいと思います。

長引く不況下の中、企業はあらゆる努力をし、最小の経費で最大の効果を生むべく、必死の努力をしております。階上岳整備計画が、しっかりと将来を見据えた事業であることを願い、壇上からの質問を終わらせていただきます。（拍手あり）

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） それでは、山田議員の一般質問にお答えをいたします。

だいた、格調の高いお話をいただきましたし、その中で、社会経済状況、特に民間のその大変さ、ということについては、ほぼ、認識を同じくするところであります。

そして、また、今、大変貴重なご提言やら、ご意見をいただいたわけですが、第三次総合振興計画審議会委員として、山田議員も、只今の貴重なご意見等をお話くださいます、それらを反映させて、現在、総合振興計画の、に取り組んでいるところであることは、ご承知のとおりだと、こう思います。

前段は前段として、それでは、それぞれ項目に従ってお答えを申し上げます。

まず第１点目ではありますが、階上岳整備事業の将来を考えるプロジェクトチームを作るつもりはないか、考えはないか、こういうことでありますが。

階上岳整備事業につきましては、現在、農林の、農林関係の事業によりすでに実施済み、或いは実施途中というのもありまして、平成１４年度をもって概ね完了する見込みであります。従いまして、ご質問のプロジェクトチームについては、現段階では考えておりません。なお、１５年度以降に予定されております、種々の施設整備につきまして

は、自然環境に配慮し、自然景観を保持する観点から、町民の要望など、また、時代の変化ということも勿論ありますが、これらを勘案しながら今後の計画について、時間をかけて見直すべき点等については、検討をして参りたい、こう思っております。

また、第2点の八戸駅開業に伴い、種差海岸・階上岳県立自然公園の観光ルートについて、というふうなご質問につきましては、東北新幹線八戸駅開業を間近に控え、県南のシンボルとなっている階上岳及び階上海岸は、階上町のみならず近隣の市町村からも広く愛され、親しまれているところであります。この重要な資源を観光ルートとして設定し、広域的な観光地を目指したい、こう考えております。そのためにも、そのためにも、階上岳整備計画を、全力を挙げ、積極的に推進し、地域の活性化を図りながら産業と連携した観光基盤の整備、そして、八戸地域の観光ルートとしての確立を目指していきたい、こう考えております。

また、3点目の建物だけではなくて、生産性のあるものを取り入れていくべきではないか、という点につきましては、中山間事業、公共牧場機能強化事業等で実施している補助事業につきましては、生産性、または、収益性を目的とした事業は対象外、なっております。また、海、山の資料館として考えるべきではないか、という点につきましては、教育委員会で、教育文化の総合施設ゾーンとしての整備計画で検討することになっておりますので、そちらの方に譲りたい、いうことであります。また、施設完成後の運営方法にという点につきましては、現在のところ、収益事業はないため、運営については考えてませんが、管理につきましては、当然に町で管理していくということになるかと思います。

4番目ではありますが、財政難の中、この開発は多額の町税を投入することになるが、全体計画の補助金を除いた町負担分は、いくらになるのか、また、維持管理費をどのように試算しているのか、時代に合った開発計画に見直しすることで、現在、人口急増地域の石鉢、赤保内小学区の大変遅れてる生活環境を急ぐ考えはないか、こういうことであります。

全体計画の中の、補助金を除いた町の負担金額、維持管理費等についてお答えをいたします。

階上岳に係る負担金額は、概ね30億7,900万で、内、全体経費の84%にあたる、約25億9,500万は道路整備に係る費用となっております。岳の整備基盤に係る費用は、おおよそ、5億円程度で済むものと考えております。

主な事業費は、研修施設や多目的広場などの、中山間地域総合整備事業として8,700万。オートキャンプ場や用水施設などの林業地域総合整備事業として1億9,600万、監視舎、駐車場などの公共機能、公共牧場機能強化事業として1億8,400万となっており、また、事業完了後の維持管理費につきましては、通常、町で設置している施設等の費用と同程度と考えておりまして、収益事業を展開するということではないので、細部まで試算はしていない状況であります。

また、人口急増地域の生活環境等につきましては、都市計画区域を設定し、用途区分により、都市計画事業を第三次総合振興計画の中で整備を図っていくと、いうふうな考え方をしております。

従いまして、事業がそれぞれあるわけでありますから、この事業からそっちへ回すんだ、という考え方ではなくって、私としましては、ここはこことして、西部地域の活性化、これにも重要な資源ということが出来るわけでありますから、これはこれとして進めていく。また、さきほど申し上げましたように、赤保内、石鉢地区につきましては、都市計画などの、そういう事業で、また、これは進めていかなければいけない、いうふうに思っております。詳細等については、それぞれの担当課から、お答えをいただきます。

○議長（荒道鶴造君） 3番、山田君。

○3番（山田恵治君） 3番、山田です。非常に、このプロジェクトチームを作って、将来を考えるとこのものを作りたいと思っておったのですが、14年でだいたい完成するということでございましたんですが、これからのいろんな計画、事業進めるにおいても、一つのアイデアとして、例えば、階上町職員130名もいる、優秀な職員の中から、その課を飛び越えてですね、そういう、そのやる気のある若手や中堅のメンバーを10人程度募集し、また、その募集したのに、その都市設計のプロのアドバイザーの人など加えて、例えば、こう、ローリング計画で、3年ごとに計画変えるときには、そういうものを利用していったら、そういうチームをすべきじゃないかなあと思うのですが、いかがでしょうか。また、例えば、交流の森ゾーンの施設なども、例えば、細くなるのですが、一部見直しを考えるとというようなことで、質問してみたいのですが。

例えば、研修施設として、2億9,000万の予算が予定されているのですが、これだけ

の大きな、例えば、施設を建てると、町内外から研修する方々、研修も数多く開かれ、たくさんの方が来られると思うんですが、駐車場の計画を見てみると、建物からだいぶ離れた所に両側にあり、駐車台数を見ますと、片方は、36台、乗用車36台に大型車4台、もう一か所の方は乗用車が28台、大変小さな駐車場のように思います。

例えば、先月、勤労者体育館で行なわれた、三戸郡下のユニホックの大会など見てみると、町内からの参加者数が36、参加人数なんかは、約300名近く集まってる、そして、駐車台数は140台も車がとまっていた、こういうふうなことから見ると、こういう大きな施設を建てる場合は、もっと大きな駐車場が必要じゃないか、そして、また、町内外、また、都会からも呼ぼう、というようなお考えであるなら、もっと大きな公園を作っていくべきじゃ、張り付けていくべきじゃないかなあとと思いますが、その辺については、いかがでしょうか。

それから、利益を生む、中山間事業は、利益を生む事業ではないということだったんで、非常に、ちょっと残念なような気がしますんですが、一つ例えば、例を挙げて見ると、オープンステージ、これが、9,600万で予算を計画されていますが、例えば、このオープンステージなんかを、いつ、どのように、年間何回くらいのイベントを予定しているのでしょうか。

例えば、このオープンステージ一つを、計画見直しをしたとすると、今、利益の生むということで、非常にあれなんです、例えば、バラ園を作るのに、1棟300坪、約3,000万、苗とビニールハウスで3,000万でできるんだそうです。そのオープンステージをやめることで、そのバラ園が3棟も建ってしまう、そうすることで、その地域の雇用にもつながっていく、そして、また、階上町の産業の一つにも加えていけるような気がするんですが、利益を抜きにして考えると、こういうものを育てていくことも、中山間の事業に合っているのではないかなあとと思います。

例えば、その中山間地域の活性化事業取り入れるところに、青森県の戸来地区、新郷村の戸来地区がありますが、戸来地区では、新たな特産の開発ということで、キク、バラの栽培をしています。大きなハウスを作って、詳しくその経費状況なんかは聞いてみませんでしたけども、そのバラ園を栽培していると、キク、バラ園ですね、等やっております。そういうふうに利益を抜きにして考えた場合に、こういうものを取り入れていく考えはないでしょうか。以上、その点について、お答え願います。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、最初の第1点目のプロジェクトチーム、やる気のある役場職員10人程度でもって、今後、検討したらいかがか、ということでございます。実は、この計画を進めるに当たりまして、企画、農林、建設、総務等々で担当者、プロジェクトといいますか、それでもって、計画をして進めてきたわけでございます。

さきほど答弁いたしましたとおり、今、現在、道路整備が主体の事業を行なっていると、それが14年度終わると、そして、今後計画してございます、さきほど、ご質問にありました、生産性を高める施設等検討しては、どうかということで、全体構想の中には、レストハウスなり、宿泊施設なり等々あるわけでございますけれども、今後、これらにつきましては、人の入り数等を検討して、収支採算が合うのかどうか等々、あわせてこの中山間地域の中で検討したい、というふうに考えてございますので、とりあえず14年度の道路整備等が終わった段階で、それらをあわせて検討して参りたいと、いうふうに考えてございます。

それから第2点目は農林課長に譲りまして、第3点目の、そのオープンステージとか生産性のあるもので、例えば、他の町村ではキク、バラ園をやっているというふうなお話しがございましたけれども、実は私の方でも、花未来21創造事業というものでもって現在まで進めておって来てるわけでございます。それは県の補助事業でございまして、それらを活用してきておるわけでございますけれども、いかんせん、さきほど申しましたとおり、約1棟作るというのにつきまして約3,000万円程度の事業費が必要だという等々もございまして、今年度はハウス建設はございませんでしたけれども、中の方の整備をするという等々は、他の事業でもってやってございますので、ご理解願いたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） それでは、山田議員の研修施設のあるところの駐車場の台数の関係なんですけれども、現在、研修施設の場所につきましては、さきほど、山田議員おっしゃいましたとおり、一応、25台予定してございます。それから、奥の方の駐車場につきましては36台と大型車4台ということと、あと、フォレストピアの向かいの駐

車場があるんですけども、そこは現在予定されているのが、普通車が61台、それから大型車が8台ということで予定されておりまして、これから、まだ、整備はしていませんが、単独でもって、その研修施設の手前のところに駐車場も設置するという予定にはなっておりますので、合わせましても120～30台、現在のところですね、それぐらい駐車できるというスペースになってございます。

それから、さきほど、企画課長の方からもいいましたけども、バラとか、そういうやってるということでございまして、私の方でも11年度から、金額は少ないんですけども、農協さんの方に委託してる部分がございます。それは40万ほど委託料払ってるわけございまして、あと、トルコギキョウ、そういうものも、一応11年度は2農家ございまして、二つの農家の方がやってございます。12年度につきましては、だいたい5、6人の農家の方々に、そういったトルコギキョウとか、そういう花木類の栽培をお願いしたいということで、一応計画してございます。それとあと、さきほど山田議員がいましたとおり、わが町にしましては、ジンギスカンの里づくり事業ですよ、ということで進めているわけございまして、私の方では、南郷さんとか、名川さんとか、南部町さんみたいに、リンゴ観光農園とか、或いはブルーベリーの農園とか、サクランボの農園とか、というのはないわけでございますが、現在、私の方の町として、さきほどいいましたとおり、サーホク種の羊を飼育しておりますが、現在、全部でですね、今年生まれたのが26頭小羊が生まれてございます。合わせまして、今現在、68頭飼育されておりますけれども、ご承知のとおり、臥牛祭とか産業振興祭等について、ある程度販売されてはおりますが、まだまだ、供給販売できるという状態にはございません。今後、100頭以上増やしましてですね、多くの方々の農家から、飼育可能になればいいなということで考えておりますが、どのような方法で、これから飼育させるのか、現在、肉牛の貸付制度というものがございまして、そのような方法でもっていくのかと、いろいろ今後に向けて検討を重ねているところでございます。現在、二人の農家の方っていうんですか、から、遊休農地を利用して牧草を付けて飼育をしたいという相談がっております。ですけども現在のところは頭数が少ないのと、本人が牧草つけたとしても、牧柵を回さなきゃあならないと、そうすれば経費がかかりますよという。その経費町の補助の支援等について検討しなければならないのかなということで、できれば、将来、いろいろ私の方としまして、補助の支援等について考えていきながら、羊の肉が町の特産品ですよということで、将来道の駅とかフォレストピア等で販売でき、また、

町のPR等考慮しながらの販売網の確立ができれば、町の活性化につながるのではないかなあというように考えております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） 3番、山田です。この階上岳の整備計画は、どうか将来に広がりをもった計画として、階上町民に夢と希望を与える開発計画であることを願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、3番、山田恵治君の質問を終わります。

4番、土橋信夫君の質問を許します。

4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 4番、土橋信夫です。

平成12年3月定例会の開会にあたり、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

通告にしたがい、一般質問をいたします。

まずはじめに、「町内幹線道路網の整備について」お尋ねします。

交通通信体系の整備は、町民の日常生活の上でもっとも重要な施策のひとつであるとともに、将来の地域社会の発展にとって大きな影響を与えるものであります。

また、事業の実施にあたっては多大なる費用を伴うものであることから、将来を展望した計画的な整備が求められると共に、その運用にあたっては、より効果的な管理に配慮すべきものと思慮するものであります。

本町の主要な幹線道路は、国道45号線、主要地方道3路線、県道1路線であり、また産業道路として広域農道、国営八戸平原幹線道路等があります。

しかしながら、その整備状況を概観するに、ラッシュ時における国道45号線の渋滞、第二次基本計画の後期計画のメインテーマとなっている、町土の均衡ある発展に必要な西部、中央、東部の各地区を貫く横断軸の欠如、整備の遅れ、また町の西部地区を走っている主要地方道八戸、大野線は2市2町2村の広域的な幹線であるにもかかわらず、

階上岳南麓通過路線という地形的条件から急勾配、急カーブの解消が進まず、道路交通安全上多くの問題を抱える路線であります。

広域農道、八戸平原幹線道路は農業振興上の重要な産業道路であるとともに、町内外をつなぐ町管理の主要な幹線でもあり、特に広域農道は東北縦貫道八戸線へのアクセス道路として、高速交通時代に対応した機能が求められる路線であります。

この農道2路線を利用してみて感じることは、道路標示が不備の状態であり、階上町への外来者にとって、誠に不親切な路線であるということです。例えば、広域農道の終着点から国道45号線へ、また、八戸平原幹線道路において国道45号線から主要地方道名川・階上線へ至る路線においても同様であります。不案内な外来者にとっても、支障なく走ることができる道、それが道路機能の最低要件であり、地域発展へつながる基本的な行政行為の一つと理解するものであります。

以上の諸問題を踏まえ、次の三点について質問します。

まず第一点として、第二次階上町総合振興計画の交通・通信計画にもありますように農道等の「高速交通時代に対応したネットワークの整備の状況について。」をお尋ねいたします。

国県道について、その整備並びに管理については国、県それぞれの所管事項であります。その効率的実施には、町の要請行為が大きく左右するものと思われます。このことから、第二点目として「国道の4車線化、主要地方道、県道の拡幅、改良並びに歩道整備等に関する関係機関への働きかけの状況について」、そして第三点目として「主要地方道八戸・大野線の整備促進に関して、沿線市町村が連携し、進めていく考えはないか。」、以上について町長の所見をお伺いします。

次に「義務教育における教育と学習の環境整備について」質問いたします。

義務教育施設の整備に関しては、町長が最優先事業として取り組んできた経緯もありこのたびの道仏小学校の改築事業が竣工したことにより、町内に設置している小中学校全校が改築を終わったこととなります。

施設の整備は、充実した学校教育を進める上で重要な課題であり、未来社会を担う児童生徒の教育の場としては、まことに恵まれた設備環境であると理解するところであります。

しかしながら、社会の動きに目を転ずれば、少子・高齢化の到来、さらに過疎化の進

行による複式学級校の増加、そして地方分権社会を目前にし、主体的、自主的な地方教育行政のあり方が求められるという新たなる課題が表出してきております。

このことを踏まえ、次の二点について質問します。

第一点目は「少子・高齢化時代を迎えて、自主的な自治体運営が求められる地方分権において、町独自の対応としてどのような教育環境を考えているか。」

そして、第二点目として「複式化が進行する西部、田代も含めてですけれども西部、中央地区の小規模校における、今後の教育の適正環境について、その方向性を示していただきたい。

上記二点について町長の所見をお伺いします。

「町の宅地開発事業について」質問いたします。

本町は国道45号沿線を中心として、民間の宅地開発が依然として活発であり、その結果として人口の増加が続いています。

一方においては、町内各地で過疎化が進行しています。平成2年から平成11年までの住民基本台帳をもとに、人口と世帯数の増加率をみると、人口で最も減少している地区は、平内地区でマイナス1.94パーセント、続いて駅前地区マイナス1.8パーセント。

鳥屋部地区マイナス1.12パーセント。駅前地区においては、町内で、唯一世帯数も減少している地区であります。

また、平成11年の地区別高齢化率をみると、晴山沢31.0パーセント、平内28.7パーセント、田代26.9パーセントとなっております。

こうしてみますと、国道沿線地区を除いて町内全般に過疎化、そして高齢化が進んでいます。

町独自の宅地開発事業であるトウインクルタウン「大鶴音」の事業内容をみてみますと、概ね収支の均衡がとれています。ただし、販売経費、人件費等は、町費でまかなっており、利子も入るわけですが、当然のことながら公共事業が故に利益は計上されておりません。

これは、良質の宅地を格安に供給するという点においては、当を得た手法であります。一方、民間デベロッパーとの経済競争という観点から見れば、甚だ公平に欠く事業といわざるを得ないのであります。しかしそこには、不公平を押してまで事業を実施しようとする、行政としての大儀と理由が色濃く存在しているものと拝察する次第で

あります。

このことから次の二点について町長の考えをお伺いします。

「トウインクルタウン大鶴音の造成目的と場所選定の理由について」

そしてもう一点は、「今後の町独自の宅地造成計画の実施について」をお聞かせ願います。

以上、3項目7点について所見をお伺いし、壇上からの質問を終わります。

(拍手あり)

○議長（荒道鶴造君） 町長〔正部家佑介君〕

○町長〔正部家佑介君〕 土橋議員のご質問にお答えをいたします。

様々、前段の状況認識等におきましては、あまり差異はないと、こう思っておりますが。まず質問の順にしたがってお答えを申し上げます。

まず第1点目の高速・交通時代に対応した交通ネットワーク整備の状況についてであります。ご質問の趣旨にもありますように、町内の道路網は国道1路線、主要地方道3路線、一般県道1路線が縦横に、に対して縦横に結ぶ町道からなっておりまして、それぞれ交通の重要な役割を果たしてきているところであります。これらの状況につきましては、整備計画決定を間近に控えました、八戸南道路に階上インターが位置づけされており、主要地方道、一般県道につきましても、それぞれの路線において改修事業等が継続的に進められているところであります。町道におきましては、現在直接に高速交通時代に対応した交通ネットワークのもとに、改良工事が進められているという路線はないわけではあります。八戸南道路、国道、主要地方道等の整備状況をみながら、既存町道の交差点改良や急勾配、急カーブの解消を計画的に進めていきたい、こう思っております。

また、道路案内板につきましては、補助事業関連道路には一部設置されているわけですが、ご指摘の2路線については状況を調査の上、計画的に進めていきたい、こう思っております。

第2点目の国道の4車線化、主要地方道、県道の拡幅、改良並びに歩道等に関する関係機関への働きかけの状況についてであります。国道45号旭ヶ丘交差点から階上町役場間につきましては、北奥羽促進、北奥羽開発促進協議会では4車線化を重点事項と

して、また、青森地区国道協議会では国道整備ということで、それぞれ毎年要望してきております。今後も引き続き、国道の4車線化及び整備について要望し、関係機関に働きかけていきたいと、こう思っているところであります。主要地方道、県道の拡幅、改良並びに歩道整備等につきましては、三八地方土木振興会、三戸郡東南地区町村議会議員連絡協議会、三戸郡東南地区関係町村長におきまして、毎年要望あるいは陳情してきてることはご承知のとおりだとおもいます、とおりであります。

今後も引き続き、主要地方道、県道の整備につきましては、要望していきたい、こう思っております。

第3点目の主要地方道、八戸・大野線の整備促進に関してであります。沿道の市町村が連携していく考えはないかというご質問であります。八戸・大野線につきましては、階上町と南郷村の一部にかかるカーブ修正のための改修が3ヶ所に着手されております。また、バイパス及び田代駐在所付近の交差点改良が、県におきまして計画中であるというふうに聞いてるところであります。八戸・大野線の整備促進に関しましては、沿道全市町村を含む北奥羽開発促進協議会が、基盤整備事業の一環として当路線の整備促進を働きかけているところでありますが、青森・岩手両県の沿道市町村が連携して整備促進を進めていくということについては、大変有意義なことと、こう思っておりますから、関係町村と連携をとりながら進めていきたい、取り組んでいきたい、こう思っております。道路関係につきましては、町民生活、住民生活にもっとも密接な、もちろん関係があるわけでありまして、これまでも地元選出の上野先生のお力添えもいただきながら整備促進を図ってきたところであります。

しかし、しかし、「ローマは一日にして成らず」という言葉がありますように、「道路はこれで、もういいんだ」ということは、なかなかないのでありまして、より良く、これは、もう当然町民の方の願いでもあります。これまでも道路の整備につきましては私自身も重要な課題だ、町民の発展あるいは地域の振興というふうな意味で、もっとも力を入れてきたものの一つであると、こう思っておりますし、また、まだまだ十分とは言えませんが、現状でも名川・階上線田代工区、あるいは鳥屋部工区、鳥屋部・十日市線の工事など、相当、今では積極的に、県におきましても取り組んでいただいているところでありますし、決して他町村に、その意味での退けをとる状況ではない、こう思っております。

しかし、さきほど申し上げましたように、これで十分だということはありません。

まだまだ、このベットタウン等のご不便をおかけしてるところもありますし、これについては、道路の整備については、終わりのない事業だと、こういうふうに認識をしているところでありまして、今後も、うんと力を入れて取り組んでまいりたい、いうふうに思っているところであります。

第2点目の、大きな項目の2点目の、義務教育における教育と学習の環境整備について、ということにつきましてお答え申し上げます。これにつきましては、今まで各教育施設の整備を図ること、これが、最重要課題の一つだということで、それこそ取り組んでまいりまして、今年度でなんとか、道仏小学校で一つの段落を迎えることとなりました。これについては、地元をはじめ関係者の方々に大分ご協力、ご尽力いただいたと、この機会に感謝を申し上げたい、こう思います。

一方で、ご承知のように少子・高齢化時代を迎えまして、土橋議員がお話しのとおり特に西部地区の複式化が進んでるわけでありまして、私といたしましても、大変憂慮しているところであります。

教育環境というふうな表現を用いてのご質問であります。この意味は統合というふうなことでの視野に入れた、ご質問であるのでしょうか。ということ、統合を考えたらというふうなご質問と、いうふうに受け止めるというか、そういうことであります。

私自身は少なくとも、これまで、統合ということではなくって、何とか存続をしたい、これは、明治7年創立の登切小学校、そして8年創立の階上小学校、また、その他金山沢小学校も長い歴史を刻んできてるわけでありまして、同じく田代地区の組合学校につきましても、そういうことが言えるわけでありまして、長い歴史と伝統、そして地元の方々が、何があっても小学校を中心として、心のよりどころといってもいいほどの、この愛着をもって学校を守ってきたわけでありまして、私はそういう意味では、何とか、統合ではなくって存続をしたい、そのために、そのために地元の方々と一緒になって、どうやったら、この存続をしていけるのか、それで、ちょっと、これからの質問にもございますように、住宅団地等の造成を図り、そして何とか定着を、住民の定着を図っていききたい。こういうことの一環として、この町有地の分譲も、町営住宅の分譲もやってきたわけでありまして、ただ、そうはいいますものの、認識としては、なかなか厳しい状況にある。ですから、今後これについては、地元の方々とも十分に、お話し合いをしながら、教育効果ということなども当然のこととして、念頭において対応をしていかなきゃいけない、現実の問題としては、厳しいところへきてるなあと、こ

ういう認識をもっております。いずれにしても、何とか存続の方向でと、私自身はそう思っているところであります。

その次に第3点目のトウインクルタウン大鶴音の造成目的と場所選定の理由ということですが、これにつきましては、議会の議決を得てこの事業に取り組んできた、ということは、勿論、もうお話しするまでもないことでありますが、さきほどもちょっと触れましたように、西部地区、わかりやすく言えば山手地区の少子・高齢化、過疎化、これに何とか歯止めをかけたい、こういうことで計画をしました。ただ、その後私どもの、私のといいますか、予想を超える、この景気の長期低落傾向というんですか、景気の低迷があって大変心配をしたわけではありますが、思った以上に、あと残り2区画が、まだ残っているというところまで販売ができた、ということで、さきほど、申し上げた目的は、達成しつつのではないかと、思った以上の成績であったと、こう思っております。

ここで、土橋議員と若干認識の違いますところは、この地区で民間との競合、心配されないのか、ということについては、それが、心配なほど、この地域がどんどんと伸びてれば、伸びてくれば、そういうこともいえるだろうと、こう思います。

ご承知のように、さきほど土橋議員がお話しのとおり、人口の減少、そしてただ減少のみならず高齢化が進んで、一部地域におきましては、高齢化率30パーセントを超えるような状況と、もうこれは、集落としての存続、危機的な状況である、私はそう認識しております。

ですから、ここに、ここに土橋議員の言われますような経済原則を取り入れるということであれば、今後、過疎対策としての町営分譲地ということは、事業は、現実の問題としては、できなくなる、こういうふうな結論にいたるのではなおか、そういったことで、この点については、土橋議員と見解を大きく異にしているというふうに思います。

以上、3点ご答弁申し上げまして終わります。

○議長（荒道鶴造君） 教育長、山本雅教君。

○教育長（山本雅教君） 土橋議員に町長がお答えしたわけではありますが、不足の分を、私の方からお話し申し上げます。

まず第1点目の、自主的な自治体運営が求められている地方分権の時代の中で、階上

町独自の対応として、どのような教育環境を考えているのか、ということであります。

まさしく議員がおっしゃるとおり、まさに今、少子・高齢化、そして核家族化によって、多岐にわたる問題が表出していることは同じでございます。その中で、例えば、育児不安だとか、あるいは幼児虐待、看護不安、あるいは老人虐待、また、将来への進路の不安、あるいは家族形態の崩壊、心の問題等、まさしく多くあります。まさに今、学校も、社会も、家庭も、それぞれの、それぞれの教育力を生かして、人としてのあり方をきちんと学ばせていかなければならないと、かように思っております。階上町の教育委員会の方針は、人間尊重の精神を基調として、豊かでうるおいのある生涯学習社会の形成に向け、心身ともに健康で創造力に富む子どもの育成と変動する社会に、主体的に対応し、郷土や国家の発展に貢献し得る人間性豊かな町民の育成を目指しております。このことを踏まえて、家庭、学校、地域社会はもとより、本町の教育振興会、教育委員会そして行政の各分野、各担当課と連携を密にして、より効果的な教育環境づくりを目指しているところであります。

独自のということがございましたが、現在、行なっていることは、世代間交流事業、家庭教育学級、幼児教育学級、いきいきのびのび学校づくり推進事業、民族芸能伝承教室、伝統文化伝承教室、幼稚園就園奨励事業、すくすく子育て支援事業、子ども会の育成事業、各種スポーツ振興等であります。

このことは、一つには国・県の補助事業を積極的に活用しているところで、二つ目は学区、町内の人材活用をしているところであります。このことは、今後も校長会等にも諮り、町独自の事業の展開を図っていく所存でございます。そして学校現場では、人的物的環境には、次の6点を掲げております。

一つは、教職員の資質の向上、教育技術向上のため積極的な研修への参加と奨励を促す。二つ目は、学区及び町内の人材活用を図って図っていききたい。三つ目は、合同交流学習の推進を図りたい。四つ目は、適正な施設整備、教材用具の確保をしたい。五つ目は、小・中連携の推進。六つ目は、まさに今、学校は、学校長を中心とした創意工夫ある学校経営の推進を図る。以上の6点でございます。

なお、二つ目のご質問でございますが、三八管内のへき地、複式合わせて32校ございます。その内、その内複式は、八戸市が5校、三戸郡が17校でございます。さまざまな点で、優位性がありますが、しかしながら、逆に問題もあるというふうに、私は認識しております。しかしながら、現時点での認識といたしましては、小規模校ゆえに

できる教育、子ども側にたった教育を施行していかなければならないと、このように考えておりますが、現実に複式学級だから、職員の定数の問題、例えば、事務職員は4学級以上の学校に一人ということになっております。登切小学校は、小学校は、現在は事務職員はありますが、25人以下になれば、事務職員が配置できないということがございます。それで私の方で、昨年も、事務職員をはぎますよと言われましたが、いや、だめですと、11年度ぜひ置いていただきたいということで、特別に配置していただきました。今年度も、今年度も教育長面接で生徒数が減っているから、外枠でもいいですから置いていただきたいということで、平成12年度も、事務職員の配置が決定いたしました。ということで、まさしく現場には、さまざまな苦勞がございますけれども、苦勞をかけないように、私はしたいなあ、こう考えております。

ほか、またご質問があれば、お答えしたいと思います。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） ハイ、4番、土橋。まず、道路に関する質問を行ないます。私の道路幹線の整備の第1点としての質問の根拠はですねえ、第二次階上町総合振興計画、後期計画のですねえ、20ページについて交通・通信体系の箇所においてですねえ、また、高速・交通体系を前提とした広域農道等の整備により、圏域外の交通ネットワーク体制の促進を図りますということ、役場の、役場っていうんですか、自治体のこれは将来図を表してる計画でございまして、これに基づいて行政が進んでいる、こう認識しておりますけれども、このことを踏まえてですねえ、質問しているもりでございましてそういう点からいうとですねえ、農道2路線を走ってみて非常に強く感じることはですねえ、標示が、さきほどの質問でもあるように、標示が少ないということはそのとおりなんですけれども、標示があったとしても例えば広域農道の出口、蝙蝠付近の出口、ここはですねえ、矢印の、矢印にそって、いわゆる耳ヶ吠、赤保内、鳥屋部、こういう標示しかしてないんですねえ、しかも正部家付近においても何カ所もあります。これもすべて、石鉢、角柄折、鳥屋部、いうかたちの標示なんですね。一般に、町外から幹線道路を通じて階上に入ってくる。この行き先が主要地方道のどの路線にいくのか、国道のどこに出るのか、それが一番誘導する上で必要なことじゃないかと思うんですけれども、それが、皆無の状態でございます。

広域農道の出口から茨島・蒼前線の町道の幹線に出て、それから階上中学校、赤保内小学校の通りに出て国道に出てくる、走ってみてわかるように、なにも全然標示されてません。ですから、幹線というものはですね、特に広域農道は、三八を貫く幹線でございます。町外からの来町者も、沢山あるものとしての前提として作ってあるわけございまして、階上の人間が、町内の人間が八戸に出てく、あるいは他の町村に出てくだけの機能であれば、それでいいと思うんですけども、地域の発展とか、過疎化の解消ってことを考えた場合、人の移動ってのは、どちらからの移動も前提として考えていかなければならない、そういうことを考えると、非常に未整備な道路じゃないかと、しかも、国道、国営八戸平原の幹線道路、これについても、まったく標示はないわけですねえ、さっきいった、正部家地区のところにあるぐらいです。その国営八戸平原の幹線道路においては、新田地区において、まったくズレています。

そのズレてる先はですねえ、名川・階上主要地方道につながる、平内でつながるんですけども、その間は、まったく標示がない、ですから、国道から平内地区に、いわゆる一番人口が増えてる国道沿線から、一番過疎化が進んでる平内地区へ至る道路が、非常に不明瞭な道路である、ということは、地域振興に大きな障害となってるんじゃないでしょうか。その点をお伺いします。

金がかかると言いますし、少しずつやってくることなんですけど、私は、ここにいるのは管理の問題なんですね。金は、それはかかるかも知れませんが、どういう理念で道路管理をしてるか、そういうことを、私は伺いたいと思います。

それから、八戸・大野線の問題ですけども、町長の答弁と、それぞれの路線についてそれぞれの機関に陳情なり、お願いをしてるんだと、ということなんですけども、北奥羽開発促進協議会の陳情、重点項目については、二十数年から同じような形でやってるわけございまして、確かに、それは、のっかってることは、のっかってございます。

ただしですねえ、関係町村と努力してできるタイミング、それがあれば非常に効率的だと、私は思うわけございまして、そのために、いろいろな陳情の状態を調べてみました。

そうしましたら、現在、八戸・大野線については、銭蔭地区のヘアピンカーブ、これは、4、5年前に死亡事故が出たところでございますけども、ここについては、今、改良するべく地権者を集めて、用地の測量が行なわれております。

もう一つは、土折地区において、これは、交通安全施設ということで改良等、それか

ら、道路の修正が行なわれるということでございます。

これらの陳情の経緯をみてみますと、実に大野村の陳情がですねえ、平成9年8月14から平成11年4月までですねえ、6回にわたって陳情されてる。それは、青森県の企画部政策審議監に、あるいは、それぞれの岩手県、青森県の県知事、それから自由民主党の各支部に、久慈地方振興局の土木部長さんという形でですねえ、これは、こと細かに、その階上を走ってる八戸・大野線の12キロの中ですねえ、箇所をそれぞれ4、5箇所ずつですねえ、明確にあげて陳情してるんですよえ、こういう他の町村でもって積極的に階上町の中にある施設を、こう陳情する、そういうタイミングを捕らえてですねえ、共同歩調とるってことは、非常に効率的じゃないか、しかも、主要地方道の入り口の部分を、階上町が行政管理してるわけでございますので、お互い行政の立場からいってもですねえ、そりゃあ当然、大野村の期待に応えて一緒に足並みをそろえるべきじゃないか、かように思うわけでございます。

再度、町長のお答えをお願いしたいと思います。

それから、第2点目としてですねえ、教育の環境の問題でございますが、町長のさっきの答弁だと、明治7年以来の学校、学区ということでございまして、これを大事にしたい、そのとおりでございます。

基本構想においても、第一生活圏として学区を捕らえているわけでございますので、これはコミュニティとして、非常に大切なことだと思います。

しかしながら、時代は変化してございまして、その明治7年の交通手段とすれば、人の足と馬でしかなかった時代、人間の行動半径がきわめて狭かった、階上、あるいは三八の区域が一つの世界であった、といっても過言でない、狭い時代でございます。

現在は、階上町が義務教育の生徒を海外に派遣する時代でございます。量販店にいきますと生鮮食料品、果物が地球の裏側からどんどん流れてきて、皆さまの、我々の台所になくはない物流の時代になってる、物流のグローバル化が進んでる時代でございます。しかも、私どもの日常の行動半径というものが、非常に広がっている、明治7年と比較にならないほど広がっている、こういう時代の変化と、それに対応した形で、地方分権を求められてるわけでございますので、地方分権は、なにも市町村合併だけが、地方分権だわけじゃございません。

各市町村のあり方、コミュニティのあり方も時代に合ったような形でとらえていくべきじゃないかという趣旨があるわけでございます。地域の生活も大事ですけども、学校

の小規模校の中で4年生から6年生の各学年を集めても、野球のチームができないところがたくさんあるわけです。大部分がそうです、サッカーもできない、野球もできないんです。

田代小学校からの例から言うと、陸上競技部しかない、ということなんです。そういう子どもと親の心情を考えた場合、地域の大切さもわかるんですけども、将来を担う子どもの教育のことを、実際の教育のことを考えた場合、非常に、憂慮されるんじゃないかと、教育長さんの方でも、小規模校でないといけないこともあるといいますけども、小規模校であるがゆえにできないこともたくさんあるということも、認識していただきたいと思います。

それから、3番目の宅地開発の計画の質問なんですけども、あっ、すみません、さきほどの、教育の点で、階上小学校がですねえ、現在、平成11年の段階で34人、平成16年、こりゃあ34人、トインクルタウンの効果が、これから出てくるという見込みなのかどうか、その辺わかりませんが、ほとんど、変わってない。登切小学校、平成11年21人、平成16年15人。金山沢小学校、平成11年37人、平成16年23人。田代の方の数字は、つかむことができなかったんですけども、今年入る生徒は5人、ということでございます。こういう状況でございます。複式学級というのは、非常に厳しい現実があるんだ、ということも念頭に入れて、再度、お答え願いたいと思います。

それから、トウインクルタウンのことですが、私も、ちょっと調べてみましたら、さきほどの質問の中でいったようにですねえ、そんなリスクかかってないじゃないかということを感じるわけでございます。例えば、この事業を晴山沢の、晴山沢地区で、この事業を行なえばどうなのか、こういうことを考えてみました。晴山沢地区は、現在、64戸でございます。トウインクルタウンの規模を、リスクを縮小したい、リスクをできるだけおさえたい、ということ、造成工事をできるだけ少なくしたい等、いうことを考えた場合、仮に半分の規模であったとしても、25戸誘導できることになります。晴山沢の64戸に対して、25戸というのは非常に大きい数字でございます。

今、過疎の問題、高齢化の問題で、非常に各地域悩んでいますし、町長が、さきほど、おっしゃったように、地区が崩壊する危機的状態、これはまさに、そこで生活している人間にとっては、そのとおりでございます。

この晴山沢、例えば、晴山沢に25戸、トインクルタウンの半分の規模の25戸が張

りついたらとすれば、それは、晴山沢一地区のみだけでなく、そこに至る平内地区の発展の問題、田代の問題、金山沢の問題、非常に大きい影響を与えるんじゃないか、かように思います。

以上、3項目について、再度、質問しますのでお答え願います。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 土橋議員のご質問にお答えをいたします。

道路の関係につきましては、理念といいますか、総論といえいいのか、であります
が、その点に関しましては同感であります。その他につきましては、担当の課長からお
答えをいたさせます。

また、学校関係に移りますが、明治と時代は違うんだというふうなこと、そのとおり
でありますし、行動範囲、行動半径っていいですか、広がってるということもそのとお
りであります。ただし、ただしですよ、この集落の現状を見てみますと、今、晴山沢地
区が64戸というお話しあったんでしょうか、この辺の現状を、これは、晴山沢地区に
限らず、この山手地区全体にいえることでありますが、現在は、戸数としてはあるわけ
ですけれども、その内容中身を見てみますと、相当の所帯で、いわゆる、高齢化所帯に
なっていると、後継者が住んでない、こういうふうな状況等を考えますと、ここから、学
校がスポット抜け落ちたと、いうふうなことになれば集落としてどう存続、これはもう
大変な事態になるんじゃないかと、私は、そう懸念をいたします。

ただ、今、田代地区とっていいと思いますが、選出の、選出っていうのか、出てお
ります、土橋議員からこういうお話しあったので、そういう意味では、だんだん歴史の
ある、伝統のある学校の閉鎖、統合ということについては、私は、これはもう、さきほ
ど申し上げたような、地元の方々にとっては大変なことだなあと、いうふうに心情とし
ては、そう思っているところでありまして、ただ、そういった意味では、一緒になって今
後とも、真剣に考えていかなきゃいけないことだろうと、こういう認識であります
私は、なんとかして、この存続ということについて頑張っていきたいと、現時点で、そ
う思っているところがあります。

また、その次の住宅団地の件についてであります、晴山沢地区に造ったらどうなの
か、計算上は、確かにそうなります。ただ、私は町の中央は赤保内地区、そして東部、

いわゆる、浜手地区の中央は駅前というふうに思われますし、山手の中央、中心地的な役割を果たすのは、交通のことなどからいきまして、登山口周辺から鳥屋部地区、登山口周辺というふうに考えておりますし、やっぱり、そこで一つの核になるものがないとこの、総花的にといいですか、やりましても、なかなか効果を上げることができないのではないかと。そして、また、例えば、造成費など考えてみますと、みましても、同じように、土地の価格については、それぞれ差異はあると、こう思いますが、じゃあ現実の問題として、ポイント晴山沢に25戸ですか、造って、はたして、これ思うように入ってくれる方を捜せるのか、どうか、そういう意味でも、この住宅団地のつくり方などについても、同じような格好の住宅で、はたして用が足りるか、どうかということもありますし、また、最大の要因は、やっぱり道路状況など考慮しますと、順序として登山口周辺を含む鳥屋部地区が、まず第一だろう、そして、そしていくらかでも減少傾向に歯止めをかける、そういう効果を期待してのこととありますし、これが、さっき申し上げたように、もうすでに住宅も建築され、住んでる方もおられるわけですし、ここに、これが起爆剤となって、民間の活力も導入できれば、民間の方が目を向けてもらえればと、こういう期待感もあつてのこととありました。ですから、今すぐに、すぐにですよ、じゃあ晴山沢地区で造成しまして、やっていくということについては、造ることは勿論、団地を造ることは、そりゃあ簡単でありますけれども、それが分譲され、そして、人が入居する、こういったことを考えますと、まだ、そこまでは踏み切れない、こう思っております。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 建設課長、中村豊志君。

○建設課長（中村豊志君） ハイ、土橋議員のご質問にお答えをいたします。

広域農道、それから平原幹線道路につきましては、まったくご指摘のとおりでございますけれども、特に縦横の交差点改良等につきましては、現在のところ計画をもっていないのが現状でございますけれども、どうしても、交差点改良とか、それから勾配、急勾配の解消等ということになりますと、今のところ、なかなか手がまわらないというのが、現状でございます。実情を調査しながらローリングにのせていかなければならないと思っております。

それから、道路案内板でございますけれども、これもまた、特に広域農道、幹線道路

平原の幹線道路は少ないわけですが、これも、さきほど町長の答弁の中にもありましたけども、状況を調べて早急に対応したいと思っております。

次に、八戸・大野線の陳情、要望の関係でありますけれども、現在、県の方で、県道バイパスと交差点改良の計画があるというお話を伺っておりますので、この際、沿線市町村からご意見をお伺いしながら、話しかけて、それぞれの町村のご意見をお伺いしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） ハイ、4番土橋。義務教育の環境の問題について再質いたしたいと思えます。学級数がどんどん減ってきてる、いうことってのは教育長が、さっきおっしゃったような状況のなかで、そりゃあ我々、私どもの階上町だけにとどまらず、どこの市町村でもみられる現象だと思うわけでございまして、しかも、それは非常に大きい問題として取り上げられてるということも事実でございまして。私が、山手3校、田代も含めて4校をこう、非常に考えるのはですねえ、階上町だけの問題じゃなく、例えば、田代小中学校においては組合の学校でございまして。ここに、南郷村の基本計画第三次です。3月13日に上程される予定でございまして、これは、まだ、すっかり生きてはございません。ただ、審議会の過程は終わってまして、13日の議決を待つだけということだそうでございまして。この中で、学校教育の現状と課題の欄でですねえ、また、学校組合の在り方についても検討していきますということをやっているわけでございまして。

さらに、この中の、学校施設等の整備、充実の欄においてはですねえ、第三次総合振興計画から継続となる増田小・中学校の統廃合を進めます。これは、今盛んに、新聞紙上でもって騒いでいる事件でございまして。その後、完全複式となる学校は、統合によって解消に努めます。こういう明確な方針を打ち出しているわけでございまして。もちろん、田代の小・中学校においても、この線に沿った形で、確認しましたら進めてくんだと、考えていくんだということをいってました。

ですから、階上町だけの問題じゃなくですねえ、こういう組合学校であれば、相手の自治体が、今後、完全複式は統合にもってくんだ、という趣旨に沿った行政をすればですね、これは、階上、階上だけで済まなくなるという状況も生じてくるわけでございまして、その辺のお考えも、町長からお伺いしたい、こういうふうに思います。

それから、宅地造成の問題ですけども、私は、何も鳥屋部地区のですねえ、大鶴音の手法を、そのまま晴山沢なり平内の方に適用していただきたいということをいってるのではございません。

階上町の縦断軸、不完全ですけども、あっ、横断軸の主要幹線の名川・階上線を走ってみますと平内地区、晴山沢地区のあたりでは非常にこう隠居ってんですか、別荘地のですねえ、分譲地がぽつぽつ出てきてございます。これは、階上岳の裾野にいて、風光明媚で、自然が非常に残ってる地区がゆえに余生を送りたい、あるいは、セカンドハウスを建てて住んでみたいという八戸の方をはじめ、周辺の住民の人たちの思いが、こういう変化となって出ているんじゃないかと思しますので、その立地条件に適合したような形の分譲ということは、考えていく価値があるんじゃないか、こういうふうに思います。

それから、町長は、山手地区の中心核としてですねえ、鳥屋部登山口周辺ということなんですけども、この基本構想にありますようにですねえ、階上町は、地区の分別というのは、東部、中央、西部なんですって、その鳥屋部というのは、まさに、人口が急増している地区とすれば人口が急増している中央地区の中に入るわけでございます。

一番、今、過疎の問題、高齢化の問題で悩んでいるのは、どこかという、西部の地区でございます。そこんところを、ちょっと、認識がズレてるんじゃないかと、思いますけども、町長のお考えを質したいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） お答えをいたします。

さきに、いわゆる教育環境、その中でも、学校の統廃合についてということですが。土橋議員、統廃合に熱心な姿勢をとっておられるということについては、おおいに、敬意を表したい、こう思います。ただ、さきほどから、お話しをしますように、各町村ごとの考え、いわゆる、地方分権ということなども、言葉の中にあったわけですが、それぞれの町村の考えということもあって、しかるべきだと、こう思っております。

ただし、いずれにしても、厳しい状況、将来を考えると、この児童生徒の減少と、これらを考えると大変厳しい状況にあるということは、もう間違いないところで

ありまして、いずれにしても、この件も、地元の方々と一緒になって、そして、方向を定めていかなきゃいけない、こういうふうに思います。

また、住宅団地造成につきましては、今、セカンドハウス云々というふうなお話もありました、さまざまな手法が考えられる、これこそ住民参加というふうな手法をもって、当然のこととして、地元の理解、協力がないと進んでいけないわけでありまして、いろんな角度から検討して、取り組みをしていかなきゃいけないことだと思っております。これは、経済原則などということを考えますと、なかなか、こう進めにくいだろうとは、こうは思っておりますけれども、いずれにしても、今、盛んにいわれております、住民参加、そして、その地域づくり進めていきたい、いうふうに思っております。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 町長、答弁漏れ。

○町長（正部家佑介君） ハイ、これは、さきほどもお話ししたと思いますが、いずれ、一つの発展の核になるところ、そして、そこから、波及効果をもたらしていく、これが現実的でないのか、いうふうに考えてるところであります。

で、いいでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 土橋議員の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 4番、土橋。私が、今回質問した問題の基本的なテーマは、過疎ということでございまして、このことに関して考えてみますと、さきほどいいましたように、いかに人間の移動、物流において利便性がとられるか、こういうことも過疎を解消する大きな要因でございますし、一つ宅地造成して人口が増えることだけの問題じゃないわけでございます。総合的な見地から、特に金山沢、田代、晴山沢、平内の、この西部の地区が非常に部落が崩壊するんじゃないかという状況にまで追い込まれた過疎状態であるということ、ご認識いただいて、私の、これから、町の施策について、道路整備なり、宅地造成なり、学校の問題なりを真剣に考えていただいて、できるだけ解消

地域発展につなげていただきたいと、いうことを切にお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手あり）

○議長（荒道鶴造君） 以上で、4番、土橋信夫君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は、午後1時からといたします。

（休憩 午前11時45分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午後1時02分）

6番、上山博一君の質問を許します。

○6番（上山博一君） 6番、上山。

私の質問のために、貴重な時間を与えてくださいましたこと、お礼を申し上げます。

それでは、通告してありますように、ご質問いたしますので、明快に、わかりやすく具体的にご回答を願います。

山館前地区総合運動公園整備事業が、整備途中で断念されたことについておたずねいたします。

議場内の皆様の中には、町長が断念表明をした、その時点において、一件落着いたのではないかと、思う方もいるかも知れませんが、今一度、このことを考察する理由は、第三次階上町総合振興計画案にあります。

この案に、総合運動公園の早期完成を推進するの一項があるからです。今後の計画は同じ轍（つ）を踏まないようにすることが大事であると思うからです。そして、遅れに遅れている総合運動公園を、一日も早く整備完成させて、町民にできるだけ早く施設を提供されることを、強く望んでいるからです。

山館前地区総合運動公園整備事業が、なぜ失敗したのか、その原因と反省を町当局に促すことがねらいです。素人の私から質される前に、一部始終を知っている町当局が、勇気をもって、自ら、その挫折の原因を町民に明らかにする義務があったと思います。

問題は、単に遺跡が出たからなのではないのです。あの場所の選定そのものが、問題

であったと、私は思います。立地の条件にかなっていなかったということです。遺跡云々、前の問題です。

遺跡発見後も、あの山に、どんどん血税を注ぎ込みました。総額4億円は、超えていると思います。

ことの重大さに、町民の非難と追求を恐れてのことか、自分の判断の誤りと責任について一言も語っていないのです。

少なくとも、私は聞いていません、只、遺跡が出たからと云うのみです。階上の歴史は、明治22年に8ヶ村が合併して階上村が誕生したと、階上村誌に書かれていますが行政上の過失によって、これほどの損害を階上の人々に与えたということは、寡聞にして私は聞いたことはありません。少なくとも、ここ半世紀は、このような重大な過失はなかったのでは、と思っています。このことは、階上の歴史に残るものであると思います。

昨年12月定例会において、町長は、これまで進めてきました総合運動公園整備は断念すると表明し、その理由として、遺跡が発見されたこと、そのための調査に十数年を要するからとしています。

私も、今後の遺跡の調査期間とその費用を考えた場合に、中止することは止むを得ないというより当然と思う反面、失われたものがあまりにも大きく、予期されていたこととはいいい、町長の断念表明の衝撃波は私のみならず、未だに町民の心をゆさぶっています。今に至るも尚、町民の方々から、あれは何だったのか、どうゆうことであったのか悪い冗談を聞いているようだとか、悪夢を見ているようだという人もいます。また、根堀り葉堀りの質問を受けることもあります。生活費を切り詰め、あるいは、税金未納のため差し押さえられて納めた税金が、どのような使われ方をしているのか、ドブに捨てられたのか、山に捨てられたのか、町民は、自分の税金の行方を知りたがっています。

昨年の12月議会において、議員から、町民に謝りなさいと迫られて、ようやく仕方なさそうに、淡々と謝りの声明をしました。私は、心がこもっていないと感じました。

スタート時点から問題のあった総合運動公園ですが、ついに膨大な負債、いわゆる借金と町民の失望と怒りを残し、結果として、町民の町政に対する信頼を喪失させて、ついに総合運動公園整備事業は幕を閉じたわけですが、借金はこれから町民が返済し続けなければなりません。

12月定例会において発した、総合運動公園断念表明のショック・さめやらぬ新年早

々に、町長は、今度は、野球場整備の要望が強いなどといっています。これには、私も二度目の衝撃です。町民の多くは、未だ断念表明のショックで気も動転している最中입니다。止めた舌の根も乾かないうちに、今度は野球場整備に着手したいというメッセージです。多くの町民が怒り心頭に発しているときに、何をいってますか、今ごろと云われかねません、もう少し間を置いたほうがよかったのではないですか。

野球場に限らず、陸上競技場など町民から強い要望が大昔、20年以上も前からあったのです。だから、総合運動公園整備事業がすすめられた筈です。

今、急に野球場整備の要望がでてきたのではないのです。順調に工事が進捗していたら、今ごろは、野球場ぐらいは提供できていたかも知れないのです。遺跡が発見されてから、おおよそ7年程度は歳月を浪費しました。歳月ばかりではありません。この間(木)血税も山に捨てられてきました。

大きな無駄をしたために、残念ながら、町(ちょう)の財政力は、ますます弱体化してきました。そのために野球場を早く提供できなくなった現実があります。スポーツに理解のあるような言葉は、もう聞きたくないのです。スポーツ愛好者をだまし続けてきたのは、誰ですか。野球場を早く造ってほしいという要望があるなどと、人ごとのようにいっては、いられないと思います。

このような階上町にした責任は、誰にあるのですか。

そもそもは、場所の選定に誤りがあったのではないかと私は思っています。総合運動公園の場所の選定にあたって、町長は強力なリーダーシップを発揮して、階上岳を最良の場所として選んだわけですが、どうしてあのような所を選定したのか、未だに私は、その理由が分かりません。岳ですから、スキー場とか、ハイキングコース、登山道など整備ということであれば、少しは納得するところもあります。総合運動公園の選定にあたって、まず、立地の条件は利用し易いとか、交通の便はどうか、土地の取得は可能か土地取得の費用はどうか。工事費、気象、地形、地理、完成後の維持管理、などなどであると思います。以上のことを念頭におきながら、次のことについて質問いたします。

まず第一点として、山館前地区は、利便性、気象、地形、地理的なもの、工事費、維持管理、場所柄工事に伴って切り土、盛土など多量の土砂の移動が予想されますが、盛土は特に水に弱い欠点があり、長雨や豪雨の際には、水を含んだ土砂が大量に下の方に流れる危険があります。このように、決定的に問題のある山館前地区を最良として選定

した客観的理由をお伺いいたします。

第二点目として、平成4年度に工事に着手していると思いますが、工事に着手して間もなく、遺跡が発見されたと聞いています。埋蔵文化財発見後、今日まで少なくとも7ヶ年以上は経っていると思います、この間、どのような対応をしてきましたか、何故、もっと早期に結論を出さなかったのですか、その理由を伺います。

第三点目として、昭和期に発見された山館遺跡、鹿糠遺跡、寺下遺跡、この三つの遺跡は近隣地であり、総合運動公園地とされた山館前遺跡は、これ等三遺跡のなかに位置します。この辺一帯は、縄文期から平安期の埋蔵文化財が沢山発見されており、この地も当然、遺跡の存在が予想されるところです。ましてや、15ヘクタールもの大規模開発です。周囲の状況から、遺跡が発見される確率が高い、この地の調査を省略して開発に着手した行政上のミスは重大です。遺跡が存在する可能性が高い、この場所を、何故調査しなかったのですか。

ここで、特にいいたいことは、近隣地に遺跡が発見されていない場合は、調査のための歳月と費用を考えて、調査を省略することは選択肢にあってもよいと思います。

第四番目として、かつて町長は、行政にも企業家的経営感覚が必要であると、説いていた時期があったと思います。また、近年、町議会において、最小の投資で最大の効果を上げると云うのが決まり文句でした。総合運動公園を始め、言と行が一致していないことがみられます。今回は、山館前地区総合運動公園の経過を省って、企業家の経営感覚と最小の投資で最大の効果が、どのように上げられたのかお伺いします。

第五番目として、町長は当然に成すべきことをせず、膨大な損害を町(ちょう)と町民に与えました行政上の過失は免れないと思います。町長は総合運動公園事業のスタートから断念までを、どのように認識し、自覚し、結果について行政上の責任を感じていますか、どうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

明快なる回答を期待いたします。(拍手あり)

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 上山議員のご質問にお答えをいたします。

これまで、町にとりましても、私にとりましても、重要かつ大きな課題だと思って取り組んでまいりました。12月の議会でもお話ししましたように、結果として順調にできなかったというふうなことで、この点については、階上広報にも載せてますように、大変申し訳なかった、こういうふうな気持ちであります。いずれ、今、さまざまなことを、質問事項いわれたことだわけではありますが、さきほど、前提として、結果として、こういう状況になったということについては、大変申しわけなかった、こういうふうに申し上げて次に移るわけではありますが、立地の条件が揃っていなかったのではないか、というふうなお話もありました。これらにつきましても、もう議会の都度といっているほど、何度も論議をされてきたところなわけではありますが、用地

（傍聴席から大きな声がした）

○議長（荒道鶴造君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○町長（正部家佑介君） 用地選定委員、そして審議会、こういう手順を踏んで進めてきたところでありますし、また、その都度の予算を含めまして慎重にその当時の、その時点の議員さん方の、この議決もいただいて進めてきたところであります。

今、ここを断念せざるを得なかった最大の要因は、理由は遺跡が出たということであることは、まさに間違いないところであります。今、山館前遺跡、寺下遺跡などなどのお話しがあったわけではありますが、今、振り返ってみれば、そういう意味でも反省すべき点、さまざま、もう順調にいったいわけですから、当然あるわけでありまして、ただ、その時点、三内丸山の、この遺跡がみつかったあすこの場合は野球場そして、スタンドまでできてる状況のなかで断念せざるを得なかったというふうなこともあった、あったのでありますが、その頃から、特にこの遺跡に関しましては、社会の考え方が大きく前進してきた、という表現すべきでしょうか、変わってきた、こういう状況になってきたわけであります。

いずれにしても、この順調にこなかったというふうなことについては、まったく責任者としては申し開き、その意味ではできないわけでありまして、ご指摘になられ

ば、さきほど、冒頭申し上げたようなことであります。

いずれにいたしましても、第三次総合振興計画の中で、何とか市民の要望に応えるべく重要な施策の一つとして位置づけて取り組んでいきたい、そうすることが私の責務である、こういうふうに考えております。

いずれにしましても、1万5千人を超す市民ということでもありますし、いろんなお考えの方がいらっしゃることも承知をしております。そういう中で、どのように進めていったらいいのか、この点についても、これまでの順調にいなかった、それらの反省点を踏まえて、今後取り組んで参りたい。いうふうに思っております。最小の経費、投資で最大の効果というお話がありましたが、このことについては、勿論、そのとおり、今でもそう思っておりますし、今後もそういう姿勢で、各種施策の展開にあたっては、考えていきたい、いうふうに思っているところであります。1回目の答弁としては、以上で答弁とさせていただきます。

(傍聴席から大きな声がした)

○議長(荒道鶴造君) 傍聴人、静粛に願います。

6番、上山博一君。

○6番(上山博一君) どれにも答えていないという感じは、今いたしました。私が聞いているのは、過去、どのような議会で議論あるいは討論があって、どのようなお答えしてるか私は分かりません。議会は、その都度、その都度の単独ですので、客観的な理由はぜんぜん述べられていません。ただ、選定委員、あるいは、議会で承認されたということです。私は、選定委員からも、議会の方からも、この客観的理由というの聞いたことありません。例えばですね、今一つ、それでは例をとってみたいと思いますが、聞いた話ですけども、ある家族が、お母さんと小学校5年生の男のと、中学校の女の子があそこに遊びに行くと、たぶん遊びに行っただけだと思いますけども、そしたらお母さんが、その運動公園の将来のことといいますか、野球場ができるとか、大きなグラウンドができるとかいう話をしたらですね、その小学校の5年生の子どもがびっくりしたように、お母さんと、階上もっといいところがないのかと聞いたということなんですよ。私は、小学校5年生の子どもの言葉でないかという方もいるかも知れませんが、学識と経験の

ある立派な方々が、いわゆる各界各層の代表の方々が何十人も揃ってですねえ、そりゃあ、決められたことだと、たかが子どもの意見というかも知れませんが、私は、その子どもの意見に組するものです。まず、気象一つとってみましょう。あの場所は、階上岳の東端です、先です、風はすごく強いと聞いてます。西風、北風、ヤマセ、強くあたる所だと聞いてます。風が強くあたるということは、ただ走るということだけでも大変なんですよ、ましてや野球とか、テニスとか、球技などは、もうできないと、この風の問題、毎年小学校の記録会などあるわけですが、その他、郡の大会、その他、いろいろ、この利用された場合ですねえ、記録会の向かい風、横風、追い風など強いわけですから記録会にならない日が多いと思います。

この風一つとってみてもねえ、問題があると思います。それから雪です、雪は、早く降って、遅くまであります。岳ですから利用する期間が短い、霜も降るんだそうです。

早く降って、春遅くまで霜が降ると、霜が降ると歩くのも容易でないんです、靴にくっつきます、雲もあります、あるとき、役場の中で、私はあそこの選定委員だったよ、という人がいました。別に誇らしげにしゃべったわけでもないと思いますが、私が、そのとき灯明堂のあたり、ちらっとみたんですよ、厚い雲が、たあーっと、たなびいておったんです。ちょっと、ちょっとと、あら、あそこ見なさいと、あのような日が多いんですよと、まあ、その人が見ました、にやっと笑っておったわけですけど、今、あそこ行って歩いてみなさいと、びしょ濡れになりますよと、1メートル先が見えませんよとその人に、私はいいました。この気象、工事費とか、利便性とか、完成後の維持管理など、考えなくてもですねえ、この気象一つとってみてもですねえ、欠陥があると、まあ施設であれば、金を沢山かければ、それはクリアできるかも知れない。しかし、今の階上の予算では、とても考えられない、どこの予算でも考えられない、風をよける、雲、雪、全部に屋根をかけなければならない、現実問題として、できないんです。ある人が云ってました、今3億、4億なげるかと、完成後に30億、40億なげるかの話だと。

また、さきほどの話に戻りますが、子ども意見、私は、これに、さきほど、組するものだといいました。客観的な理由について、町長は、今語らなかったわけです。ただ、選定委員の方がとか、議会が決めたことだと、だから、私はそういうのは、今後うまくないと、責任が選定委員とか議会にいつてしまうんです。責任がなくなってしまうんです。行政は、結果責任といわれています。町長は、これはと思う人たちに、を、任命したと、私はこのように思うわけです。そして、答申を受けると、判断すると、広く答申

が、どのような答申であったか、ここら辺のことをクリアした答申であったか、心配ないよ上山と、風は、このようにしてよけますよと、雪はこのようにやりますよと、雲はこうだよと、霜はこうだよと、納得できるようなご回答を、実は期待したわけですが、責任の所在がないまま、選定委員、議会が、尊重してやる、決定した人は、町長ですから、選定委員に責任をかけるというのは、こりゃあ、町長、まずいと思いますよ。第2回目の総合運動公園に、選定委員、どうなるかわかりませんが、これでは、とても選定委員制度、利用すると、活用でないですよ。かって、中曽根首相は、審議会制度をうまく活用して、国鉄改革をはじめ、非常に立派な実績をあげられたわけです、これは活用です。利用は、活用は生かして用いると、ただ、利用しましょうと、自分の利益なり、何かの利益のために用いると、まあ審議会制度、審議会とか委員会は、ある意味では隠れ蓑(み)だといわれています、隠れるための蓑(み)なんだと。時事川柳の中に、審議をする前から数が決めていると、審議する前から数が決めてるという、時事川柳があります。もう、数で決まる、また、そのための数を用意するのが、町長の、任命できる町長なんですよ。もう、数が決まった途端に、結果がわかるというのは、時事川柳のなかです。これでは、利用しだいと、責任のがれのために利用したにすぎないでないかと、そうでなく、今いろいろな、さっき、私がいった問題が多分答申されたと思います。それをよしとして、町長は、ここの場所と決めたと思います。いろいろ、さっき、4、5点やったわけですが。

ただ、その一つとただけでもねえ、一つみただけでも、どうも、納得、私はしてません。答えていないのではないかと、客観的理由をさきほど聞いたはずですよ。そしてですねえ、さきほど、去る、三内丸山遺跡の話が、町長から出ました。遺跡が出ると新幹線も迂回しなければならない。このことは、もうずっと前からなんですよ、これは、おろそかにされないことです、まず、遺跡の発掘、私ねえ、周辺からそういうの出ていない場合は、予想されなかったと、これは、私はあると思います。あえて、調査費をかけてですねえ、月日をかけて調査することもないわけですので、ただ、周辺から、ごっちゃり出ると、あそこは、山館遺跡、鹿糠遺跡、寺下遺跡、近いどこにあるんですよ、その真ん中なんですよ、山館前は、その後、三内丸山遺跡が出た後に、これが問題になるようだと、国民とか町民の関心が、それで集まったということでないんですよ。

第一許可が出ないんですよ、中央の官庁、省庁からですねえ、こういうのあれば、まず、それで終わいなさいと、文化庁あたりはそう、勿論、そうわけですよ、どこでも

この問題で、ひっかかってます。でもね、辺りなかったというのであれば、こりゃあ、止むを得ないと、私も欠点の多い人間でもあります、しょっちゅう間違いしくじり、毎日やってます。うっかりしたということで済む問題ではないだろうと、思ってるから聞いてるんですよ。別に、町長を憎くていってるんじゃないんです。これから、やりたいと、これからも総合運動公園をやりたいということですから、間違いなく、今までの反省の上に立ってやってもらいたいと、こういうことから私やってるんです。

ただ、町長は自分なりには一生懸命にやったと、つもりでしょう、しかし、さっきの子どもの話し、子どもでなくても私の話しですねえ、少数意見かも知れませんが、真実を云ってる、直感的に、ここはなぜと、さきほど1回目の質問について、再び何点ですか、5点ですか、再び、1回分何かちょっと、あれですが、説明を求めます。

○議長（荒道鶴造君） 町長に申し上げます。

議員には、限られた質問回数がありますので一問一答、答弁を願います。議員には、3回という制限しかございませんので、答弁漏れのないように、答弁をお願いします。

ハイ、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 上山議員にお答えをいたします。これ、答弁漏れがないようにというつもりはしてるものの、見解を交えてのお話でありますから、なかなか、こう、そのまとめにくいところもあるのでありますが、お答えをいたします。

子どもさんの率直な意見、ということ、これについては、勿論、子どもは純真ですから、純真ですから、これは、ちょっとすれば的を、むしろ、大人以上に、いい当ててるというふうなことも、場合によってはあるだろうと、これは、否定するものではありません。そしてまた、選定委員会、審議会に関係しまして、中曽根首相の、この活用の仕方というふうなお話も頂戴したわけですが、私も、それほど偉ければ、こうしてもたと、ここでやっていないのでありまして、ハイ、いうふうなことでありますが、ただいえることは、決して隠れ蓑(み)にしたなどということはありません。選定委員会、審議委員会のメンバーを、ご覧になっていただければお分かりのとおり、広く、そして人数も、人数的にも広くお願いをして、いわば町民の代表というふうなことで、ご意見を頂戴をいたしました。いろんな、いろんな立場から、ご意見をいただくということは、当

然、これは必要なこと、大事なことでありまして、そのさきほど、議会の議決を経た、そして、選定委員会あるいは審議会の議決を経て、また、議会の議決を経てということを上上げたわけではありますが、これについては、事実、そうでありますから、そうありますから、事実関係をお話をした、いうことでもありますから、ご理解をいただきたい、いうふうに思います。上山議員の、どうしてもですよ、どうしても私は、じゃあ、どういうふうにお話すれば、上山議員の理解が、納得が得られる答えになるのか、私はわかりませんが、ただ、誠心誠意答えていることは、間違いのないところ、こう思っておりますので、その点も、ご理解をいただきたい。そしてまた、議会のごとに、議会のごとに、こう慎重に議論を、最近でもそうありますし、その都度の、その都度の予算案なんかについても慎重に、そして十分な時間をかけて議論をして、こう進んできたものであったと、いうふうに理解をしてるところであります。事実関係を申し上げつつ、こうやって進んできた、ただ、結果として、結果として、今、この断念を、あの場所を断念をせざるを得なかった、こういうことについて大変に申しわけなく思ってます。

このことは、何回もお話しをしてるところでありますし、また、12月の議会においても、財政的に、こういうふうを考えるべきではないか、というふうなご意見もあったわけではありますが、その内容的に申し上げれば、後の方に、後段の方に、後段の方に大きな事業の場合に大きな予算をもってくることは、考え方としてどうか、というふうなお話しもありました。ご指摘、指摘をされれば、そういう考え方、あることでもありますし、参考になる意見だというふうに、12月でも申し上げましたし、その辺のところ含めて、順調にもきてないし、なんとか、今度はそれらのいろんな反省点など、また、時代も当初考えた当時からいきますと、こういうふうなバブルが崩壊した、そして、財政状況もこういう状況、そして、少子・高齢化が進んできてる、高齢化社会が到来してる、というふうな時代、などなども踏まえつつ、新しい運動施設の建設にあたっては、これを、これらの反省点などを生かしていくこと、これが大事だし、そして、そうすることが私の役目だ、というふうに思っております。

これで、漏れがないと思ってましたけれども、一応、これで答弁を終わります。

(上山議員～さきほど5つ質問したはずですけども、1点も答えてません。今、事実関係は分かっています。審議会、選定委員会に諮ったのはわかっていますし、議会の通ったの、教えなくても、それはわかっているんです。それを、聞いている、違法性とか、聞いてないんです。じゃあ、さっきいった、選定委員の立派な方々、さっき、名簿見ればわか

る。多分、立派な方々と思います。風一つ、風、雪これ一つとってみても、こんな問題出なかったものか、どうかということを私は、じゃあ、これは、ぜんぜん気が付かなかったものかと、気象的なもの、今一つとり上げたんだけどね、いや、そりゃあ、話題にもならなかったということかも知れませんがね、それだば、ちょっと、いかななものかなあと、じゃあ、)

○議長（荒道鶴造君） 6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） どうも、かみ合わない、というよりも、まともに答えようと、一般論にすりかえてしまっていると、私は、そう思います。さきほど、実は、私はねえ、審議会をどうこういってるんでないんです。金太郎飴だという人もあるし、人によっては右向けってば、ほいっと、左向けってば、ほいと、階上岳みろってば、ほいっと、このような審議会だと、私は思ってません。真面目にやったと思います。

平成2年7月に、13だったか15、ちょっと日、忘れたわけですが、選定委員と策定委員が合同で、運動公園の先進地といわれる北郡の中里町、南郡の浪岡、そして六ヶ所村を視察しました。温泉に入って、酒をごちそうになってきたわけですが、第1回目の中里町みたわけですが、やはり高いところにあって、風は、ビュンビュン吹いてました。施設はすごく立派でした。このなかには、行って見た人も沢山いると思います。

向こうの担当課の人が説明しておったわけですが、利用してる人、一人もいませんでした。向こうの担当者も、教育委員会でしたか、建設課だか、ちょっと今、忘れちゃけども、このとおり、利用率が悪いんですよと、施設は立派だと、でも悔いはないという話しはしておったけどもですね、そうでしょう、何十億円も投じた施設が、こりゃあ駄目だったといえ、もうその人の、そりゃあ、町長の大失政になるんで、追求されるわけですが、でも、良かったと思ってるって話ですけども、利用率が悪いといってました。皆さん行って、一緒に見たわけですが、利用率が悪くっていいはずがない。

そして、2日目の浪岡町、町のだ真ん中にある、それはそれはもう、いっぱい町民がいてですねえ利用しておったんです。ここの説明者は、ご覧のとおりだと、非常に利用率が高いと、申し込みがありすぎて交通整理するに大変だと、やはり利便性が一番だといってました。私は、いいところ見たなあと、町が、町の当時の企画課が推せんした、ここ見せたいというところみたんですよ、いいところみたなあ、参考になるなあと、多分、中

里町と六ヶ所もみたわけですけどもねえ、六ヶ所も人いなかったけども、あそこは、人口もあれで、ちょっと風も吹いておったけどもですねえ。そのように、場所が悪ければ風が強ければ、利用率が悪いとおったんですよ。見てきたんです、我々が、策定委員、当時私も策定委員、選定委員の方々が、これは、やはりみておくべきものだなあと、私は期待してました。しかし、その前に、階上岳、階上岳と、総合運動公園は向こうだと、わあん、わあん騒いでおった時代です。そのとおり決まった、こりゃあ、何もなかったのかなあと、当時から、私もいや、こりゃあ、がっかりもんだなあとってはいましたけどもねえ。確かに、委員会、審議会制度は、私は否定しません、がですよ、むしろ委員会、選定委員の方々、審議委員の方々、また、これに携わった方々、今までそれに賛成して、ワッショイ、ワッショイやってきた方々に、ご苦労さんであったと、私はいいたいんです。多分、今頃は、失敗したなあと、心では町民に詫びてると思いますよ。そういうおした連中が、心で詫びてると思います。ただ、開き直って、いや、あそこはいいんだと、まだ、いいんだと、あそこでやるべきだという意見があるかも知れません。私は、そういう心で詫びている人たちにはねえ、許してあげたいと、ということねえ、これからまた、第2回目の総合振興計画の中にあるように、あっ、でなかったし、第三次の総合振興計画にあるように、総合運動公園を着手したい、やりたいと、私も早く、一日も、一刻も早くやって、早く完成、祈っております。

12年中に早く決めてですねえ、やりたいと思うんですが、それを利用したといえは語弊があるかも知れないけれども、活用、町民の視点というのは、欠けてるんでないかと、なぜあそこ、あそこになったものかと、これは、立場立場で、合法的にやった、違法性がないというような主張だと思いますが。

私は、その客観的な、百人おっても、千人おってもですねえ、一人の専門家に叶わないときある。それよりは、専門家の診断仰いだ方がいいかも知れません。多分、さきほど私が、素人の私がいった気象的なもの一つとってみても、これは、いけないと思わないですか、まだまだ、いっぱいあるんです、問題は。

たった、気象一つとってみてもですねえ、不適だと、難しい問題でない、なんで、そっちゃん、皆いってしまったのかと、まあ、答弁のがれに、責任のがれに利用されるってこともないだろうけども、ただ、本人が、本人たちが、選定委員の方々が一生懸命でやったとは思いますが。なにも、悪いことしたと私は思ってません。

選定委員の方々ねえ、ただ、それを生かして使うか、どうかと、はじめっから階上岳

ありきであったという人もいます。はじめっから決めておいて、それに従う者とか、いうことをきく人たちをやったと、私は思いません。皆、良心的にやったと思いますよ。

しかし、結果はこのような大損失、大損害を招いたということですよ、責任者としてどう考えてますか、ということ、私はいってんです。法律に違反とか、あの手順を経た、手順というのは、町長が指名してるもんだから、別に、そりゃあそれで、いいわけですが、それを、答申が出たものを尊重する、しないは町長ですよ、そういったことですから、これから、2回、3回あったんだけど、1回目だけで、もうぜんぜん答えてない、一般的な話しばかりで、どうも回数かせがれるというか、私も困るんですよ、用意したのが さっぱり質問にならない、はじめっからどうか、明快に、あれこれ聞いてないのばかり答えて、聞いているの答えてないですよ、それが答弁術だと思ったんでは間違いなんです、私は聞きたくない。まあ一つ、もう一回、よろしくお願いします。

○議長（荒道鶴造君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時57分）

議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午後3時00分）

町長より答弁をさせます。

正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） それでは、上山議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告制ということではありますが、たった今、これを頂戴したものですから、時間、しばらくかかったという、そういう事情がありましたことを、まず承知していただきたい、こう思います。

第1点であります、ここを選んだ客観的理由ということなわけですが、これにつきましては、客観的に、その選定していただきたい、こういうふうなことから、客観的な立場から判断していただきたいというふうなこともあって、選定委員会において、選定をしていただきたいということでもありますから、私自身は、結局、それらのご意見を、また、答申を、選定を、尊重すべき立場にある、こういうことでもあります。

第2点としまして、早期に結論を出さなかったのはと、こういうことではありますが、これまでの、これまで公園部分、ずっと事業進めてきたわけではありますが、これを、この場所を断念した場合に、断念した場合に、それまでの、これまでのっていうか、それまでに起こしました起債、補助金これらの扱いってますか、返還問題などが、どうなるんだろう、いうふうなことで県との協議も進めてきたわけではありますが、それらの協議に時間を費やしたという面もあったわけではありますが、いずれにしても、どうすべきかっていう迷いもあったことも確かであります。そういったことで、早期に結論、もっと早くというふうなご意見だろうと、こう思いますが、こういう事情であったというふうなことであります。

第3点といたしまして、隣接に遺跡があるのであるから、これを事前に、多分、事前にとというのは簡単なのか、調査でもしたほうがよかったのじゃないかというふうなご意見、見解だろうとこう思います。今、振り返ってみれば、この点、この点については反省点であるというふうに思います。ただ、昔から人が住んでいるということは、一般論としていえば、この住みよい場所、いい場所ということもあって、昔の方々が住んでいたという可能性もあるのかなと、こうは思っていますが、いずれにしても、こ

の点は、反省点だと、こう思っております。今後に生かしていきたい、かように思っているところであります。

第4点目、最少の投資で最大の効果ということですが、そういう考え方で取り組んできたつもりであります。上山議員の評価をいただけるか、どうかは別として、基本的にそういう考えでやってきたつもりでありますし、今後も、今後もやっていきたいと、そういう考え方で、基本的に、もうそういう考え方でやっていきたいと、こう思っております。また、この結果についての、結果についての行政上の責任が云々と、こうあるわけではありますが、私自身は、これまでの、さっき申し上げたこと、また、これまで申し上げてることなどの反省を含めつつ、今後、取り組むスポーツ施設等について、これを生かして、そして、第三次総合振興計画の中で、早期に完成する、取り組んでいくこと、これが果たすべき責任だと、こう思っております。

以上、5点について明確にお答えをいたしました。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 上山博一君の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） 町長は、自ら明確に答弁をしたということだわけですが、言語明瞭意味不明ということで、私は、評価はできない答弁だと、どれにも答えていないと、また同じだと、いうことであります。

それを今、一つひとつ反論しても、客観的なものは、という選んだ客観的理由はなにか、ということは、それは、選定委員の方々が客観的に判断をしたと、たったそれだけです。さきほどの私の質問、まだわかっていない、私は、今、最後の4回目です。まだわかってないと、気象一つとってみただけでも、これは、客観的なのかと、経験と知識を有する方々、各層各界、何十人いたって変わりがない、そういうことであれば、これが客観的だということであれば、どのような答申されたものか、私は、わかりません。これが、客観的に判断されたと、私は尊重したと、そういう意見は、私は、尊重しません。

それから、起債のこともあるし、今までズルズルやってきたと、6年も7年もかかっているんです。

まず、ストップすべきです。どんどん、その間、税金が使われてきました。わからなかったら、すぐストップして、調査、研究する、上部機関に聞く、これをやらなければならない。わからないといって、どんどん工事を進めるというのは、納得できません。

昔から、あそこに住みよい所で、縄文の時代から住んでおったでしょうと、多分、そうだと思います。辺りから、ずっと前から遺跡が出てるのは、周辺の住民の人たちは、わかってる、勿論、地主の方も、自分の上の山館の遺跡が、地主の今、山館前の方の貸した地主の所も出てるし、そっから出たから、こっちから出るということにはならないわけですが、わかってで、周辺に一杯出てますから、当然、この辺も危ないと、15ヘクタールもの開発です。

4番目は、何だったかねえ、まあ、これらのことを、今後に生かしていくということです。私には納得はしていませんが、ただ、町長はこれについては、責任、どうこうするというのは、ぜんぜん出てこないわけですが、その責任のとりかたは、今後にこれを生かしたいと、いうことであるわけですが、この問題については、私も、今1回しかないので、保留いたします。

また、いつの日か質問することがあるかも知れませんが、只今の5点、全然、答えになってませんので、また、持ち出すとおいてください。町民にも、いろいろ、私も質問されます、答えなければならないところもあります。しかし、そういうことについて、肝心のところ、今、町長にお聞きしたかったわけですが、得るところは、なく終わったわけですが、この問題については、私は、保留して、また、いつの日かという考えでありますので、これにて、私の質問を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 答弁できれば、答弁。

○町長（正部家佑介君） これまで、いろんな議論が、今日の上山議員の質問に限らず、これまで、いろんな質問、あるいはご提言いただいてきました。その中で、新しいご意見というんですか、これで、専門家の意見、この活用、活用っていうんですか、をしたかどうか、というふうな、ということについては、今、いわれますと、まったく、そのとおり、こう思いますので、今後、これまた、生かしていきたい、こういうふうに思っております。また、責任論につきましては、これは、多分ですよ、私は、これをきちんとやってくこと、これが果たすべき責任だ、役割だ、強い信念で、そう思ってますか

ら、そういう点で、また、また、こういう機会があるということでもありますけれども、いずれにしても、また、前へ向けても、前へ向けても温故知新という言葉があります、勿論、そのとおりであります、間もなく21世紀を迎える、今年はまだ、ミレニアム、いうふうな、また、町制20周年と、こういうふうなときでありますから、力をまた、ご貢献を伺いながら、早期に、この運動公園はもとよりであります、第三次の総合振興計画の早期実現ということについても、ご尽力、お力添えをいただきたい、このことを申し上げて、答弁を終わります。

以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、6番、上山博一君の質問を終わります。

11番、桑原一夫君の質問を許します。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、本3月定例会にご質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

質問に入ります前に、一言、いいたいことがあるんですけども、私、団体の立場から第三次振興計画の審議委員に、町長より任命されておりました審議に加わった一人でございます、ただ、立場上審議会に、議会の立場を持ち込むわけにはいかなく、今回、議会の立場で質問をさせていただくことを、ご理解いただきたい。立場を使い分けさせていただきたいことを、ご理解いただきたいと思います。

また、もう1件、先般、臨時議会におきまして、承認されなかった、この第三次階上町総合振興計画について、私の議会人なりの考えをご披露させていただきたいと思います。

一つには、これだけ、10年のサイクルで、町の大きな方針を決める計画でございます。これを、臨時議会、いわゆる、臨時的な急ぐ議会にかけるのは、いかがかなあと、その時思ったわけでございます。と申しますのは、臨時議会においては、一般質問は、認められておりません。そうしますと、出された言葉、文言、あなた方は、これについて、いいか、悪いか議論しなさいと、具体的に細かい数字、文字に出てきたバックデータ、数百万かけたデータでございます。莫大な数字や統計上の数値がございます。これ

らを聞きたいとなると、いや、そこまでは、われわれは提案していないだと、その文言についてあなたがたは審議してください、というふうに誤った理解のもとに進められる可能性があるのではないのでしょうか。

そういう意味で、今回、定例会に第三次階上町総合振興計画が提案されるかと思っておりましたけれども、残念ながら、提案をされておらないのは、非常に残念でございます。そういう意味で、今定例会に、一般質問のご機会をいただいたこと、まずもって、心から感謝申し上げたいと存じます。

私は、11項目について質問を通告してございます。

この第二次振興計画は、第二次振興計画は平成2年から平成11年度まで、10カ年でございます。私が議会に議席をいただいたのは、平成3年からでございますので、この10年のうちの9カ年にわたり議員として関与してきたことになります。

それで、第三次階上町総合振興計画を審議するにあたって、その計画の中にもうたっております。残された課題を解決しながらと、私は、まさに9カ年関わった議会人として、残されたと思われる、私なりに考えて残されたと思う課題を、第三次総合振興計画で、どのように解決していくのかと、これを解決しなければ、夢ある階上町は、望めないのではないのでしょうか。そういう意味で、各分野にわたりますけれども、総括して第三次階上町総合振興計画についてということで、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第1に、階上町最終処分場の今後の利用についてでございます。

これにつきましては、八戸のリサイクルプラザが4月1日から稼働いたします。階上町の処分場は、4月1日から全面廃止になると思います。これについては、おいでの議員のみなさまがたも、先般の協議会ではじめて伺った方々もあると思います。今日までの建設費、災害復旧費を含みまして、どのくらいの経費が、建設経費がかかったのか、今後の建設費にかかわる町債の債務、何年で、どのくらい残っているのか、全面的に廃止になるわけですが、年間の維持管理費、これがどのくらいで、どのくらいの年数が見込まれるのか、これが第1点でございます。

第2点、階上町国保診療所の今後の運営と福祉社会づくりの施策の中での位置づけ、町には、医療機関が国保診療所、内科医院、あとは歯科医院でございますけれども、それくらいしかございません。そういう中で、国保診療所がどのような位置づけを、将来担っていくのか。

第3、産業基盤ができたので、今後、流通、販売の促進のためにつくった、町長さんおっしゃっておられました、総称、道の駅、これの今後の経営見通しと、その役割について伺います。

4番目、漁集排、漁業集落排水事業の下水道供用開始に伴い、町の施設の水洗化をどのように進めていくお考えかと、これは私、一般質問の締め切り、出した後に予算書をいただきましたら、当初予算に、若干、計上されているようでございますけれども、これを踏まえて、今後のことについてお伺いいたします。

5、さきほど、土橋議員の質問にもございましたけれども、もう一度、答弁をいただきたいと思います。町長は、教育行政に熱心であり、教育環境の整備に力を入れてきたことに敬意を表します。そこで山手4校、田代小・中学校含むの児童数の減少に伴う教育への影響と、今後の教育行政の方針をお伺いいたします。

6、給食センター、保育所、屋内トレーニング施設の改築、新築計画について、これをどのように、第三次計画にもっておられるのか。

7、旧役場跡地利用について、どのような計画でおられるか。

8番、生涯学習の拠点となるべき図書館、中央公民館及び民族資料収集館の建設について、第三次計画では、どのように計画をおもちなのか。

9番目、町民参加による町づくりの推進について、いろんな参加の仕方、関与の在り方があるかと思いますが、具体的な方法を示してほしい。

10、旧、あえて旧と申します、旧総合運動公園用地に建設された公園を、今後、どのように利用を図っていくのか。

最後で、11番、今後の財政見通しについて、お伺いいたします。これは、あくまでも第二次から第三次に向けて残された課題、今後の課題、どのように反映をされていくお考えかということをお聞きしたいと思います。よろしく、お願いいたします。

(拍手あり)

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 桑原議員のご質問にお答えをいたします。立場によって、それぞれなんだなと、率直に言って、こういうふうに感じたところであります。

申し上げれば、先だっの臨時議会で、基本構想が認めていただけなかった、こういう

状況の中で、どういう、こう、なんというんでしょう、認識で、お答えをすればいいのか、苦慮するところではありますが、それはそれとして、それはそれとして、私の考え、そして、に、したがって、ご答弁を申し上げたいと、こう思います。

その前段として、臨時町議会に出すべき事項ではないのではないか、というご見解がありますが、これにつきましては、決して、今まで、この総合振興計画、ともすれば、その計画期間に入ってから、入ってから、この策定作業、そして、製本になって出てくるのが初年度の、計画期間の第1年度、初年度の2、3月というふうなことが、これまででありました。私自身は、とにかく、間もなく、この計画期間内に21世紀を迎えるわけでありまして、この10年、10年間の計画ではありますが、町の将来を見通した計画としていきたい、そのためには、あまり期間に、期間というのは、策定の時間に追われることなく幅広く、幅広く町民の、あるいは、その代表のご意見を伺いながら策定をしたいもんだと、いうことで2、3年前から担当の方に、そういう話しをして、そして、役場の中では、それぞれ部会にわけて、時間をかけて慎重に策定作業、部会としての策定作業進めて参りました。また、桑原議員も、産業団体のお立場、あるいは審議会委員として、ご参画いただいたわけではありますが、広く町民の声をお聞きし、そして策定をしてきたものでありました。そして、何とか計画期間が始まる前に製本を、製本までやりたいというふうなことで臨時議会にご提案申し上げた、こういう事情であったのでありますが、結果として、結果として、私自身は町長名で提案しているわけではありますが、この計画は、まさに町民の声、これの反映させたものであると、こういう認識でおりましたので、否決になろうとは正直いって思ってもいませんでした。

こういう中でありますが、それはそれとして、とにかく早い機会に、その基本となるべき基本構想、これの、この議会の承認を、議決をいただきたい、こういうことで議長にもお力添えをいただきつつ進めていきたいと、いうふうに思っているところでありま

す。

それでは、一つ一つの項目についてお答えを申し上げます。

最終処分場の今後の利用についてということではありますが、まず、その前に最終処分場の建設費ではありますが、災害復旧費は1,733万を含めまして5億4,263万であります。これにかかわる債務につきましては、11年度末未償還額は、2億5,234万6千円、そのうち、災害復旧費分は610万円であります。

維持管理費につきましては、平成12年度は、954万2千円を計上してるところで

あります。これまで、この処分場につきまして、所管の課でいろんな角度から、角度から検討を進めてきたところではありますが、先日、8日に、議会に対しまして分別収集の説明の際にもお話ししましたとおり、長期的に考えると、埋め立てする方向で進めていきたい、いうふうに思っているところでもあります。

次に、国保診療所の今後の運営と福祉社会づくりの施策の中での位置づけについて、お答えをいたします。平成12年4月から介護保険制度がスタートするわけですが、この介護保険を円滑、かつ効率的に実施するためには、保険医師、福祉の連携が重要視されておりまして、自治体病院の積極的な参画が求められているため、今後におきましても、他の医療機関とも連携を図りつつ、初期救急医療機関として、運営して参りたいと考えております。

その次であります、3番目の道の駅の件であります、道の駅の今後の経営見通しと、その役割ということについてお答えを申し上げます。道の駅はしかみは、農水産物や観光物産の販売、物産品の販売、また、本町の観光PRなどの情報発信拠点施設としての役割、また、休憩施設として町民やドライバーなど多くの方々に利用され、開設以来親しまれてきたところでもあります。この道の駅は、道の駅はしかみが平成7年に開設されてから平成10年度までの売り上げは、順調に推移してきたところでもあります。

しかし、平成11年度の生産物直売所の売り上げは、前年度と比較して、若干、減少しており、今後も、現在の経済状況、その他を考えますと、この傾向で推移すると思われます。さらなる、経費節減に努めることが必要であります。ということから、今後は、直売所利用者及び農林漁業者の育成、支援及び施設の改善等を図りながら経営安定に努めるとともに農水産加工施設を有効に活用しまして、付加価値の高い地場産品の開発など、いわゆる、1.5次産業の振興を図りながら地域と一体となった産業の活気あふれる町づくり、進めていきたいと、こう思っております。

4番目ではありますが、大蛇漁集排の下水道供用開始に伴い、町の施設の水洗化をどのように進めていくかについて、お答えを申し上げます。お陰様で、この大蛇地区漁業集落環境整備事業のなかの、いわゆる、下水道は順調に地元の住民の方々、あるいは委員の方々のご尽力によって、順調に進んできてるわけではありますが、そこで、各公共施設についての水洗化につきましても進めていきたいと、ということで、大蛇地区公衆トイレにつきましては、補助事業でやりたい。また、大蛇小学校は、予算書ご覧になっていただければおわかりなわけですが、5千数百万の予算であります、原子燃料サイクル

事業推進特別対策事業で、この大蛇小学校の水洗化を進めていきたい。また、大蛇集会所、荒谷集会所につきましても、町単独事業で、平成12年度整備をしたいということで、当初予算に計上をしているところであります。また、老人憩いの家、海産物簡易加工センター、追越地区公衆トイレにつきましても、今後、早い機会に町単独事業になるわけですが、水洗化をしていきたいと、いずれにしても、全公共施設を水洗化していきたいというふうに思っていて、計画していきたいと思ってるところであります。

その次は、5番目の教育行政のなかの山手4校ということですが、これは、さっき、土橋議員にお答えしたのと重複しますが、お答えをした方が、ハイ、私自身は、さきほどとほとんど同じになりますけれども。地区にとって、伝統も歴史もある、そして、心の、おそらくですよ、おそらく地域の方々は、心のよりどころ、いろんな、地域住民にとっては中心的な役割を、明治7年、あるいは8年、数えてみますと120数年になるんでしょうか。こういうふうな、伝統のある学校を何とか存続をさせたい、していきたい、こういうことでこれまでも、そう思っていて取り組んできたところでありますし、心情的には、そういうふうなことで今後も進めていきたいと、こうは思っております。

ただ、現実の問題としては、現実の問題としては、なかなか、この少子・高齢化、過疎化、一朝一夕に止められるものではない、こういうふうな認識もして、実際にはおります。さきほども、ちょっと、触れました、触れましたが、住宅用地を造るとなりましても、思うように入居者を確保できるのか、どうか、あるいは、こういう状況下で、こういう経済下で、こういう経済的な状況下で、別荘などを造成して、それが思うように入居ってんですか、買っていただけるか、どうかということを考えますと、現在のこの状況下では、はなはだ難しい、こういう認識をもっております。

そういった中で、どういう対応があるのだらうと、こういうことになるわけでありまして、けれども、これについては、重要で、そして慎重な取り組みが必要でありますから、地域住民の方々とよく話し合っていくべき最大の事項だと、いうふうに認識をしております。そういった意味で、できれば、私の役割は、とにかく存続をさせていくために、していくために、どういう方途が、方法があるんだらうかと、いうことを、まず最初に考え、そして、例えば、廃校なり統合は、しかるのちに考えていくべきことだというふうに思います。

その次、6番目の給食センター、保育所、屋内トレーニング施設の改築、新規計画について、ということですが、これについてお答えをいたします。

第三次の基本計画で、平成15年度に給食センター施設の改築整備事業を、予定をしております。また、中央保育所移転改築につきましては、行財政改革でも、公施民営ということなどを含めて検討をしているところでありますから、その結果を踏まえまして取り組んでいきたいと、いうふうに思います。さらに、いわゆる、トレーニングセンターの建設につきましては、地域から、これは、石鉢地区ということになりますが、公民館、あるいは、児童の放課後のかぎっ子対策というふうな意味合いも含めて、児童館がほしいと、こういう要望もあるものでありますから、それら含めて14、5年度の公民館を計画してるわけではありますが、それらと合わせて検討をしたいと、こういうふうに現時点で考えてるところであります。

次は7番目の、旧役場跡地利用計画についてであります。赤保内小学校、また、階上中学校と、あの辺を含めまして整備、学校の建築は終わったわけでありまして、また道仏小学校も今年で、今年度で校舎、そして、外構工事等が新年度、平成12年度に予定をしてるわけではありますが、いずれにしても、学校建築が一段落、一つの、まあ一段落をしましたので、今度は、この地区のということもありますが、現時点では、財政上のこともありまして、具体的計画に至っていない、いうことではありますが、いずれにしても、この地区は、教育・文化の総合施設ゾーンとして整備を進めていきたい、将来の将来の大きな課題であるというふうに、認識をしております。

また、8番目の生涯学習の拠点となるべき図書館、中央公民館及び民族資料収集館の建設計画という質問であります。町民の願いでもあります、生涯学習施設につきましては、さきほどもお話ししましたように、教育文化の総合施設ゾーンとしての整備計画に合わせて、後期計画の中で検討をしていきたい、というふうに考えてるところであります。

町民参加による町づくりの推進について、具体的な方法を示してほしい、というお話しなわけですが、町民参加による町づくり、今後、今後、これまでの行政依存型から町民参画による、参画によりまして、共同して町づくりを目指していく、という考え方は、基本的にもってるところであります。今、盛んにNPOというんですが、非営利組織による町づくり提案がみられます。本町におきましては、まだ、時期尚早という感もあるわけではありますが、そのような方法を検討して、この町づくりに参加していただければ幸いだと、こう思っております。その取り組みの一つとして、現在、蒼前地域のだいぶ長いこと、町名整理、町名について、ていうんですか、町名、地番について、こ

の郵便配達、あるいは、尋ねて来た方のご不便あったわけではありますが、この町名整理事業を進めていきたい。町名の変更や区割り、いわゆる、ブロック割りなどについては今後、住民参加によります促進委員会の設置等によって決めていきたい、取り組んでいきたいと、こう思っております。また、新規事業についても、計画の段階から参画していただくような組織づくり、検討委員会などでしょうか、あわせて進めていく必要があると、こう思っております。こうしたことによって、施設等の、施設に限らず、道路なんかでもそうありますが、一緒になって作っていくことによって、事業がスムーズに、しかも、大事にしていくと、一緒になって作ってくだという気運が生まれるだろうと、こう思っておりますし、道路の清掃等の管理運営等につきましても、積極的に参加していただけるのではないかとというふうに思っております。

また、さっきの議論の中にもありましたように、これは、これは西部地区に限らないことではありますが、町全体としては、一部地域を除いて少子・高齢化間違いなく進んできておりますが、その中でも特に過疎化が進んでいる地域等につきましての振興計画ということについては、これまた、もう、そこに住んでる住民が主役であると、いうふうな気持ちで取り組んでいかないと、なかなか、この過疎、高齢化から脱却できないんじゃないかと、いうふうに思っております。いずれにしても、こういう方法をとって、今後、取り組んでいきたいと、こう思います。まっ、たくさんありますが。

次に10番目の、旧総合運動公園用地に建設した公園の、今後の利用についてということでお答えをいたします。

この公園の今後の利用につきましては、遊具等の整備は一段落しましたので、現状に止めまして、今後は、ウォーキングコースとか、バードウォッチング等の自然を生かした公園として、広く町民の方々から利用していただきたいと考えているところであります。この地域は、土地、いずれにしても、灯明堂等の、寺下観音等の旧所名跡というんでしょうか、あるわけありますから、それら含めて町民の憩いの場として、今後、活用していくことだと、いうふうに思っております。

あと、そうそう、11番目の今後の財政見通しについて、ということではありますが、ご承知のように、といいますか、予想以上に長引く景気低迷の影響などから、町財政政も、自主財源であります町税などが減少する見込みでありますし、あわせて主要財源である地方交付税も大幅な伸びは期待できないところであります。特に、今後、計画をしていかなきゃいけない、また、取り組んでいかなきゃいけない大きな事業などもあ

りますから、より一層、経常経費の節減をし、事務事業の見直しや効率性を考え、さらには、さらには、適債事業を厳選し、公債費の増嵩を抑え、健全財政に努めることによりまして、今後とも、現状の予算規模で推移をしていきたい、させていきたい、こういうふうを考えているところであります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原。ご答弁ありがとうございます。再質問に入る前に、冒頭で言ったことに対しまして、町長のご意見もございましたので、若干、ふれさせていただきます。

町長さんおっしゃった理由は、あくまでも、理事者側の理由でございまして、それはそれで納得できます。ただ、私たち議会側の理由からいたしますと、一般質問する機会がないというのも、また、権利を一つなくすことであると、いうこともご理解をいただきたい。また、他の自治体であれば、この振興計画は、3月定例会に提案されるという事情もございます。ですから、町長さんの方の急ぎたい、製本したいという理由もわかりますけれども、議会としては、議会人としてしましては、当然、質問する機会も、皆さんに与えていただきたいというのが、私の方の立場からの意見でございますので、そのように、ご理解をいただきたいと存じます。

さっそく、再質問にはいらさせていただきます。

1番、最終処分場の今後の利用について、その中で、ア、イ、ウご答弁をいただきました。約、今までかかった経費が、総額5億4,263万円、11年度末の償還残高は2億5千万弱ですねえ、維持管理費が、年間954万2千円かかると、リサイクルプラザが稼働するにあたって、全面的にリサイクルプラザに処理をお願いするというのも、一つの判断でございますし、もう、そのように決定されているわけでございます。

しかしながら、私、議員としても、これが、こういうふうになる時期というのを、知らないできまして、あー、全面的に委託になるんだなあ、というのは、つい最近でございます。と申しますのは、階上町の最終処分場は、どちらかといいますと、その機械設備は、リサイクルセンター的な機能、つまり今、リサイクル法が施行される前に、階上町では分別収集をやってきてるわけです。結局、缶、スチール缶、ビン、これらをリサ

イクルして、ごみを減量化させようという動きをしてきているわけです。

そういう中で、全面的に、広域に委託する、また、一部、町の施設も利用できる部分は、利用できる、するんだと、そういう部分の判断をした時期があらうかと思います。

そういう中で、いろんな、考えられたとおっしゃいましたけども、じゃあ、町の施設は、まったく、利用できなかったのかと、そこの、試算した根拠をお知らせいただければ、ありがたいと存じます。と申しますのは、まったく、これだけ、5億数千万かけたこれも町税でございます。さきほどの、質問の運動公園では、ございません。運動公園には、4億で、できなかったわけです。今、この町のごみ処分場も、5億4千数百万かけて、結局、まだ、14～5パーセントの、しか、埋設されてないと思うんですね、まだ、まだ、ストックは、ある、にもかかわらず、まったく、もう利用されなくなる、まったく、利用されなくなるんですねえ、それに、年間950万の維持管理費がかかるとこれは、ゆっくり考えてる場合じゃないと思うんですね。全面的にリサイクルプラザに処理をお願いすると、決めた段階から、この施設をどのようにするか、ということを考えなければならなかったんじゃないでしょうか、まったく、町民の福祉の役に立たないところで、年間950万が消えていくと。これが、例えば、将来埋めてしまいたいと、さきほど、おっしゃいましたけども、じゃ、埋めてから、管理がどうなるのか、何年管理しなければならないのか、今ある施設は、どのようにするのか、という問題が残されていると思います。これらは、早急に結論を出していくべき課題ではないでしょうか。

まず、そこのご意見、判断した具体的な試算等がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

第2番目、国保診療所の件について、でございますけれども、第二次振興計画には、国保診療所は、その機能充実ということで、文言の中にうたってございました。そういう中で、一時期、階上町広報の中に、将来の行政改革の課題として、国保診療所の廃止の検討ということが、1回載った経緯がございます。私、聞きましたら、いや、それは間違いだったということで、町長さん、議場で、おっしゃいました。第三次計画においては、この国保診療所のことは、一切ふれられておりません。穿ったみかたをいたしますと、将来的にも、この国保診療所を廃止に向けて、検討されるお気持ちもあるのでは、ないかなあと、文言とし、一切、二次から三次の移行の段階において、うたっていないですねえ、ですから、そこの位置的なもの、お伺いしたかったわけでございます。その辺をどのように、将来を含めて、何か、今、お医者さんが辞められるそうでございます。

すけれども、いろんな、事情考えて、直診勘定等も考えながら、どのように今後10年を見通しか、お伺いしたいと思います。

3番目、道の駅でございます。これは、現状をどのように認識するかによって、この道の駅の評価というのが、変わってくるのではないのでしょうか。

約9億の投資をして、この道の駅を作られました。年間の維持費が約2,500万、平成12年度は、2,390万ですか、これは町税から、維持管理費が出されております。町長、さきほどの、質問にもございましたように、経営者の感覚を行政に反映させるという、何か、当初の公約の中にあっただと思います。まさしく、階上町が収益事業を伴う施設というのは、何か、私、はじめてのことなのかなあと、つまり、1.5次産業、付加価値を付けて、販売と流通に力を入れるということは、まさしく、経営者の感覚が求められている事業だと思います。特に、今、階上岳、質問にもございましたように、観光事業等進めていきます。ただ、階上町が、町税で施設をして、利用する人間は町外の人、維持管理は町税と、何か、こうなってきますとイメージ的には、町にたくさん人が来ていいんですけど、町外の人のために、階上町の税金がね、この厳しい時に使われると、それだけでは、いけないのではないかと、やはり地元に来て、地元の産業が、振興が図れるようなもの、物産の開発、研究、これが道の駅に、いわゆる第三セクターに求められる使命ではないのでしょうか、そういうことで、作られた筈と、私は思っております。そういう中で、観光が産業に結びつくような施策を展開するためには、この総称、道の駅産業振興会が果たす役割というのは、大きいのではないのでしょうか。これが今のままの現状でいいんだと、いうことであれば、私は、もう少し現状を考え直していただくべきではないかと、もっと発展すべきではないかと、つまり、産業振興を図ることによって、道の駅そのものも、町から年間2,500万ほどの維持管理費をもらわなくても、独立採算で、何年後には運営できるんだと、いうふうな方針を打ち出すのが、いわゆる、経営者の感覚を行政に持ち込むと、ということと、私は思うんですけど、そのことをあわせてお伺いします。と申しますのは、本当に階上岳に、莫大な町税が使われていくんです。また、管理費もかかっていくんです。年間、数千万にのぼると思います。これは、われわれの町税でございます。やはり、町民に、それが反映されるような施策でなければ、将来的にもいけないのではないのでしょうか。

漁集排につきまは、町長、おっしゃるとおり、これから、最初の事業でございますので、成功させたいという、分担金を取らないというふうな、私の質問に対しても、ご

答弁を、過去にいただいておりますので、これは、是非とも町の公共施設を、優先的に水洗化を図り、加入率を高めて、豊かな漁場を作っていただきたいと、このように思います。進めていただきたいと思います。

それから5番目、教育行政について、山手4校のことでございますけれども、これは緊急の課題、緊急の課題であるんですけども、古い課題でもあるんですね。町長、立候補されたとき、私に、まあ、記憶にあるんですけども、間違ってるか、どうかわかりませんが、いわゆる、山手、西部地域には、二、三男対策として、企業誘致しますと、いうふうな、確か、公約も私聞いたことあるような、気がいたします。つまり、もう、十数年以上前から、階上町は、過疎と過密を同時にかかえてきた特異な町だと思うんです。10年前、第二次振興計画ができたときと、第三次計画の今とでは、児童数かなり違いますねえ、これは、もうずうっと以前から過疎と過密は進んできているんです。

じゃあ、その対策は何があったのかと、いわゆる、町長いうように、山手、西部地区に、地域にあった産業、企業を誘致して、二、三男対策で就業の機会を得て、そこを活性化させていくというのが、確か、お言葉にあったように、私は記憶にいたしております。昭和58年でしょうか、4年でしょうか。やはり、今は、この住宅団地で人口を増やすというのも、いいんでしょうけども、やはり、抜本的に学区、行政区だけの考えではなく、この山手、西部地域を大きな視野から見て、この全体の持ってる資源、これから、どういうふうに、この地域を発展させていくのか、という大きな視野でもって、この山手、西部地域を道路網の整備も含めて、考えていくべきではないでしょうか。そういう意味で、私は、統合とかとは、軽んじては言えませんが、ただ、議論することは、やぶさかではないと思います。その言葉をタブー視しないで、広く町民の方々のご意見を集約し、その中で現実的に教育に問題があるということであれば、それは、勇気をもって進めなければならない、タブー視をしないで進めていただきたいと、私は思います。特に、町長、振興計画にもあります。これからの広域合併、市町村の広域合併ということを考えますと、まあ、いつになるかわかりませんが、将来、そういうふうになった時というのは、今の階上町の小学校が、今の状況でいることは、おそらくあり得ないんであります。であるからこそ、お隣の南郷村さんでは、さきほど、土橋議員さんのおっしゃるとおり、振興計画の中に、明確に、行政の方針として打ち出している。それは、当然、批判を浴びながらも勇気をもって決断をされている。これは、あくまでも、教育の、教育を考えてからの決断だと、私は、高く評価いたします。タブー

視をしないでいただきたい。

6 番目、給食センター、保育所、屋内トレーニング施設について伺いますけども、給食センター、保育所は、確か、第二次計画でも年次計画に上がっていたと思います。これが、なぜ、また、このように遅れてきたのか、その理由をお聞かせいただきたい。また、屋内トレーニング施設につきましては、確か、平成9年か10年に造成費が計上されて屋内トレーニング施設を作るんだというふうな、私は認識でいたんですけども、私の聞き違いだったのか、どうか、町民プールのわきに造成して、今、大蛇小学校の水洗化を図る、原子力の交付金でもって、4千万でもって屋内トレーニング施設を作るんだと、それで、プールに併設して作りたいということで、用地を造成したというふうに私は理解をしておりました。これが、いつの間にか、記憶にうすれ、どうなったのか、わからなくなってきておりますので、あわせてお伺いいたします。

旧役場跡地利用については、過去に3カ年ほど、旧役場跡地利用検討委員会というのが、平成8、9、10で約36～7万の予算でなされておりました。これが、どういうことになって、どういう結論出して、どうなったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、生涯学習の拠点となるべき図書館、中央公民館、これは、もともと、階上村の時代から、中央公民館、図書館があったわけでございます。今は、ハートフルプラザに移っております。果して今のままでいいのか、これから、生涯学習の中で、利用率を図っていくためには、どういうふうな、あるべき施設を考えられるのかということです。すねえ、もう一度、財政、財政というだけでなくすねえ、現在あるものが有効に使われてないと。それから、民族収集、資料収集館についてでありますけども、大変、遺跡が宝でございまして、新幹線も避けて通るくらいの、町民の宝だわけございまして、私はこれをすねえ、今の旧公民館の講堂にすねえ、あのようしておくのは、忍びないんでございます。あれは、我々、町の宝でございます。数千年前からの、我々の宝でございます。今年は、町制施行20周年ということで、約2,000万くらいですか、イベント等あるんですけど、私は、10周年のときもそうですし、15周年のときもそうですし、ましてや、20周年のときもすねえ、一過性のものではなく、こういう宝をすねえ、後世に残すために、例えば、こういう、資料館をすねえ、記念事業として建設をしていただきたかったなあと、常々思っているんであります。我々の町民の宝これを、どうか生涯学習の中でも、多くの人に見て、学習していただく資料館をす、

私は、早急に作っていただきたい。このように考えておりますので、ご意見を、もう一度お聞かせいただきたい。

町民参加による町づくり、具体的なということはですね、第三次計画で、頻繁にこの言葉が出てまいってるような気がしております。第二次でも、様々、検討委員会、推進委員会、審議会、町の行政にかかわるさまざまな分野の、そういうふうな会がございます。それらの会について、特別、これから、町民の声を生かす手段として、機能を図っていくのか、その点について、お伺いいたします。今までの、ええ、町民参加の部分ですね。

それから、旧総合運動公園用地に建設された公園、これは、当初から意見わかれておりまして、階上岳は、階上、県立自然公園でございます。しかし、ここにつくられたのは、カントリーパーク、まさしく、都市公園の中のカントリーの公園事業であると、理解しております。ですから、つくられる施設は、都市公園施設なんですね、ブランコとか、スベリ台とかですね、いわゆる、自然公園の中につくるべき施設では元来ないと、私は理解しております。そういう中で、今、階上岳の方に大きな投資をしている中で、階上町が持っている資源として、この地域をどのように考えていくのか、と、私は、あまり金をかけない方が、いいのではないかなあと、個人的には、このように思っております。

今後の財政見通しについて、これは、町債残高が平成2年度末には、山田議員の質問にあったように32億、しかし、今、平成12年度末には、約76億、まさしく、倍以上になってるんですね、私は、大きな財政見通すにあたって、この町債残高が、今後、どのように推移していくのか、ここは、大事な件でございますので、町債残高ともう一つ公債費比率、これをどのように推移していくのか、どのように抑えていきたいのか、ここ、どうか吟味してお答えをいただきたいと思います。以上です。

あー、みません。議長、いいですか。

(議長〜どうぞ)

町民参加の部分は、現実的には、審議会、検討委員会とか、さまざま、今、行政に付随した会がございますよねえ、それらも含めて、町民参加というふうにとらえてよろしいんでしょうか、各種委員会のことでございます。ハイ。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） だいぶ、こう多項目にわたってるもんですから、ひょっとすると答弁もれとか、ズレがある可能性あるんですが、あらかじめ言いわけをしておきまして、この最終処分場につきましての件については、担当課長からお答えをさせたいと、具体的な試算ということでもありますから、担当課長からお答えをいたさせます。

また、国保診療所につきましては、いろんな考え方があるんだろうと、こう思いますが、いずれ、町に公的な医療機関、たった一つなもんですから、これについては、必要だろうというふうに思っております。

あと、道の駅の件についてであります、いろいろなご質問というよりも、考え方をご提言っていうんですか、ご提言をいただいたというふうに受け止めておりますし、その多くは、総論としては、っていうんですか、総論としては、そのとおりでというふうに思います。いずれにしても、産業振興に直接、間接に役立たなきゃいけないということも、そうでありますし、また、経営感覚を導入して取り組むべきだということについても同感であります。いずれ、オープンして数年経って、経ちましたので、今一度、これまでの経過等を踏まえて、っていいですか参考にしなが、今後の運営の仕方が、施設の改善等を考えていかなきゃいけない、そういう時期にきてるというふうに、認識をしております。

その次には、過疎、過密というのか、どうかであります、いわゆるベッタウン化してるところ、過疎については、間違いなく過疎であります、これは、他町村は全体的に、この地盤沈下ということですが、階上の場合は、幸いにして全体的な人口ということは、いくら伸びは鈍ってきているものの、まだ、増加傾向にある、こういうことだわけですが、こういう中で、わが町に限らずであります、これがもっと過疎対策、高齢化対策、少子化対策ということは、認識としては十分にもっておりますし、これまでも、そういう認識で取り組んできた、これが、その過疎対策の決め手ですよというふうなことはないにしても、例えば、名川・階上線の道路改良、鳥屋部・十日市線、特に名川・階上線に関して申し上げますと、田代工区、鳥屋部工区というふうなことなどもありまして、だいぶ、急ピッチで進んできてるというふうなことなど、そのほかに、町道含めた道路関係や各施策、広くいえば学校なんかもいえるのかなあと、こうは思いますけれども、いずれ、これが、というふうなこと、ということになると、でありますがいずれ、これは、もう地道にやってくしかしょうがないのかなあと、あっと驚くような

な、手品のような方法というのは、どの町村も、これで苦勞してるわけでありますからいずれにしても、今後、皆さん方のご意見を頂戴しつつ、やっていきたいというふうに思いますし、また、勇断をもって学校の統廃合と、いうお話しがありました、ありましたが（桑原議員～議論をタブー視するのは、いかがかと、勇気をもってやれということではない）、あっ、そうすか、私はもう、やれっ、つうことなのかなあと思って、現在の私の力では、これは、とても手に余るなど、こういう認識も実際もってるところでありまして、いずれにしても、議論は議論として、大変大事なことであるということ、この認識は、もう地元の方々は勿論のこと、行政を、現在のところあずかってる私にとりましても大事な、重要なことだと、こう思っております。その、のんびりとしてられないんでないか、というふうなお言葉も中にあったのか、あったような気がしますけれどもハイ、のんびり、ここでも使っ・・・・・・そうすか、ハイ、いずれ大事な問題ということには違いないのでありまして、繰り返しになりますが、さきほど同じように、地元の方々のご意見や、ご意見やらお聞きしながら、理解も深めていくべきだろうと、いう認識については同感であります。トレーニングセンター等のことにつきましては、地元から、なんとか、公民館活動やりたい、さっき、繰り返しになるんですけども、それと、かぎっ子対策っていうんですか、今、共稼ぎ、共働きが多くなってる、こういう中で、なんとか、子どもを遊ばせる遊ばせるって言うのか、安全に、安全に、健全に預ける場所、ていうんですか、そういう所というふうなご要望もありました。で、当初、桑原議員がいわれましたように、そういうふうな計画でもあったわけですが、そういった要望等々を踏まえまして、踏まえまして、さきほど申し上げたようなことで取り組んでいきたいと、一緒にあわせて、ですから、検討をしたいということでその辺、あわせて検討して参りたいということですからか、ご理解をいただきたい、こう思います。

また、旧役場跡地の利用という、利用についてであります、これにつきましては、旧役場跡地、言葉をかえれば、町の中心地であるわけであります。ここに町有地を持ってるというふうなこともあるわけでありまして、なんとか、これを有効に、しかも大事に使っていかなくちゃいけない、こういうふうに思っていたわけですが、隣接地に階上中学校、赤保内小学校などもあったのでありまして、それら建設にかかる際にも、取りかかる際にも、これらの意見も伺いつつ取り組んできたというふうな事情もあります。

いずれにしても、ここは、さきほどもお話ししましたように教育・文化の複合施設ゾーンとして整備を図っていきたい、振興計画の後期の中で検討をして参りたいとい

うふうに思っております。また、図書館、民族資料館、このままでいいのか、というお尋ねであります。これに関して申し上げますと、率直に言って、このままで決しているとは思っておりません。なんとか、早期にというふうに思っているところではありますがいずれにしても、これにつきましては、後期計画の中で検討をしていきたいというふうに思います。

その次には、町民参加の、その行政ということですが、従来の委員会も勿論、一つの手法だと、こう思いますけれども、より多くの参加する機会を、参加していただく機会を作っていきたいと、これは時代の要請だろうと、いうふうに思います。

その他、財政見直しについては、総論的には、さきほど申し上げたとおりでありますから、あとは、それぞれ、各項にわたって担当の、所管のしております課長からお答えをいたさせます。

○議長（荒道鶴造君） 町民課長、上沢寿勝君。

○町民課長（上沢寿勝君） ハイ、ただいまのご質問にお答えしますが、不燃物は、リサイクルプラザに移行した、判断材料ということでございますけれども、私が町民課に配属された時点では、このリサイクルプラザの建設がすでに進行しておりまして、その辺の事情が、はっきりいって、勉強不足等でわかりません。また、そういうことで、手元にも資料がないんですが、これにつきましては、前任者等からですね、資料等を確認の上、あとで、桑原議員にお答えしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 保健福祉課長、鳩文男君。

○保健福祉課長（鳩文男君） 診療所の機能充実、ということで、第二次計画では、後期計画におきましても、訪問看護ステーションの開設等検討するということにしておきましたけれども、昨年、蒼前地区に民間の訪問看護ステーション、1ヶ所できております。その辺も併せまして、今、県におきまして、自治体病院の再編成といういことで、医療機能と施設配置の見直しが検討されているところであります。その中で、八戸の市立病院、これが利用形態等から、その受益は、圏域内の全市町村の住民が受けているので、他の町村も応分の負担をすることが本来の姿と考えられるというように、いわれて

きております。その中で近い将来、広域の運営という話が出てくるかと思っておりますのでその辺の動向みながら、機能充実の検討を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、道の駅についてお答えをいたしたいと思えます。

さきほど、いわれましたとおり、町から2, 300万ほど出しておるわけでございます。私どもは、産業の振興の発展ということでもございまして、実は、そこの売り上げで一番多いのが、生産物直売所でございまして、約1億3, 200万を売り上げていると、ですから、今後とも、これらを利用している農業者、それから商工会の商売をやっている方々と、観光物産そのものの売り上げは約3, 300万たらずと、いう等々でございしますので、さきほどらい、いわれておりますとおり、1・5次産業の振興を図るということで、おのおの、各グループ等に積極的に支援して参りたいと、こういうふうを考えてございますし、さきほどらい、いわれております民間の経営感覚をもって対処すべきではないかというお話しもございましたけども、私どもも、今、分析してございますけども、人件費の方が、非常に高いという関係もございまして、それらもあわせて人件費等についても、今後、見直しをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（桑原議員～町債残高と公債費比率の推移について）

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） ハイ、そでは最後になるのかですけども、今後の財政見通しというということでございます。実は、私ども、これには大変苦慮しているところでございまして、実は、政策主導型で予算編成を組まなきゃあならんという、またケースもございまして、財政主導で組むということになりますと、財政あって政策なし、政策優先しますと、政策あって財政なしという、非常に問題をかかえてるわけでございましてまた、財政、いろいろ厳しいわけですけども、財政基準需要額等も変動あるわけですけども、それらは若干、加味しながら申し上げます。

5ヵ年の、今、第三次計画に載っておりますローリングに基づいて申し上げます。

公債比率につきましては、11年度が16.4、12年度が16.9、13年度が16.8、14年度が

16.6、15年度が17.3、で最終年度の16年度が17.6と、これが公債比率でございます。
ただ、問題になります、我々が一番重要視してますのが、起債の制限比率でございますけども、これは、だいたい11.6パーセントの範囲で16年度まで推移していくと、今後、地方債を発行するということになるわけでございますけども、平成11年度では、災害もございました関係上、10億5,920万、これは、繰越しもございますけども、12年度では6億5,790万で、現在予算を提出してございます。13年度が5億8,450万、14年度が8億2,880万、15年度が11億2,130万、16年度が9億9,280万の地方債を起こして、さきほどらい、いわれております重要施策等を展開して参りたいと、いうことでございます以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番、桑原。ご答弁ありがとうございます。

第1の最終処分場についてでございます。今日、傍聴者の方もおいでになっておりますけども、最終処分場が全面廃止になるというのは、多分、はじめてお聞きになった方々が多いんじゃないでしょうか、とにかく、これは、速やかに結論を出してですね、今後の利用するのか、しないのか、そうでないと維持管理費だけが年間900万かかっていきます。無駄な経費になろうかと思しますので、これは、早急に結論を出して、町のためにいい方法を見いだしていただきたいと、お願いをいたします。

あと、この最終処分場について、ちょっと、所感述べさせて、お考えを聞きたいんですけども。私たちは、リサイクルをして、資源を大事にしよう、使えるものは使おうという大きな枠で、このようなリサイクル法が施行されて、われわれも一緒に動いてるんですけども、結局、われわれが地元でもってるものをですねえ、まったく無駄にして使わないと、無駄にして使わないでリサイクル、リサイクル、資源を大事にしよう、なんか、そこで私は、現実的な矛盾を感じるんですねえ、もってる資源を大事に使いながらリサイクルだっ、というのであれば、当然、町の施設も使いながら、出来ない部分はリサイクルプラザというようなのが、一般的な考え方と思うんですけども、具体的には、しょうがないかも知れませんが、大きな枠ではリサイクル、だけでも地元では、まったくものを使わない、あるものも使わないで廃棄してしまうという、資源の無駄、金の無駄、結局なっちゃうんですねえ、そこを非常に、なんか私自身矛盾を感じている

一人でございます。

道の駅につきましては、どうか将来的に町の産業振興に観光も結び付けて、将来はどうか独立採算でいくような道筋をですねえ、すぐでなくて結構です。5年後はこうします、10年後はこうします、という大きな方針をたてて、運営をしていただきたいと存じます。

あと、給食センター、保育所、屋内トレーニング施設、屋内トレーニングは、私は、すぐできると思ってたんですねえ、ただ、これがまだ、後期計画14年、15年度に検討するという、さきほどらい、運動公園の質問がございました。結局、青森県はスポーツ立県、町長、体育課をつくり、教育委員会に体育課をつくり、町民の体育振興を図るという中で、施策を講じてきたことなんですけども、結局、空白をはさんで10年間で、スポーツ施設は、ただの一個もできてないですねえ、ただの一か所もできてないんですよ、この10年間で。やはり、この町長の責任というのは、私は、非常に大きいのではないかと、屋内トレーニング施設くらいはできるのかなあと、期待しておったんですけども、それも、まだ、あとだと、考えてみると10年間で、ただの一つのスポーツ施設も、階上町にはできてないんです。これが現実でございます。そのところを、第三次計画で我々が主張するところでございます。

旧役場跡地も、後年度、図書館、中央公民館、民族収集資料館も、後年度、後期計画検討するということで、先送りと判断いたします。

また、町民参加による町づくりと、これは、私は審議会とか各種委員会の部分で、それも当然、町民の声として、町民参加のひとつの方法としていくんだというふうに、ご答弁をいただかないと、次の質問に移れないんでございまして、というのは関連いたしましてですねえ、関連いたしまして質問いたします。よろしかったら、ご答弁をいただきたいと思います。

先般の第三次振興計画についてでございます。最初は、役場庁舎に策定委員会があって、場所を選ぶ選定、用地選定委員会があって、その場所と一緒に施設をはりつけるスポーツのよく分かった審議委員会があって、これで進められてきました。そのとおりですねえ、しかし、第三次計画では、今、用地選定委員会とか審議会の報償、報酬が載ってますけども、いままでの運動公園に対する説明を聞きますと、さきに財政、課長おっしゃった、財政主導型で、平成12年度は用地を選んで、平成12年度は施設を考えて13、14、15で野球施設をつくりますと、その後の施設については、まったくわか

りませんよ、というのが財政主導型と私は思うんですけども、町の中で、第三次計画に方針がでてるんです。さきにでてると私は理解しております。これじゃあ、別に早期完成にならないんですねえ、それで、私どもが、こないだ承認できなかった部分は、場所を変えても、運動公園の施策は残ってるんだよと、公約は残ってるよと、5ヵ年で、全部の施設を完成させるのが、町長のいう、速やかに早期に運動施設を完成させるということだよと、それが第三次計画にはないから、これについては、承服できませんよということが、こないだの振興計画の意味でございましたので、この際、誤解を受けるといけませんので、この場を利用して、そういう認識だということを、お伝えを申し上げたいと思います。それと同じに、この運動公園計画が、前期5ヵ年でどうなるかということによって、今、企画課長がいった公債比率、制限比率、これが大きく変わってくるわけでございます。そういう意味では、私は、トータルで一般質問いただいてよかったなあ、細かい数字まで質することができて、よかったなあと、いうふうに冒頭申し上げたわけでございます。まあ今、説明を申し上げましたけれども、いかんせん、第二次振興計画に残された課題が、第三次計画には、かなり山積をしていると思います。やはりこれらは、残されたものを優先的に解決して、次の新しい階上町を展望すると、いう姿勢が大事なのではないかなと思いますので、そのこのところを、一言伺って終わりたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） いろいろと、どちらかといいますと、質問というよりも、ご提言、ご意見頂戴したというふうに思うわけですが、いずれにしても、あすこの最終処分場についても、速やかにというふうなお話があったわけでありまして、人の配置なども考慮すると、ということで様々、いろんな角度から、その課において慎重に検討を進めているところであります。

また、道の駅につきましては、公的な部分もあるもんですから、あれを全面的に、独立採算というふうなことには、いわゆる、この収益が上がる部分と、例えばトイレなどは、道の駅としてのそろえなきゃいけない必要な施設ということで、この利益を生む部分ではない、そういうところもあるもんでありますから、その辺のところのご理解をいただきながら、今後の運営、努めていきたい、こう思います。

また、トレーニングセンターにつきましては、ちょっと、この辺が、こういき違いあったかなあと、こう思っていました、石鉢地区の、地区の公民館、あるいは児童館等の複合的な施設をやる際に合わせて検討をしたい、公民館などについては、年次も、さっき、確かお話ししたと思っておりますけれども、そういうことで、理解をしていただきたいと、こう思います。

その他については、また、担当の課長から、それぞれお答えをいたさせます。

○議長（荒道鶴造君） 桑原一夫君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原。ご配慮ありがとうございます。

最後にもう1回、なぜ、この第三次階上町総合振興計画について、各項目にわたってお伺いしたかというのは、冒頭申し上げましたように、一般質問の機会をいただけてない、そういう中で、細かい数字も一般質問だと聞けるな、ということでございます。

そしてなによりも、こないだ承認されなかった、この振興計画の一番、カギを握るのは、総合運動公園、次の計画が認められなかったということでございます、それが、今まで、私聞きましたように財政の問題、それから、今まで二次からかかえた様々な問題が、三次の後半にいっちゃう、これが、総合運動公園計画を、どのように、年次計画で張り付けるのかによって、この計画が全部狂ってくるんですよね、全部変わってくるんです、財政的に、そういう意味で、町長さんの総合運動に対する施策として、公約として、どのように三次計画の中に、年次計画、財政計画をするかというのが、こないだの臨時議会における議論だったわけでございます。そういう意味で、これらの、今日の質問をふまえて、町長のご判断をいただかないと、今の答弁が、全部狂ってくる。財政的に狂ってくることだと思いますので、あわせて、われわれの運動公園に対する考え方等、ご検討いただければ、ありがたいと思います。以上で、質問終わります。ありがとうございます。

○議長（荒道鶴造君） 答弁、いいですか。答弁、ハイ。

以上で、11番、桑原一夫君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は、4時50分からいたします。

(休憩 午後4時40分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開 午後4時50分)

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

15番、平戸茂雄君の質問を許します。

15番、平戸茂雄君。

○15番(平戸茂雄君) ハイ、15番。本定例会に一般質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げ、さきに通告してあります3点についてご質問をいたします。

その一つは、昨年、3月定例会に端を発した、土地登記調査委員会が3月11日から19日まで開かれたわけですが、その中で、16日の町長出席の際、職員に対し特別委員会に呼ばれた場合、職員の人たちに、事実をとにかく話してください、私をかばう必要はありません。事実だけで、気兼ねもいらない、ことここまできれば、真実を話すこと、これが一番強いと、職員の方々にも、あえて話しをしました。といいますのは、私は、こういうふうな立場ですから、やっぱり、どなたでも、調査委員会となると緊張するわけです。これは、中途半端で終わらせては、ためにならない、ですから、私自身も、全容解明していただきたいし、私自身、そう思っております。一方、同日の証言では、本会議での気持ちは、これ以上、もう広げていただきたくないと思う気持ちが強かったものですから、むしろ、議場にいた職員でも、傍聴者でも迷惑をかけてはいけない、ただ、もう、調査委員会というところまできたから、事実を事実としてお話しをするということですから、職員にもそういうふうに、また、普段の仕事でも、自分の良心と責任において、どうぞ、仕事をやってください、というふうなお話しをしました。と、町長は述べておるのであります。このことは、今日も、その気持ちは変わっておりませんか。お答えをいただきたいと思います。

第2点は、土地登記調査を含む一連の内容等について現在進行してるようだが、はや一ヵ年経過したにもかかわらず、道半ばなようです。しかし、いずれ時期がくれば、決着のはずです。そこで、恐らく、そんなことはないだろうとは思いますが、万が一にも町長が敗訴した場合には、町長、当事者として、その責任の所在を明らかにしていただきたい。

第3点は、前段で申し上げたとおり調査特別委員会は、一週間にわたって開かれました。当時、私もその一員であったことは、周知のとおりであります。これも、今、思い起こせば、当時、一番大事な書類のひとつ、調査素図の提出を、いくら要求しても見当らないとの一点張りでした。はや一年、経過いたしました。現在も、継続して探しているのか、あるいは、故意に出さないのか、今までどのような対応をしているか、明確なご答弁を、お願いを申し上げまして、壇上よりの質問終わります。（拍手あり）

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 平戸議員のご質問にお答えをいたします。

この件に関しては、昨年のそれこそ、平戸議員のお話のように、3月の定例会において、調査委員会つくられ、そして、相当な時間をかけて調査をされました。その結果調査報告書が出たわけでありまして、町長不信任案というふうなことも出され、否決にはなりましたが、出されたことは、ご承知のとおりであります。

さきほど、質問についてお答えをしていきますと。

第1点目、ほぼ、平戸議員がいわれるようなことでの職員の朝会の場において、とにかく事実を、事実をお話ししなさい、することです、というふうな主旨、ほとんど平戸議員がいわれたとおりの主旨で話しをしました。私をかばう必要もないし、その気遣うこともない、それが一番強いんですよ、というふうなお話しもやりましたし、それはまったく、否定をしません。そのとおりであります。ただ、若干、食い違ってますのは、それぞれの、責任と良心においてやってきた仕事であれば、何ら職員は、恐れることはないんだ、そういう主旨もお話しをしたのでありまして、良心と責任に基かない仕事をした場合は、これは具合が悪いんですよ、責任はとらなきゃいけないんですよ、その、それぞれの職員がと、いうふうなことでお話しをした、いうことでありますから、その点が、若干、こう、ニュアンスが違うかなと、こう思っていました。

また、その次の、もし、敗訴になればということではありますが、もちろん、もう敗訴になれば、即刻辞めます。即刻。私から提訴した、訴訟でありますから、これは、町の責任者として、責任者としてですよ、男として、当然の対応だろうと、こう思います。

いずれ、訴訟は今お話しすることなども制約の、まあ、訴訟中であるという、制約のある中での答弁ということは、まあ、あの含んでおいていただきたいと、こうは思います。こうは思いますが、どっちにしろ、この全面的な争いっていうんですか、訴訟になってますから、私も正直いえば、これほど、裁判というのは大変なもんだのかなあと、つくづく、疲れるなあと、率直いってそう思ってますよ、もう一年も経ちますと、そういう気持ちは、ありますものの、これはもう、法廷において決着をつける、そして、万が一、私は、絶対負けなと思っていますが、万が一、敗訴というふうなことになりますと、即日、即日辞めますから、それと、あと一つは、重要書類云々とありました。

これは、昭和40年代からの書類でありますし、私も、こういうふうな姿勢できておりますから、これらの書類が見つければいいなあと、そう望む者の一人でありますし、当然のこととして、役場の職員からも、その辺探してもらいたいなあ、ないもんかなあと、いうふうなことは、引き続いてやってきたところであります。こういったことで、私にすれば、今までになく、明解にお話しをしてるというふうに思っていたきたい。

以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） M、15番。今まで、かってない、男らしい答弁をいただきました。私も、いろいろ、ここに、まとめてきたんですが、町長さんの一言で、もう、大分削られました。もう、いうことは、あまりありません。

ただ、町長さん、今、重要書類ということで、お話しがありましたんですけども、いわゆる、国調で、もっとも重要な、と言う意味で私、話を申し上げたんですが、調査素図のことなんです、他町村では、永久保存書類に準じて、重要書類として管理保管していると、うけたまわっておりますが、わが町では、どのような認識で取り扱われているのか、また、その管理責任の所在は、どこにあるのか、明確にさせていただきたいと、思っております。例えば、例えばではございません。大渡新田字の調査素図があれば、町長さんも今、私もそれを望んでいるんだと、いうお答えでございましたが、何

で全町、町の全域の調査素図が保管されている中で、大渡新田字、そこだけが見当たらない、これが、誰に言わせても、聞かせても疑問を抱かざるを得ないのではないか、何で、その分だけが、紛失しているのか、盗難にあったのか、わかりませんけれども、全町、町全域の調査素図が保管されてるわけですよえ、それが、何で、そこだけが紛失、見当たらない、これが、納得いかないわけですよ、これが、もうあれば、町長さんいったみたいに、もういつから解決してると思います。私の感覚では、それが、そこだけ見当たらない、どうしても、これは、納得できないわけなんです、いろいろ言いたいことは、いっぱいありましたけれども、さきほどいいましたように、男らしい、今までの、私13年間のうちで、ものすごく立派、男らしい答弁をいただきましたので、あとはもう、問いたすことはございませんので、ただ、この調査素図の取り扱い、保管そこ、係の職員でも結構ですので、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） お答えをいたします。まず、調査素図のことですけれども、今問題になってました、大渡新田については、探してみました。ただ、その他の地区については、正直、探していません。だから、他にもあるかないかは、ちょっと、これはわからない部分でございます。で、そこだけがないんだ、というふうにも、私は、今時点では、何だか、いいきれないところもあるなあ、というふうに感じました。それから、この調査素図について、町長の方からも発言がありましたように、探せっていわれまして、それで、何回となく探しました。最近では、一週間くらい前でしょうか、その当時、担当された職員に、特別にお願いして、そして、どうしても探してほしいということで探しました。そうしたら、その素図そのものは、段ボール5つでしたかに分け書庫に保管してあるわけです、それを全部、ひっくりかえしてみましたし、やっぱり、その問題のところの大渡新田がみえませんでした。それで、その他にも、こちら辺にいるのではないのかなあということで、書庫の中を探してみましたけども、そのように、やっぱりみつかりません。それで、この調査素図ですけども、これ、どういうもの、内容がどういうものなのかなあということで、内容をみてみましたら、やっぱり、現地を確認して、そして、境界に、恐らく杭を打つ、その杭を、その図面に表示した、そういう何だか、形のように、他の調査素図みたら、そういうもののようでした。

それが、それを基にして、作られたものがあるわけです。それが、何かというと、面積測定成果簿、つまり、それを基に測量して、それを基に面積を算定するわけですが、その算定した成果簿、それから、それを基に作った原図の前の、原図もそうですけど、原図の前の図面みたのもあるんですけども、それも保管されてあります。ただ、幸いにそれは、保管されてあったんですが、その調査素図、つまり、今から28年前頃に作成されたと思うんですけども、それが、たまたまみつからない、ということです。今後も、やっぱり、こりゃあ重要な、さきほども指摘されましたように、重要な書類ですし、他の、そのさっきいった、保管されてるものと同じように保管していかなければならないということで、今後もこりゃあ、やっぱり探していかなければならないなあ、というふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 平戸議員の、それこそ、海の男という感じで、大変、そういう意味では、いい、あっさりした性格ということでありまして、大変ありがたい、さっきも言葉いただいたわけですが。いずれ、いずれこれは、調査素図等も含めて、法廷でそういうことも議論されてるわけでありまして、このことについては、もう、法廷に移って、そして、お互いに納得ができないので訴訟になってるというふうな事情があるわけです。ですから、さっき、いいましたように、こりゃ、何回でもしゃべりますが、万が一、私は、負けるとは思ってませんよ、万が一、敗訴になれば、即日もう辞めますからあんたの前で、あんたの前で逆さになって逆立ちでもするぐらいの、そういうつもりで私は、これにかけておりますから、何とか、御理解をいただきたい。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ㍺、15番。課長さんのお話しは、勿論わかるんですが、どうしても、課長さん、不思議だと思いませんか。そこだけいないということが、誰に聞かせても、何でそこだけが、故意に、どうにかしたんではないかなあという、疑われて当然だと思うんですよね、まったくそこだけが見当たらないんだ、どうも、子どもでもわかるどうもうんですが、何でそこだけ見当たらない、見当たらないだれば、私、ど

うもできませんけれども、どうに考えても、まあ、不自然ていいですか、まったく理解に苦しむわけでございます。

町長さんに、今、おほめを、言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。はじめて、ほめられましたけども、有頂天になってます。どうも、ありがとうございます。町長さんの気持ちは、分かりましたんで、逆立ちまでする、ということまでおっしゃいましたんで、そこも十分、私も心に留めておきますんで、私たちも、やっぱり、調査特別委員会を作った以上は、結局は、町長さんは、この調査素図とか、そういうので訴えたんだというようなことおっしゃいましたけれども、最初の訴えたあれは、泥棒発言ということで、名誉を傷つけられたということで、町長さんが訴訟を起こしたと、私は理解しておったんですが、この調査素図とか、そういうののあれで訴えたんだというようなことのおっしゃり方したんですが、それは違うんでしょう、それは、違うんですよえ、泥棒発言を、訴訟起こしたということですよねえ、そうでしょう。

分かりました。もう、町長さんの気持ちは、分かりましたんで、これで終わります。どうも、ありがとうございます。（拍手あり）

○議長（荒道鶴造君） 以上で、15番、平戸茂雄君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議事の都合により3月11日から3月12日までの二日間、休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月12日までの二日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月13日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後5時15分）

平成 1 2 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第 3 号)

招集年月日	平成 1 2 年 3 月 8 日								
招集の場所	階 上 町 議 会 議 場								
開閉会日時	開 議	平成 1 2 年 3 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び 宣 告	散 会	平成 1 2 年 3 月 1 3 日 午 前 1 0 時 1 6 分					議 長	荒 道 鶴 造	
応 (不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 別 ○出 席 △欠 席 ×不応招 ◎公務欠 席	議 号	氏 名	出席等別	議 号	氏 名	出席等別	議 号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 蒿	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	1 0	大 前 典 男	○	1 1	桑 原 一 夫	○	1 2	木 村 勝 彦	○
	1 3	阿 部 敏 秋	○	1 4	浜 谷 豊 美	○	1 5	平 戸 茂 雄	○
	1 6	松 倉 正 美	○	1 7	田 端 清	○	1 8	荒 道 鶴 造	○
会 議 録 署 名 議 員		1 5 番	平 戸 茂 雄			1 6 番	松 倉 正 美		
職務のため議場に出席 した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文		
		庶 務 係 長	田 中 昇						
地方自治法第 121 条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎		
		収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	山 本 雅 教		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保健福祉課長	鳩 文 男		
		農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水産商工課長	中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆		
		教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八		
		社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 沢 勝		
		給食センター所長				農委事務局長	工 藤 靖 夫		
		診療所事務長				企画課長補佐			
		代表監査委員	下 野 岩 男						

平成12年第2回階上町議会定例会

議事日程（第3号）

平成12年3月13日 午前10時 開議

- 日程第1 報告第1号 専決処分した事項の報告について
- 日程第2 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町住宅用地)
- 日程第3 議案第4号 階上町介護保険円滑導入基金条例の制定について
- 日程第4 議案第16号 平成11年度階上町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第5 議案第17号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第18号 平成11年度階上町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第19号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算(第4号)
- 日程第8 議案第20号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第21号 平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

(開議 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(荒道鶴造君) ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、報告第1号 専決処分した事項の報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第2 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は
承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第4号 階上町介護保険円滑導入基金条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町介護保険円滑導入基金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号 平成11年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第16号 平成11年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第5、議案第17号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件及び日程第6、議案第18号 平成11年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第17号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件及び議案第18号 平成11年度階上町老人保健特別会計補正予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第20号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採
決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第21号 平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月14日から3月15日までの二日間、休会といたしたいと思
います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月15日までの二日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月16日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時16分)

平成 1 2 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第 4 号)

招集年月日	平成 1 2 年 3 月 8 日								
招集の場所	階上町議会会議場								
開閉会日時	開 議	平成 1 2 年 3 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び 宣 告	散 会	平成 1 2 年 3 月 1 6 日 午前 1 0 時 3 0 分					議 長	荒 道 鶴 造	
応 (不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 蒿	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	1 0	大 前 典 男	○	1 1	桑 原 一 夫	○	1 2	木 村 勝 彦	○
	1 3	阿 部 敏 秋	○	1 4	浜 谷 豊 美	○	1 5	平 戸 茂 雄	○
	1 6	松 倉 正 美	○	1 7	田 端 清	○	1 8	荒 道 鶴 造	○
会 議 録 署 名 議 員		1 5 番	平 戸 茂 雄			1 6 番	松 倉 正 美		
職務のため議場に出席 した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文		
		庶務係長	田 中 昇						
地方自治法第 121 条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎		
		収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	山 本 雅 教		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保健福祉課長	鳩 文 男		
		農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水産商工課長	中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆		
		教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八		
		社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 沢 勝		
		給食センター所長				農委事務局長	工 藤 靖 夫		
		診療所事務長							
		代表監査委員	下 野 岩 男						

平成12年第2回階上町議会定例会

議事日程（第4号）

平成12年3月16日 午前10時 開議

- 日程第1 議案第2号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第3号 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 階上町介護保険条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 階上町介護保険給付費準備基金条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 階上町介護保険特別会計設置条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 階上町介護保険推進委員会設置条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 階上町農業振興審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 階上町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について

日程第14 議案第30号 町道路線の認定及び変更について

日程第15 議案第31号 階上町南郷村田代小学校中学校組合規約の変更について

日程第16 議案第32号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第17 議案第33号 電子計算機による税等の計算事務委託を廃止することについて

日程第18 議員提案第1号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第19 議員提案第2号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

(開議 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第2号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号、民法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第3、議案第5号 階上町介護保険条例の制定についてから日程第6、議案第8号 階上町介護保険推進委員会設置条例の制定についてまでの4件を、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町介護保険条例の制定についてから、議案第8号 階上町介護保険推進委員会設置条例の制定についてまでの4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号 階上町農業振興審議会条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 階上町農業振興審議会条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 10 号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 11 号 階上町電子計算機に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第１１号 階上町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第１２号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１２号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第１１、議案第１３号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第１２、議案第１４号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件及び議案第14号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第30号 町道路線の認定及び変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第30号 町道路線の認定及び変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第31号 階上町南郷村田代小学校中学校組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 3 1 号 階上町南郷村田代小学校中学校組合規約の変更についての件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6、議案第 3 2 号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についての件
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 3 2 号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を採
決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7、議案第 3 3 号 電子計算機による税等の計算事務委託を廃止すること
についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 33 号 電子計算機による税等の計算事務委託料を廃止することについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 18、議員提案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件及び日程第 19、議員提案第 2 号 階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員提案 2 件については、議員発議でありますので提案理由の説明、質疑、討論は省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑、及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより、議員提案 2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月17日午前10時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時30分)

平成12年第2回階上町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日	平成12年 3月 8日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 議	平成12年 3月17日 午前10時02分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び宣告	閉 会	平成12年 3月17日 午後 9時03分					議 長	荒 道 鶴 造	
応(不応)招議員 及び出席並びに欠席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏 名	出席別	議席番号	氏 名	出席別	議席番号	氏 名	出席別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 高	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	10	大 前 典 男	○	11	桑 原 一 夫	○	12	木 村 勝 彦	○
	13	阿 部 敏 秋	○	14	浜 谷 豊 美	○	15	平 戸 茂 雄	○
	16	松 倉 正 美	○	17	田 端 清	○	18	荒 道 鶴 造	○
会議録署名議員		15 番	平 戸 茂 雄			16 番	松 倉 正 美		
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一		総務課長補佐		上 博 文		
		庶務係長	田 中 昇						
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介		助 役		中 村 禮一郎		
		収 入 役	伊 藤 昭一郎		教 育 長		山 本 雅 教		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己		企 画 課 長		浜 谷 義 勝		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳		保健福祉課長		鳩 文 男		
		農 林 課 長	高 階 繁 雄		建 設 課 長		中 村 豊 志		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝		水産商工課長		中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男		出 納 室 長		池 田 隆		
		教 育 次 長	三 上 孝 八		学 務 課 長		三 上 孝 八		
		社会教育課長	林 貢		体 育 課 長		小 沢 勝		
		給食センター所長			農委事務局長		工 藤 靖 夫		
		診療所事務長							
		代表監査委員	下 野 岩 男						

平成12年第2回階上町議会定例会

議事日程（第5号）

平成12年3月17日 午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号 平成12年度階上町一般会計予算
- 日程第 2 議案第23号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 日程第 3 議案第24号 平成12年度国民健康保険特別会計直診勘定予算
- 日程第 4 議案第25号 平成12年度階上町老人保健特別会計予算
- 日程第 5 議案第26号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第27号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第28号 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第29号 平成12年度階上町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第34号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する
者につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第35号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めること
について
- 日程第11 議案第36号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めること
について
- 日程第12 議案第37号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めること
について
- 日程第13 議案第38号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めること
について
- 日程第14 閉会中における継続審査について

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の開議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○15番（平戸茂雄君） 動議を提出いたします。

緊急質問の動議を提出いたします。

（賛成の声あり）

○議長（荒道鶴造君） ただいま、平戸茂雄君から、緊急質問に同意のうえ、発言を許されたい、との動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）、（異議ありと呼ぶ者あり）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立者多数であります。

よって、平戸茂雄君の緊急質問に同意のうえ、この際、日程に追加し、発言を許されたいとの動議は可決されました。

平戸茂雄君の発言を許します。

15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） さきの、3月10日の私の質問に対する町長の答弁について、質問申し上げます。

町長、10日の私の質問に対し、敗訴した場合は逆立ちをするんだと、いうふうな発言を二度も繰り返しました。どのような考えで、あのような発言をなさったのか、町長である人間が、不穏当な発言と私はとらえております。

まったく、議会を軽視した発言と言わざるを得ません。町長の発言に対し、私の答弁に対し、町長さん、どのようにお考えなのか、ご答弁をお願い申し上げます。

次に、国土調査素図の提出について、質問をさせていただきます。

この問題は、昨年の3月議会に、いくら提出を求めても、求めてきたところでありますが、1年を経過した現在も、見つからないという、去る10日の本会議場での税務課長の説明でありました。一週間捜したが見つからない、一週間前に捜した、どちらなのか、よく、言葉の理解に苦しむところではありますが、いずれにせよ、調査素図が保管されていないということには、変わりない発言だと、理解しているところでございます。

そこで、お尋ねをいたします。階上町文書整理保存規程に基づいてみた場合に、責任の所在は、どこに存在すると認識されておりますか。明確にお答えください。また、いくら、捜してもみつけれない、見当たらないという、このような事態を、どのような認識でとらえておりますか。もしかして、盗難にあった、または、だれかが喪失した、または、元よりなかったのか、以上の3点については、どのような判断に基づいて、調査されているのか、責任あるご答弁を求めます。以上です。よろしく、お願いします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 平戸議員のご質問にお答えをしますが、さっき、平戸議員の発言の中に、私の答弁に対してと、平戸議員自身の答弁に対して、うんぬんという言葉があったのですが、町長の答弁に対してという意味に解釈していいのかどうか、そこを確認したいと思います。

（平戸議員＝私の質問に対して、町長が答弁したということです。）

さっき、平戸議員が私の答弁に対して、という表現があったもんですから

（平戸議員＝私、読み違えたか、そうでないつもりで、）

そこ確認、確認する、要するに私の答弁に対してという、質問に対して答弁がというんでしょう、分かりました、確認したのです。それでは、お答えをいたします。

この何回、二回、逆立ちしたという表現があったかどうか別として、そういう発言は確かにいたしました。別に、これは、人を侮辱したとかなんとかという意味ではなくって、そのぐらいのことで、このことについては対応してるというふうなことで、強調をした、ただ、表現とすれば、あまり品のいい表現ではなかった、というふうには思っていますが、ただし、人様を侮辱したというふうな意味合いは、まったく持ってない発言である。いうふうなことでご了承願いたいと、こう思います。

また、書類のことでありますけれども、これについては、どの時点で、結局、長い時間かかってますから、どの時点で、これが紛失になったのか、どうか、ちょっと、現時点では、分からないのでありますけれども、どちらにしろ、これが出てくれば、これが出てくれば、むしろ、私も、すきとした、むしろ、私自身もそう望んでるところであります、これについては、ですから、どの時点で紛失したのか、定かでない、現時点では、こう申し上げざるを得ない。いうふうに思います。また、文書保存等につきましては、担当の課長から、お答えをいたさせます。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長、浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） 平戸議員にお答えをいたします。

文書の、まず管理といいましょうか、そういうふうな、文書の保存の、整理保存の規程というのがございますけれども。文書につきましては、それぞれ、永久保存、あるいは、10年保存などと、年限を定めて保存することになっておりますが、たとえば、永久保存でございますけれども、それぞれ、16項目にわたってありますけれども、その中で、それらが該当されるのか、どうかという部分については、担当課長が、主管課長が、それぞれ、課において定めることとなっております。この中では、永久保存の中の8のところに、調査及び統計で特に重要な文書という項目がございます。さらに、16番のところでは、その他永久保存の必要を認められるものと、というような表現がございまして、これらに該当するのか、どうか、これについては、それぞれの主管課長が保存をすることをやっております。なお、盗難とか、喪失とか、もとよりなかったのかとい

うふうなことにつきましては、担当課長から回答をいたします。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） 平戸議員の質問にお答えいたします。

まず、調査した、それが、一週間前調査した、一週間かけて調査したかという、一週間前にしたか、または、一週間かけて調査したか、というご発言がありましたが、それは、私、一週間前に調査したということでございます。

それから、保存のことでございますけども、原課としましては、私の認識としては、これは、永久保存だなと思っております。

それから、見つからない、それが、どういう状況で見つからないのか、さきほど、話がありましたように、盗難か、紛失か、もとよりなかったのかということでございますが、これは、確か、作られたのが47年に作られていると思います。その調査素図というものが、それで、その担当が調査した、そのころは、財政ですか、企画の方で持っていたのが、それが、税務課の方に、調査が終わった時点で、税務課の方に、その管理が移ってきたわけですが。それで、その調査素図の件ですけども、そういう問題が出て、それで、調査素図を請求されて、そこで、はじめて調査、その素図を捜したわけです。

そして、その時に見つからなかった、ということです。この素図は、いつなくなったかということ、これは、ちょっと、全然、その47年作られた後に、すぐなくなったのか、途中で、その28年間という期間がたってるわけですが、その間、いつの時点でなくなったか、勿論、町長も変わって、村長も変わってますし、今は町長ですけども、変わってます。それから、職員も変わってます。すべてが、こう変わってる、そういうことですので、いつなくなったかということ、これ、今の時点は分かりません。それで、とにかく、そういう素図が必要だ、重要だということでございますし、とにかく、私どもは、現時点では、それを捜すんだということ、それしか、とにかく捜すということしか、考えておりません。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） 町長さんの逆立ち問題なんですけど、人を侮辱するとか、そういう

問題ではないということ、確かに、個人を指してとか、なんとかそういう問題ではないと思われそうですけども。一国一城の町長たる人間が、この神聖な議会のなかで、そりゃあいくら、自信があるかもわかりませんが、私、おまえの前で逆立ちをしてみせます。二回も、ああいうこと言うってことは、町長たる人間が、言う言葉ではないのではないかなあという、私は、そうとらえておるんですよ、これからもあることだと思いますけれども、やはり、町長、もう少し毅然たる態度で、まあ、私みたいな人間をゴミとしか思っていないかもわかりませんが、やっぱり、ある程度、選ばれて私も来ますんで、その、いくら自信があっても、ああいう言葉だけは、慎んでもらいたい。そう思います。

それと、素図の問題なんですけど、この前の10日にもお話を申し上げたんですけども、他町村では重要書類として保存、保管されているということなんですけど、町民の町村民の土地に関わる重要書類として保管されていると聞いております。ただ、見つかりません、ただ、見つけてるんだけど見つかりませんというような、輕輕の答弁では、納得できないんです。なぜこの部分だけ、何回も、この前もいいましたんですけども、なんで、その部分だけが、紛失していいですか、見つからないのか、それを考えてみますと、故意に出さないというように思われても、しょうがないでないかなあという気がするんですよ。別な物も、ここ何年かのやつがなかったとか、なんとなかっていうのであれば、例えば、どっかの、あれしてしまっておくのを、しまい忘れたとか、そういうのでも考えられるんですけども、たったそこだけが、大渡新田のそこだけが見つからない、皆さん不思議に思いませんか、私は不思議に思いますよ、なんで、そこだけがいなくなるのかなあ、出さない、出されないのかなあ、というような気がするんですよ。もう少し、行政として我々が信頼できるような、また、町民に対しても不信をいだかれない行政であってほしいと、念ずるがゆえに、私は、議会人として質して参りたい一念で申し上げておるんでございますから、どうか責任の所在、私が理解できるような、皆さん理解できるような答弁をほしいんですよ。そうでないと納得できませんので、それに、この書類は重要書類ということで、土地素図、辛辣罪に関わる重要書類でありますから、是非提出くださるよう、強く要求を申し上げます。お願いします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） お答えをいたします。

前段の逆立ち発言につきましては、さきほど、申し上げたとおりであります。ご指摘のとおり、この本会議場においての、品という意味からいけば、品のない発言であったというふうに思っておりますし、そういう点で、この反省をいたしたいと、こう思います。

また、この調査素図ということにつきましては、今、さっき、税務課長からお話ありましたように、昭和47年の調査ということなわけですが、そこだけが、という表現ありましたが、そこだけなのか、どうかということも、また、定かでない。ひょっとすれば、別な部分、全部が揃ってて、ここだけがないということまでもいってないのであります。このことを、まず一つ理解、受け止めておいていただいて、ただ、これは、これまで、結局、昭和47年から相当な期間経過してるというふうなことで、さっきも、繰り返しになりますが、どの時点で紛失をしたのか、この辺のところが定かでない、どっちにしろ、さっきも税務課長からお答えをいたしましたように、全力をあげて捜すようにいたしたいと思います。ただ、あるかないかということについては、確約できないわけですが、ただ、全力をあげて捜したい。これが、私自信も、むしろ、これが出てくれば、すっきりするのに、という気持ちがありますから、ただ、今までは自分も関係してる部分なものですから、ここだけを特に指示して、どうのこうのということは、むしろ遠慮してた面があるのであります。今、法廷に持ち込まれているというふうなこともあります。全力をあげて捜すということを、お約束をします。ということで答弁にいたします。

○議長（荒道鶴造君） 15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ハイ、15番。ただいまの町長の答弁によりますと、そこだけではないのではないかなあ、というような答弁の仕方なんです、そこら辺も曖昧なんです、そこだけでないかも知れない、まったく、つかみどこのない答弁だと思うんですが、そこだけでないばなくなってもいい、というような解釈もできるわけですよ、どうも、町長さん、何も、あんた、町長さんが、何も訴訟起こさないば、何も、こんなにあれするわけでもないですけども、あまりにも町長さんが自信満々ですので、私たちも、私たちも特別委員会開いた関係上、私も訴えられてるという感覚で、私もおります。そういう意味で、町長さん、そういう意味で、その素図というのは、本当に、私も大事だ

と思っておりますので、町長さんの、あの自信満々の態度を見ますと、こりゃあ、私たちも入るかなあというような感じも受けました。そういう意味で、どうしても、これを、出してもらわないと審議続行できませんので、議長、このまま審議できませんので、休憩をお願いします。納得できません、これだば。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 議長の了解を得ましたから、発言をいたします。答弁になるかどうか、繰り返しに部分も多分あると、こう思います。

（平戸議員＝繰り返しだばいりません。繰り返しの答弁だば、いりません。）

いやいや、そうじゃない。繰り返しになる部分も多分あるでしょう、前後の説明のために、とこういう意味ですから。結局、全力をあげて捜します、いうことをお約束いたします、いうことでありますから、何とか御理解をいただきたい。こう思いますし、別にこれを、この出さないことが、私の、例えばですよ、利になるということではありません。むしろ、これが出てくることを、私自身も望んでるところでありまして、何とか全力あげて捜します。御理解をいただきたい。ただ、ここだけか、どうかということについては、今度は、きちっと、全部を照合しないことには、ここだけという表現になるかどうかでありますけれども、いずれ、それはそれとして、今、平戸議員がいわれてます、大渡新田について全力あげて捜す。ということで、それと、どの時点まであったのかどうか、ということなどについても、それぞれ、関係職員から聞いて、きちっと、その辺、ただ、なんせ、二十数年の間のことですから、それぞれの職員が、沢山の仕事をやってるなかで、どのくらいの記憶が残ってるのか、どうかはありますけれども、いずれ全力を尽くして捜す、ということで、御理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（荒道鶴造君） この際、暫時休憩いたします。開会時刻は、追ってお知らせいたします。

（休憩 午前10時32分）

(再開 午後4時35分)

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平戸茂雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） 15番。課長さんの皆さん、それから、議員の皆様には、貴重な時間をさいていただきまして、本当に申し訳ないと思っています。どうぞ、ご了承いただきたいと思います。

まず、最初に、最初についていいですか、逆立ち問題でございますけれども、町長さんは、大下発言で、民事訴訟を起こしているわけですが、その逆立ち問題は、それに等しいと、私は、認識しておりますので、その町長さんの考え方を、明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、素図の問題なんです、町長さん、いろいろ協議の結果、協議の中で素図は、そんなに重要でないんだ、というようなご発言ございましたが、今も、その気持ちに変わりがないのか、お伺いいたします。そして、素図の紛失ではないでしょうけど、見つからないということの、責任の所在を明らかにしていただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） それでは、平戸議員のご質問に答弁を申し上げます。両者、双方、長い時間にわたってすり合わせをした結果ということですから、そういう意味でお聞き願いたい、こう思います。

去る10日の平戸議員の質問の際の、私の答弁の中で、逆立ちという表現があったわけですが、この表現は、本会議場での発言として適切ではないので反省し、申し訳なく思っております。今後、こういうことのないよう、十分注意し、ここに陳謝いたします。

調査素図の件であります、この件については、長いこと、国土調査に携わり、国土

調査に詳しい職員によれば、現場に持ち歩くもので、雨、風によって汚損したりするものですから、その職員が、これをもとに作業を進めるというふうなことであります。もちろん、あることにこしたことはないわけですが、そういう意味合いのものだと、いうふうに、国土調査に詳しい職員から聞いたところ、そういうふうなことでありました。

また、この件、この土地の件ということではなくって、一般論でいえば、文書等の保管責任は、公務員である職員、その所属長である課長も責任があることであります。したがって、そういう意味で、その長たる町長にも責任があるものと、一般論として、お答えをいたします。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） これにて、緊急質問を終了いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第1、議案第22号 平成12年度階上町一般会計予算の件を議題といたします

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） 3番、山田です。お聞きしたい点が3点ございます。

まず第1点、ページ29ページでございます。まちづくり提言委員会の委員報酬の件について、お伺いをいたします。まちづくりの第三次総合振興計画が策定されているわけですが、この策定にあたり、広く町民からアンケート調査をし、産業団体、行政、その委員の座談会が開かれ、まちづくりに関しては、相当な意見集約がされ、まちづくりの計画ができ上がったと思うのですが、この時期になぜ、まちづくり提言委員会が必要なのでしょうか、また、この提言委員の意見は、どのように集約され、どのようにいかされるのでしょうか。第1点をお聞きしたいと思います。

第2点、ページ49ページの二十周年記念事業の件についてであります。

二十周年記念の補助金としては、13,077千円、その他、いちご煮祭り等に500万プラス、全体で20,255千円ということでしたが、その内訳とイベント内容を詳細に、また、予定金額をお示しになって、ご説明をお願いします。

第3点は、ページ74ページでございます。

環境監視員の賃金について、お伺いをいたします。たった1名の環境監視員の、その仕事内容をお知らせください。報告書の内容を明らかにしていただきたいと思います。環境監視員は、蒼前地区の、数年前のゴミ問題から出てきたことだと思うのですが。この件について調べましたところ、平成8年度から賃金として支払われております。ちなみに、平成8年度は、年間578千円、9年度で588千円、10年度で593千円、11年度は599千円と、年々賃金が昇給されております。廃棄物減量推進員は、80名おると聞きました。その予算は、96万円もらえております。この推進員は、一人あたり年間で1万2千円でございます。彼等は、ゴミの片付けの仕事とゴミの出し方の指導をされておられます。平成8年頃からみると、蒼前地区は、見違えるほど良くなってきたと思います。

これは、学生やアパートの住民が、また、各班ごとに、ゴミの収集日の案内やゴミに対する意識改革のためにチラシを印刷し、アパートに一軒ずつポステイングをし、住民たちが努力をされてきた結果だと思います。4、5年前の地区の町民は、ゴミ問題に、区長はじめ、各役員、また、住民たちが努力で、大変いい方向にすすんでおると思いますが、このような結果になっているのであれば、この予算は、必要ではないのではないのでしょうか。その件について、3点についてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長、浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） 山田議員にお答えをいたします。まちづくり提言委員会のことでございますけれども、これにつきましては、広報公聴の一環として、町民の皆様のご意見をお聞きし、そして、町のいわゆる、行政に反映させていきたいと、こういうふうに考えております。なお、今後、どのようにするかという部分は、反映できるものというふうな考え方ですけれども、その内容につきましては、2回ほど開かれておりますけれども、できれば、広報はしかみ等などで、要点を公表したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、お答えいたします。

二十周年記念のイベント内容等を詳しくということでございます。

子ども議会 8 6 万 5 千円、これは、小学生 1 8 名選んでもらいまして、子ども議会を開くと、いうことでございます。

それから、記念講演といたしまして 1 7 6 万 1 千円、それから、キャラクター募集ということで 1 4 5 万、それから、記念絵画募集、これは、小学生の方々に 2 1 世紀の未来を書いてもらうということで、2 4 万 3 千円、それから、記念写真集発刊でございます。これは、絵で町の歴史ということで、明治以降から現代までの印刷でございます。

それから、記念式典、祝賀会用として、アトラクションの出演等々でございまして、この部分は、総務とかち合う分もございますけれども、うちの方の分は、そういう看板とか、そういうふうなやつ等に 1 0 0 万計上してございます。

それから、全日本対抗自転車競技大会に 7 7 万 7 千円計上してございます。これは、入賞者の副賞等、それからチラシ等でございます。それから、町文化協会設立準備諸費として、2 0 万計上してございます。それから、記念盆踊りとして、7 8 万、これは、コンテストの副賞として計上してございます。それが、私の方の企画分でございまして 1, 3 0 7 万 7 千円でございます。それから、いちご煮まつりの方に 5 0 0 万計上してございますけれども、これは、歌謡ショーのイベントの費用でございます。それから、総務課の方に 2 1 7 万 8 千円ほど計上してございますけれども、町条例表彰記念楯 4 6 万、町条例表彰バッチ 1 0 万、町条例表彰記念品 1 0 万、招待者記念品 2 2 万 5 千円、賞状額 4 万 3 千円、式典賄い 1 0 0 万、印刷製本 2 5 万、トータルで 2, 0 2 5 万 5 千円でございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 町民課長、上沢寿勝君。

○町民課長（上沢寿勝君） 環境監視員の賃金等について、お答えいたします。

報告の件でございますけれども、週に 2 回巡回するわけですが、これは、月曜日と金曜日、その報告につきましては、月に 1 回まとめて報告することになっております。ここに、手元に資料がございませんけれども、主に、どのようなものが、いわゆる整理されない、不法投棄されているかというようなもの等が、主でございますが、中に

は、粗大ゴミとか、そういうもの、それから出し方なんか、いわゆる、時間、その他について、特に学生とか、という特定はないんですけども、その日によっては、かなり雑に出していると、こういうこと等が、報告になっております。その際に、かなり、散らかったりしているところについては、自ら整理整頓をしている、ということでございます。

それから、昇給についてお話があったんですが、現在は、12年度は、5,700円週に2回ですから、105日計上しております。この件については、確かに、ここ、西蒼前地区だけに限ってやっているという、西蒼前地区は週2回、週に2回といいますのは、要するに、大変、ゴミそのものが散らかるということ等ありまして、特に、当時その必要性があってやったものだと思いますし、私も何回か見ていて、片づけてる等見たり、あるいは、近所の人たちも、良くやっているという、ご意見等もありますので、それなりの効果、そのものがあるのではないかと思います。

それから、廃棄物減量等推進員、これは、必要がうんぬんというようにお話もありましたが、実は、これは、各部落にですね、全町にわたって配置してるわけですけども、今、おっしゃいましたとおり月1,000円あたり、これは、どこの町村、市町村、八戸でも置いてますが、いずれ、適正に出されているか、不法投棄なんかをしている人があれば、それなりに、指導すると、ただ、夜中に出したり、朝早く出したり、また、常に見ているわけでありませんから、なかなか、指導という面では、思うようにならない面もあると思うんですが、ただ、これ、必要がないのではないかとということなんです。実は、議員もご存じであると思うんですが、分別収集、平成12年度行くと、このためには、どうしても、蒼前地区ばかりでなく、全町やってるもんですから、この方々の指導が、どうしても必要だと、しかし、ある程度の、所期の目的が達成すればですね、それは、13年度、あるいは、14年度は、地区によっては、必要でなくなるのかも分かりませんが、今の12年度については、どうしても必要であるということで計上いたしました。以上ですね。

○議長（荒道鶴造君） 3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） まちづくり提言委員会は、今まで二度開催されておりますが、委員は42名おります、その42名の、今まで2回の中で、42名の半数しか参加してい

ないということをお聞きしました。2回とも半数しか、参加してないということは、これだけ人数が必要なのでしょうか。また、まちづくりに提言する方々の基準は、どのような基準で、お選びになったのでしょうか、また、まちづくりに対して、この振興計画の時も町民から、1,000人を対象にして、アンケート調査をされております。回収率は、571名だったそうですが、そのまちづくりのために、一般からの、そういう調査結果と、また、まちづくり提言委員会が、今まで2回、提言委員会でまとめあげられた意見と、どのような違いがありましたでしょうか。

次に、環境監視員の件ですが、ただいま、効果が出ているという担当課長の方からお話でしたが、確かに、効果が出ていると思います。これは、住民たちからの声でもありました。効果が出ているのであれば、もう、そろそろ、こういう監視員という、あれは除くといっていいんでしょうか、なくてもいいんじゃないかなあというような、地区からの意見も聞いております。それだけ、感じておりましたので、その件について、まちづくりの方お答えをお願いしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長、浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） お答えいたします。

まちづくり委員の基準というようにお話でございますけれども、まず、お願いしたのは、各種委員等をやっていない方という、いわゆる一般の方といいたししょうか、そのような方を区長さんをお願いをいたしまして、2ないし3名ほど、お願いしたところでございます。

アンケートと、どうゆう違いがあったかという内容のことでございますけれども、1回目につきましては、まず、委員の紹介と、それから、小子高齢化に対するご意見等をいただきまして、2回目につきましては、自由な発言をしていただきました。それで、2回目の方のまとめを、まだ、やっておりません。そのアンケートとの比較というようなものを調べてはおりませんので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 町民課長、上沢寿勝君。

○町民課長（上沢寿勝君） ハイ、環境監視員の件ですが、私の考えとすれば、今、所期目的は達成されているのではないかということですが、さきほど、お話ししましたとおり、12年度分についてはですね、分別収集するという関係もありまして、なんとか認めていただきたいんですが、これは、山田議員がおっしゃいますとおり、他のバランスの関係もあって、13年度以降はですね、廃止する方向で検討したいと思っています。やっぱり、分別収集やって、この西蒼前地区だけ、こういうふうに配置するというのは、全町みても、なかなか、バランス上よくないのではないかと思いますので、そういう方向で検討したいと、私の担当課長としての意見として、お話ししておきます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） 非常に、日本の経済っていいですか、八戸の地区の経済を見ても非常に厳しい状況下にあって、企業や会社は、大変、経済を節約をしていこうということで、例えば、一つ例に上げて、ある会社では、裏の倉庫は使わない時は電気を消そう、事務所は人がいない時は電気を消そう、水洗トイレの水を流すには、装置をつけて20%、水を減量しよう、また、電気代は、夜昼という時間帯でもって、電気を節約しよう、そういう努力を一生懸命されております。それが、現状でございます。是非、予算を組むにあたって、本当に必要だという予算を、地域の人たちのために組んでいただきたいと思います。質問を終わります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（荒道鶴造君） ほかに、質疑はありませんか。

2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） ハイ、2番、石川でございます。109ページにあります。公営住宅の電気料17万6千円、水道料6万3千円とありますが、これは、どこを指しているのか、詳しく説明していただきたい。また、電気料に関しては、外灯がほぼだと思うんですが、その際の、外灯は何のためにあるのかを、説明願います。

また、もう一点でございます。町民税、固定資産税の一時金、前納奨励金の通常還付

金でございますが、これは、廃止ということで聞いております。この考えは、どのような考えで結論出したのか、お聞きいたします。そして、なぜ、今やらなければ、いけないのか。また、近隣の市町村で、現に実施しているところがあるかどうか、そしてまたこの分の財源の使用目的、要するに納税者の方々が納得できる説明を考えていると思いますが、この説明会等を考えているのかどうか。さらに、各地区に納税組合長というものがございまして、その方々に、すでに説明をしているのかどうか、そして、また、さらに、それに伴うデメリットを、どのように考慮しているのかを、お聞かせください。

○議長（荒道鶴造君） 学務課長、三上孝八君。

○学務課長（三上孝八君） 石川議員に、お答えを申し上げます。

今の住宅関連でございますけれども、今現在、道仏小学校の住宅が使用されてございます。今、保険料、あるいは電気料等でございますけれども、これにおきましては、登切小学校、これに2ヵ所ですね、それから金山小学校1ヵ所、道仏小学校が2ヵ所、それから小舟渡小が1ヵ所、大蛇1ヵ所、道中1ヵ所ですね。これ等の火災保険料等でございますけれども、これにおきましては、危ないという不慮の事故に際しての火災保険料ということでございます。これにつきましては、管理外も保護していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 建設課長、中村豊志君。

○建設課長（中村豊志君） 石川議員のご質問にお答えいたします。109ページの電気料、水道料ということだと思いますけれども、これは、つくしヶ丘団地の町営住宅に係わる浄化槽の電気料と水道料、それから、外灯でございますので、その電気料でございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ、この今の時期に、これを廃止するのか、他項目にわたっておりまして、

ちょっと、抜ける場合もあるかも分かりません、その場合には、ご指摘願ければと、思います。

近隣市町村では、どういう状況にあるのか、このことについて、町民にどういうふうに説明されるのか、納税貯蓄組合に説明されたのか、それから、デメリットどういうふうに考えてるか、どういうこと考えてるか、でよろしいでしょうか。

ハイ、それでは、なぜ今、この前納報償金を廃止するかということでございますが。

まず、行政改革の見直し大綱があったわけですが、その中でも、もちろん、協議されました。その中では、報償金でなくて、納税貯蓄組合の補助金等が、協議事項に大きく載ってました。それで、そのことについて、他町村の方も調べてみたわけです。

そしたら三戸町では、補助金を、これは、納税貯蓄組合の補助金ですけども、600万円、13年度から減額したい、五戸町では、12年度から、補助金を、納税貯蓄組合の補助金を0.5パーセント減額したい、12年度から。名川町ではやっぱり、前納報償金を、課長の話では、13年度に廃止したいという、課長の話等がありました。そういうふうに、こともありましたし、八戸市でも、12年度から、前納報償金を廃止したい、廃止するということが決まっております。そうしたことを等考え、また、階上町の場合、八戸に住所をおいて階上に税金を納めているという方がいます。それから、階上町に住所があって八戸に税金を納めてる、つまり、固定資産税ですけども、八戸では、12年度廃止する、したがって、八戸の住民は、階上へ固定資産税納める時は、前納報償が対象になる、ところが、階上に住んでる人が、八戸に固定資産税ある人、税金納める時、全額納めても対象にならない、そういうふうなこともありましたし、そういうことから考えると、それから財政的な、そういうふうな形で、企画の方からも、財政的に厳しいということ等もありまして、それらを踏まえて、今回、12年度から廃止したいということをお願いしております。

それから、近隣市町村では、どういう状況にあるのかということですが、さきほど、お話しましたように、前納報償金は、今のところ、名川町でそういうふうに廃止したいということ、他は、今のところありません。ただ、この前、倉石課長からも電話あって、なくするそうだけでも、そのチラシ、お前たちつくるべやあ、そのチラシを見せて、おらはも検討したいという話し等がございました。だから、よそでも、そういうふうなあれが、もしかしたら、これから、出てくるのではないのかなというふうに、そういう感じは、受けております。前納報償金は、今のところは、名川町だけが、13年度

廃止したいということで、あとのところは、補助金のほうを減額するけども、前納報償金のほうは、まだ、今のところは、12年度には、やられるところはないのではないのかなあ、というふうに思っております。

それから、町民の説明ですけども、確かにちょっと、これなくするについて、期間はちょっと、ご指摘されれば、短かったなあというふうにも、宣伝する期間としては、ちょっと短かったなあ、それは感じておりますが、その短かったと思われぬように、何かいい方法を考えて、これ、説明していかなければならないというふうに思ってます。

まず、広報にも、もちろん載せなければならぬし、チラシも、納付書等も発送しましたので、それ等も入れて、そして、周知徹底を図っていきたいと思ってます。

それから、納税貯蓄組合に説明されたか、ということでございますが、これが、日にちは、ちょっと忘れましたが、3月のいつでしたっけ、まだ、そんなに、日にちたってませんが、納税貯蓄組合の役員会がありまして、その席で、町としてはこういうふうな形で、前納報償金は廃止したいということで、そのときの説明で、納税貯蓄組合の補助金を、よその方では、いろいろ、全国的にも話題になったことがあったんですが、今はちょっと、少なくなったのかなと思ってましたが、違法性があるでないかということで会議も、県の会議も、郡の会議もありましたけども、その中で、その納税組合の補助金については、話しされたんですが、ただ、階上の場合、納税貯蓄組合の補助金を廃止するということは、本当に、いろんなことを考えてみますと、徴収にかなりの支障をきたすということが予想されましたので、私としては、この前納報償金の方は、納税貯蓄組合の補助金を減額、あるいは廃止するよりは、前納報償金の方が、徴収の方には、比べた場合に、それほど、大きな影響は、少ないのではないかとこのように思われまして前納報償金をなくすること等、納税貯蓄組合に、役員会の席で説明しております。

それから、デメリットということでございますが、考えられることは、第1期のときに、固定資産税だと5月なんですけど、5月に収入が入ってくる税金が、やっぱり前納報償金がある関係で、確かに、50パーセント超えて入ってきています。確かに、それは50パーセントでば、随分大きいなあと思ったんですが、ご承知のとおり、4期に分けてますから、前納報償金がなくっても25パーセントは、1期分は入ってくる、すると25パーセントは入ってくる、そうすると、前納報償金で入ってくる分は、後の残りの25パーセントかなあ、というふうにも感じているんですが、確かに、そういうふうに入ってくる、50パーセント入ってくる、それは、確かに、収入役の資金計画上におい

ては、やっぱり、そういう入ってくるということは、資金計画立てやすいという、そういうことは、あるのかなあ、そして、いろいろ、考えてみたんですが、それから、もう一つは、全然、影響はない、これなくすることによって、全然、影響はないということは、いいきれない、というのはやっぱり、それがあつたために無理して納める、そういうこともあるというふうに思っております。前納報償金なくしたことによって、そういうふうにして、いろいろ工面して納めた人も、そういう人は、もしかしたら、納期ごとには納めるかも知れないけども、期日は、遅れてくる場合もあるのでないのかなあ、そういうこと等、考えると、それが即、滞納につながるかという、そこら辺は、まだ、分からないですけども、そういう、今、考えてることは、その2点、その他にもあるのかどうか分かりません。今、質問されて、頭にあるのは、そういうところでございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） 今の件ですけども、全国的に、そういう廃止の方向に進んでることは、分かっておりますが。ただ、私いいたいのは、今の今、要するに、今採決して、5月にすぐやらなきゃいけない、日にちがあまりにもなさすぎるんじゃないかと、要するに、誰も聞いてない、いきなり、決まりましたよ、じゃ、やはり済まされないじゃないかと。

それから、デメリットの部分でございますけども、ちょっと、課長さんと意見、私の考え方と違いますけども、50パーセントの一時金、私は、ほとんどがなくなると思います。極端にいうと、その還付金がないのに、なんで、あえて出さなきゃあ、いけないのかと、当然、私個人も、そう思いますし、それで、なおかつ、この部分に関しては、金額にもよりますけども、要するに、銀行に貯金しても、ほとんどないよと、すると、極端にいうと、多少切り詰めて、来月分の食事まではいかなくても、ある程度切り詰めても、払った方が利口かなと、そこまで、一般の住民の方は、計算しております。その辺を良く考えていただきたい。

それから、デメリット部分でありますけども、当然、一時払いが少なくなるということは、各地区の納税組合長たちが、大変、集金に歩かなきゃいけない、当然、職員の方々も、それに追われなきゃいけない、こういうデメリットがたくさん出てくると思

います。それで、今一番、私が懸念しているのは、この、いきなり降って湧いた話に多少怒りましてですねえ、怒るという言葉、変な話なんですけども、不満を持ちまして、納税組合から抜けるんじゃないかと、そうなった場合に、もっともっと大変な仕事の量になります。ずるずると、その辺の、なっていないかと、一番、心配してるところであります。また、3月末、もしくは4月のはじめくらいに、各地区の納税組合の総会があると思います。その際に関して、課長の方から、ご説明、お願いできますでしょうか。どうぞ、よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） ハイ、お答えいたします。集金、班長さんが本当に毎納期に回って集金しています。確かに、前納報償金がなくなったために、一括納付する、前納する方が少なくなることは、確かだと思います。そうすると、集金に回る回数が多くなる、ご指摘のとおりだと思います。それと、組合員から抜ける人も出てくるでないか、それも、確かに、そういう方も出てくるのでないのかなあというふうに感じます。それで、この集金等でございますが、今、私ども、考えているのは、これから、今、コンピュータ導入したんですけども、そのコンピュータを利用した、事務的にそのコンピュータ導入したんですけども、そのコンピュータで処理することなんです、自動振替口座ですか、これを何とか、階上のような規模だと、よその町村でやっておりますので、これを何とか早期に考えていきたい、それをするによって、ある程度この集金等ついて、ある程度は、その大変な部分、それからカバーできるんでないのかなあというふうに思っております。

もう一件落としてましたけども、総会時の説明ということでございますが、勿論これは、さきほども申しましたように、期間的にはある程度短かった、そういうことはそのとおりでございます、それだけに、どんどんそういう説明の場等があれば、これは、周知徹底を図っていかなければなりませんので、協力いただきませんので、積極的に説明をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） 何度もいうようでございますけども、すべては、結論出してから進めていくものじゃないと思います。やはり、こういう問題は、もっと早く周知させておいて、お願いをして、そして、こうなるんだよという、やはり、説明等が必要だと思います。また、さきほど、課長さん、おっしゃいました、総会等ありますので、どうか出席していただきまして、納得いきますよう説明していただきますようお願い申し上げます。どうも、ありがとうございました。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） ハイ、畑中です。2点お伺いいたします。

1点は46ページ、目の1企画総務費、区分の15でございますけども、工事請負費・旧庁舎等解体工事848万円についてを、お伺いいたします。一つは、平成10年度当初予算で、旧役場等解体工事費340万円が計上されております。2年で、このようにですね、508万円も増額になっております。何か、追加されたものがあるのか、どうしてこのように、高くなっているのかをお伺いします。

もう一つは、解体されることになれば、跡地の問題がありますが、平成10年まで、旧役場跡地等利用検討委員会がありますが、跡地利用について検討されている内容があれば、お聞かせいただきたいと思います。というのも、私も以前、質問でこのことを聞いておりますが、委員会では、委員会が開かれていない、という答弁がございましたので、その点も一つ、よろしくお伺いいたします。

あと一つはですね、144ページ、目7総合運動公園整備事業、区分13ですけれども、これは、13は145ページになっておりますが、公園用地境界復元委託料、429万円についてお伺いいたします。まず、復元する面積はいくらなのか、普通われわれ個人が、不動産売買するときは、境界を確認し、測量確定してから売買が成立いたしますよね。昨年、2,707万で購入しました。その時は、境界を確認していないのかどうか、お伺いします。実測をしていれば、昨年の予算で出てくるはずですし、どうして一

年もして、今429万円が出てきたのか、よく分かりませんので、ご説明をお願いいたします。

関連しますけれども、平成3年と基本計画、調査測量費2,225万円で行なっておりますが、その時の測量費と面積が分かればお願いをいたします。

それと、平成10年度、駐車場と測量120万7千円についても番地、面積がありましたら、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、第1点目のご質問にお答えいたします。10年度予算が340万計上してあったのに対して、今回848万と、その理由でございます。当初の340万の内容につきましては、旧役場事務室、そのものを、606平米を解体したいという当初の考えでございましたけれども、今回は議場、それから車庫、物置等、あすこに建ててございます全てを解体したいということで、面積の増と単価アップでございまして、こういうふうな848万計上したところでございます。

それから、2点目の跡地検討委員会の件でございますけれども、これにつきましては、平成8年8月までに、4回ほど検討してございまして、先般の一般質問の際にも申し上げましたけれども教育、文化ゾーンとして位置づけたいということでございますので、改めて検討委員会を設置しないで進めたいという考えで、検討委員会は設けてございません。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） それでは、畑中議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初の面積、今回の予算にお願いしております分の面積の件からでございますが、面積は、49.655平方米でございます。

次に、昨年購入した際に境界を確認していないのかというご質問だと、...の件ですが、この件につきましては、この土地は従前より借り入れ地でございまして、それを、分筆等がなされたものを、そのまま49.655平米を購入したものでございまして、

借入れ時に、借入れする時に、それぞれ境界が確認されていたものとして進めました。

それから次に、なぜ、今やるのかということですが、この件につきましては、議員おしのとおりでございまして、すぐやれなかつたものでございましたが、今後、町有地として管理していくためには、永久杭について、適正な管理といいますか、それを、境界を明示していきたいということで、お願いしたいということでございます。

それから次に、10年度の測量の関係、番地と面積ということでございますが、10年度測量いたしましたのは、地番は赤保内字鹿糠37の1で、9.998平方メートルでございます。それから、資料準備しておりませんでしたので、この場では分かりませんのでのちほど、議員にはお知らせしたいと思えます。よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） ハイ、役場解体については、面積も増えた、建物も多くなった、ということで分かりましたけども、ただですね、10年度に、この出来なかった、何かこの理由があるのか、私たちも、この予算を認めていることでございますので、10年度どうして出来なかったのかなあと、担当が変わってるかと思えますけども、その辺もし分かれば、お願いいたします。

それとですね、運動公園の方でございますけれども、今後、購入する際は、それを確認してからやりますというお答えでございますけれども、そうすると、去年、購入の際は、もう図面とか書類だけで済ませたということでございますか。それと、さきほど二つ目の、10年度の駐車場というのは、これは、鹿糠の部分ですから、いまの429万というのは、公園部分をもう一度、境界杭を出すということですか。そのように理解して、じゃあ、駐車場部分は、もう、杭があるということですね。また、出てくるようなことはないでしょうね、ハイ。

公共用地、実測してからということでございます、私も測量関係については、あまり知識もございませんけれどもですね、このように一年あってから、また、境界の復元するというようなことで、何回も測量とか、こういうのが、同じところが出てくるものですから、私も大変、理解できない部分がございましたんで、今回、これをお伺いしたわ

けでございます。

運動公園の方は、それでございますけれども、解体の方については、10年度のどうしてできなかったのかなあと、ということについてお伺いします。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） 当時の理由によりますと340万、そのものであれば、廃棄処分等の関係で、工事費が少ないということで断念したというふうにお聞きしてございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） 予算が少ないということでございますけれども、いろいろ、予算組むには、それなりの見積書もあつてのことだと思いますけれども、私も、この以前、この旧役場等につきましては、資料館の建設等の時にも質問しておりますので、あの旧役場は老朽化してですね、そのものが資料館だといわれるぐらいのですね、今回は進めていただいて、教育、文化、芸術、施設の配置できるような、それらを、検討していただきたいなあと、このように思います。

○議長（荒道鶴造君） ほかに、質疑はありませんか。

7番、松森蒿君。

○7番（松森蒿君） 二つばかりお尋ねします。106ページの道路維持費の部分でございます。区分は15のこの説明をお願いしたいし、もう一つは、108ページの区分の15これと、もう一つは、さきほど、今、畑中議員が質問したとおり、同じ関連するわけでございますが、教育の144ページの7の総合運動公園整備事業の、この三つをお伺いいたします。

まず、道路のことでございますが、とにかく財政も、こう厳しいような現状でございますが、そのところ一つ、課長さん、お願いします。

○議長（荒道鶴造君） 建設課長、中村豊志君。

○建設課長（中村豊志君） ハイ、松森議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初に107ページの道路維持費の工事請負費についてでございます。

まず、最初に道路維持工事につきましては、各地区から多くのご要望、陳情をいただきながら、なかなか、対応できずにありますことを、大変心苦しく思っているところでございます。今年度も、限られた予算の中で、いかに地域の要望に応えていくかということで、検討いたしました結果、基本的には、継続している事業を優先させながら進めていくことにいたしました。それで、この工事請負費で予定されている箇所でございますけれども、野沢・寺下線の舗装工事、これは、6年度からの継続事業です。それから、茨島下・蒼前線の舗装工事、これも9年度からの継続事業です。志民・蒼前線の排水工事、これも、9年度からの継続事業です。それから大渡・八戸市境線の排水工事、これは、10年度からの継続です。それから、耳ヶ吠・追越線の舗装工事、これも、10年度からの継続です。それから、ふれあい1号線の排水工事、これは、11年度からの継続です。それから、法師窪・小舟渡線の排水工事、これも、11年度からの継続になります。

それから、晴山沢・小松倉線排水工事、これも、11年度からになります。それから、蒼前7号線排水工事、これも11年度からになります。耳ヶ吠・榊線の舗装維持工事、これは11年度からになります。それから、道仏・八森線舗装工事、これも11年度からの継続です。それから、登切・伴蔵線舗装工事、新田・長久保線の舗装工事、これは、自転車のロードレースがあるということで、この整備も含めまして、整備したいと思っております。それから、耳ヶ吠地内の舗装工事、それから、小板橋・石仏線の排水工事、これは、11年度からの継続になります。あとは、西山・中城線の舗装維持工事、これも11年度からの継続です。

蒼前27号線の排水工事、これは新規です。それから、法師窪・小舟渡線の舗装維持工事、これも新規になります。それから、野沢・耳ヶ吠線の舗装維持工事、それから、野沢・野沢放牧場線の舗装維持工事、松森・金浜線の舗装維持工事、鳥屋部地内の舗装維持工事、そのほかに、交通安全施設工事、区画線設置工事等、計画しておりますけれども、なにぶん、これは、維持工事費ですので、例えば、道路が大きく陥没したとか、あるいは、交通不能になったような道路については、優先してそちらの方進めなければな

りませんので、この計画どおりいかないこともありますことを、ご了承いただきたいと思います。

それから、108ページの新設改良の方の工事請負費になります。

これは、工事請負費につきましては、三路線について計上させていただきました。

まず一路線は、登山口・石倉線でございます、舗装工事延長1,010メートルを予定しているところでございます。あわせて橋梁の下部工事に1億3,200万円、次に、金山沢・大峠地内の道路改良工事に2,100万、それから、葵団地・耳ヶ吠線道路改良工事に1,650万円、いずれも継続事業でございます、合わせて、2億1,625万円を計上させていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 7番、松森蒿君。

○7番（松森蒿君） ハイ、分かりました。大変予算も、大変苦しい等もあって、さまざま要望の、地域の要望の方々が、大変苦勞して要望しても、道路が作っていただけないと、というのは、一つ関連してお願いするわけですが、平成8年度、地域の方々が一つ道路をほしいと、そういうお願いをしてるんですが、この方は女の方で、やはり、この地権者、さまざま、道路の件について、17人の地権者の方々を、何したと、一生懸命やったんだが、出ないと、陳情した結果、10年の3月4日に区長さんを通じて陳情すると、それでも、まだ、100メートル、50メートルの測量も出してくれないなあと、残念だなあと、そういうふうな内容でございますので、一つ、そのところを、厳しい財政の中を、どうか、町民の意見もくんでいただきたいし、一つ、そのような地域の皆さんが、おそらく、総会が今、3月きます。それにやはり、一応答えも出さなければならないのかなあと、そういうふうに感じておりますので、どうか一つ、力を貸していただきたいと思います。これは分かりました。

それから、さきほど、私、畑中議員の質問と同じ、大分省いたようでございますが、課長さんに、お願いします。その境界の確認、最初は、どんなのを打ったのか、木を打ったのか、それとも、プラスチックのようなものを打ったのか、そして、その現地を見たのかどうか、現在の状況はどうなのか、やはり、2、3年でそれが、どうしても、今

やらなければならないような状態なのか、そのところを、一つ、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ご質問にお答えをいたします。境界杭の件でございますが、これは、木の杭が打たれております、現在。それから、次の現地を見たのかということでございますが、これにつきましては、最近、雪が降ってからでございましたが、見ました。それ以前は、私は見ておりません。そして、一部あるのも、確認できた部分もございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 7番、松森蒿君。

○7番（松森蒿君） ハイ、7番、松森です。どう考えても、さきほど、畑中議員のお話しにもあったとおり、物を買うには、なぜ、ちゃんと、場所を測量してから買わなきゃあ、やらなければならないのを、こういうふうに、このことが、あとさきになるのか、やはり、誰が考えても妥当でないと、私は、そう思いますよ。もの買うとき、売る人も買う人も、納得いくようなね、やり方でないと駄目だと、私は、そう思います。

それで、そういう買い方を、一年たってから、また、こういう、さきほどもお話しがあったとおり、買えばどうしてもね予算的に、また、大変増加するだろうと、そう思います。ですから、場所も確認し、また、そのスベリ台、さまざま、その辺のね、内容も見て、どうしても、そういうふうに、復元、杭打たなければならない、そういうのであれば、私たちが行って、現地を互いに見ながらね、やってもいいのではないかなあ、私は、そう思います。その点は、どう思いますか。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ハイ、お答えをいたします。購入に際しての面積の確認でございますが、これにつきましては、この土地は平成4、5年に分筆登記がされた土地であ

りました。そして、購入に際しては、その分筆登記面積で、購入をしたものでございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 松森蒿君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

7番、松森蒿君。

○7番（松森蒿君） ハイ、7番、松森です。やはり、物を買うには、さきほどもいったんですが、そのように買わなければならないし、その辺をやっぱり反省しながら、一つお願いしたいし、また、雪も解けた時は、再度確認して、どうしてもそれが必要だと、そういうね、現地を確認してからでもいいんでないかなあ、私は、そう思いますよ、というのは、さまざま、そのスベリ台とか、さまざま、この沢山、ものをそこに作ったわけでございますが、やはり、それも、一つの、なんというか、検査というかな、そういうのも普段行なってますのかなあ、だいたい5、6年に、7年ぐらいたつのかな、スベリ台は、平成6年だから、そういうもろもろチェックしながら、一つ暖かくなってからね、そういうのを、現地を見ながら、一つこれをやってもいいんじゃないか、私は、そう思います。その辺は、どう思いますか。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ハイ、お答えをいたします。これらのことにつきまして、いろいろ、ご意見いただきましたんで、それらに従いまして、また、精査あるいは調査する分は調査いたしまして進めて参りたいと、このように思います。以上です。

○議長（荒道鶴造君） ほかに、質疑はありませんか。

10番、大前典男君。

○10番（大前典男君） 10番、大前。144ページの総合運動公園整備事業のなかで、ございますけども、さきに承認されなかった、第三次階上町総合振興計画の町の年次計

画に基づいて選定及び審議するための予算計上なのか、つまり五ヶ年で野球場しか作らない、ほかの施設は、その後考えるという計画にそって、選定、審議するための予算なのか、町長に、ご答弁、お願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 今のご質問にお答えをいたします。基本構想との、基本計画、基本構想との関係で、というふうなご質問と受け止めて、お答えをいたします。これは当然のこととして、あらゆる、あらゆる、町の行政、基本構想に基づいて計画を立て進めていくわけであります。この間、大前議員お話しのように、この基本構想を認めていただけなかった、ということは、そのとおりであります、私自身は何とか、何とか年度内に基本構想も認めていただきたい、こういう気持ちをもってるところであります。現時点では、まだ、認めていただけてない。ただ、そういう中でも、運動公園を含めまして、この多くの方々から、ご意見いただいて、これ作った基本構想、これにそって、今、予算を、予算化してるということが多い、その中の一つである、そういうふうにご受け止めていただきたい、こう思います。

○議長（荒道鶴造君） ほかに、質疑はありませんか。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原。3点、お伺いいたします。いろんな質疑を聞いてて、質問することを、お許しをいただきたいと思います。

まず、第1点はですね、山田議員の質問に対する答弁の中で、広報に、行政にどのように反映させるかという部門で、広報に掲載するなどして参りたいと、ご答弁だったと思うんですけども。これは、この提言委員会は、その提言を、町民に対して広く理解してもらおうという主義のことなのか、私は、行政を担当なさっておられる役場の職員の方々に、広く町民の意見を提言する、それを町政が参考にして、町が参考にして町政に反映させるための提言委員会なのではないかなと、それで、山田議員さんが、具体的な方法を問われたのではないかなと思うんですけども、ちょっと、広報に掲載するというの

は、ちょっと、趣旨が違うのではないかなと思いますので、その点、もう一度、お伺いいたします。

それから、町政施行20周年のなかで、企画課の方は、だいたい分かりましたけれども、水産商工課のいちご煮祭りのなかで、500万ですね、これを具体的に、どういふなことで使われるのか、範囲内で結構です、範囲外は別な方でも結構ですし、お聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一点、総合運動公園の境界復元の測定費の件でございますけれども、昨年の3月用地買収費を認めた一人でございます。これは、いろんな、長年の経過の中で、この運動公園計画がきちとした方向を示さないうちに、一部だけ買収するのには反対で、私もありました。また、多くの方々もそういう意見をもっておりました。しかしながら、町及び町民にとってプラスだという判断で、私は賛成いたしました。そういう中で、今、一年たったあとに境界確認の測量がなされるというのは、非常に私残念でございます。その時、気が付かなかったというのも、私は自分で反省しております。本来、公共用地を取得する場合には、当然のごとく、その境界を確認した上で取得するのが、常識だと思います。そういう中で、基になる図面は、いつ調査した境界なのか、どこを基にして復元するのか、復元する場合と、昨年買収する場合に立ち会って境界を確認した測量費と、今現在の測量費であれば、私はかなり経費が違うと思うんです。そのところを、違うか違わないのかお聞かせをいただきたい。それから、賃貸契約した面積で買収したということでございますけれども、それでは、その境界が、完成された今の公園施設とピタリ一致するのか、するという考え方で進められておるのか、この点をお伺いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長、浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） 桑原議員にお答えをいたします。おっしゃるとおり、行政に反映させるということも重要な目的ではございます。ただ、町民のご意見は、例えば、広報公聴、こういう立場を考えますと、こういうご意見があるということも公表すべきではないかと思います。例えば、アンケート取った場合におきましても、これらは、後で集計しまして、こういう意向があります、そういうふうなものは、資料などで出して

いるわけございまして、こういうふうなものも公表すべきではあるというふうに思っ
て、山田議員に回答したものでございます。

○議長（荒道鶴造君） 水産課長、中城功君。

○水産課長（中城功君） ハイ、それでは桑原議員の質問にお答え申し上げます。

記念イベントとして500万円、いちご煮祭りの方に計上してるのは、その詳しい内
容ということございしますが、うちの方とすれば、例年300万円程度のイベントでやっ
てるわけございしますが、20周年ということで、特別グレードを上げて歌謡ショー等
やりたいということで、500万円もったものでございまして、具体的に、どういうふ
うにやるかっていうことは、まだ、決めてございませんが、いろいろ相談しながらやっ
ていきたい、と考えているところでございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ハイ、お答えをいたします。購入時に確認するものであるとい
うことのお話でございます。購入にあたりましては、さきほども述べましたように、
面積の確認といたしましては、分筆登記がされた土地ということで、その分筆登記面積
に基づき購入したものでございます。それから、いつの杭かというようなことでござい
ますが、平成3年の基本計画書作成の時の測量もありますし、また、その後の4年、5
年の分筆登記の際の実測の杭等も入っているものと思われます。

それから、測量費、ただいまの予算の測量費と、去年の時点の測量費の差のことで
すが、ちょっと、これにつきましては、今年のものについては、一応、予算計上の概算見
積で予算計上しておりますが、分かりますけれども、去年の当時の測量費については、
今、ちょっと、ここではわかりません。それから、整備した公園面積と購入した土地が
合うのか、というご質問だったと思いますけれども、純然たる整備をされた芝生とか、道
路とか、それがあるわけですが、それらは、ぐっと狭いものでございまして、勿論、今
まで、昨年3月、4月までですか、借り入れしていた土地、そのものの全部を購入したも
のでございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番、桑原、再質問いたします。総務課長にお尋ねいたします。質問の趣旨からしますとね、どのように反映させるかということのを伺ってまして、それを広報にのせることも反映の一つだということではなく、どのように反映させるのかという、それは、行政が、それをどのように吸い上げるために、それを聞いてどういうふうに行政に反映させていくかということだと思うんです。そりゃあ、各種、いろいろな委員会もございますでしょうし、私たち議場に議席をいただいている人間が、ここで意見するもの、それから提言することも、また、町民の提言の一つだと思います。そういう意味で、これを、どのような位置付けで町政に反映されていくのかと、広報でないところでですね、具体的に考えがありましたら、そこを、お尋ねいたします。

それから、20周年でございすけれども、200万は例年のとおり、300万は、はっきり言えば、おおざっぱに、今年は何かやるんだと、例年よりも盛大にやるんだという予算なわけですね、具体的には何も決まってない、ハイ、決まってない予算ということで理解させていただきます。

運動公園の方でございすけれども、これは、まず一点、町長にお尋ねします。実際、このように、私にすれば、行政の手順が逆になってると思うんですね、今、聞いている境界に関しては、やはり、用地を買収するには、公共用地を取得するには、さきに境界を確認してから取得するというのが手順だと思うんです。私は、ここは逆になっていると思います。その件について、町長の見解を一点お尋ねいたします。それから、どうしても、平成3年に調査した境界でございす、その後もやっておりますけれども、これを、復元するとなると、大変な労力を必要とするわけですよ、例えば、昨年、境界を確認して、それを測量するとなれば、そんな難しい仕事ではございません。昔、あった図面を現地に、1平米も間違いなく、買収した面積と同じような形で杭を復元するというのは、大変な精度を必要とします、すると思います。また、長年の中で工事された境界と、最初に立ち会って作った図面とが、ピタリ一致するか、どうかというのも、まったくやってみなけりゃあ、分からないんじゃないでしょうか。ひょっとすれば、契約していた以上に、工事がいってるかも分かりませんし、中に入ってるかも分かりませ

ん。

現地は、そういうことですから、買収する場合には、先に確認すべきだと、ピタリと昨年買収した面積と一致されるんでしょうか。非常に、そこ、私は手続き上、不安に思っています。そのところ、町長の見解を、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長、浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） お答えをいたします。広報に載せる部分じゃなくて、位置というふうなご質問でございますけれども、まず、私は考えるには、われわれ職員として見る部分、見方があるわけですが、町民の見方は、また、違う見方がございまして、様々、そういう、あのいろいろな視点から、いろいろなご意見が出るわけですが、これらを反映させればなあというふうな考えを持っております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 水産商工課長、中城功君。

○水産商工課長（中城功君） 桑原議員に、ご質問にお答えいたします。

さきほどですね、300万円計上してあるんで、あと200万円たして500万円というふうな形でいわれたような気がするんですが、従来、300万円でイベントやっております、それに500万円をたして、追加が500万円ということですので確認しておきたいと思います。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 助役 中村礼一郎君。

○助役（中村礼一郎君） 今の桑原議員の運動公園の質問につきまして、町長に代わりまして、私から、私の知ってる範囲でお答えしたいと思います。

確か、去年、運動公園の49,655平米、これ、購入したわけです。その際に、勿論、平成3年の用地測量の際、きちんとした原図はありますし、測量は、きちんとしてあります。これは、業者がちゃんとやったので、ですから、その図面にのっとった面積

で、買収ということで契約してる筈でございます。で、買収の契約は、済みまして支払って、買収済んで、ただちにそのことにつきましては、担当課長の方にですね、測量は終わっている、だから、復元をなさいと、そして、町の境界杭を打ちなさい、これは、二度にわたって、私は命令しております。そして、その時に同時に、駐車場用地も9,981平米ですか、購入しておりまして、これは、もう、測量と同時に最初から買うということでございますので、測量と同時に、町の境界杭は打ってあります。ただ、最初の境界杭につきましては、ご承知のとおり、借地でスタートしてるわけですから、町の境界杭を打つわけにはいかないわけですが、そういうことで、さきほど、課長の方から木でと答えていましたが、そのとおりで木で、もう年月がたっておりますので、あれだと思います。はっきりしないと思います。そういう面で、私は、測量した業者に復元してもらって、ちゃんとした町の杭を打ちなさい、ということを示してるわけですが、最初に測量ということは、すでに測量済みのことですから、改めて測量し、ということには、いけないと思います。ですから、ここに書いてありますように、この予算にありますように、いわゆる復元のための委託料であります。測量費ではございません。測量はすでに済んでるわけですから、そういったことで、あとは、それを復元して杭を打つと、確かに工事等で、地表の方は動いてるかも知れませんが、これについては、別に傾斜とか、そういうのは、面積そのものには関係ありませんのでですね、そう変わらないと思いますんで、復元すればきちんと、その専門の業者であればできるものと思います。そういうことでありましたのでお答えいたします。

○議長（荒道 鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） そうすれば、行政の手続き上として、この手法は、間違いのないという、助役さんのお考えでしょうか。つまり、助役さんのおっしゃったように、賃貸契約をしている土地の面積だ、それが、買収したから確定しなければならない、という、今、おっしゃったとおりなんです。つまり、借りている部分の境界で役場が買収したということだけですよ。買収するときは、境界を確認してやらなければ、買収できないことなわけです。おっしゃったでしょう、賃貸のときのものだから、今、境界復元しなければならない、まさしくそのとおりじゃないでしょうか。賃貸でやってきたもの

を用地買収するときは、境界をきちんと確認して進めるのが、私は手順だと思います。じゃないでしょうか。つまり、賃貸契約してる面積と、今できた面積、建設された面積を買うものとは、別なものになるかもしれないですよ。用地を取得するということは、ピタット一致するとは限らないと思います。工事をしているなかで、そういうことも考えられます。ですから、あくまでも最初の測量は、賃貸契約の測量であって、用地取得するときは、その境界をきちっと確認して、用地を取得すべきであると、私は、これが順序として正しいのではないかなと思います。つまり、契約をして、借りてた土地の境界を、今、買ったあと復元するということなんですよ。賃貸と買収の違い、今、助役さんおっしゃったとおりね、そのくらい違いがあるのではないのでしょうか。用地を取得するということは、私は、こう考えます。手順として、違いますでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いします。

助役、中村礼一郎君。

○助役（中村礼一郎君） 見解の相違で、正しいとか、正しくないとか、私はあえて申し上げませんが、今の質問にお答えしたいと思います。

まあ、見解と申しますか、借地の測量と買収の際の測量と違うんじゃないかというお話ですが、外周については、まったく、私は同じだと思います。そんな、いい加減な測量で、借地するわけにはいきませんのでですね。それを、疑ってたんでは、業者入札してやったものなのかということになるんですが、いずれにせよ、私は、それは借地の境界にしろ、買収の境界にしろ、測量そのものは、私は違いないと思います。で、地主に対しては、その境界については、この測量どうりということで、確か、売買契約いたしたと思っております。ですから、測量の図面は、そのままそっくり生きるわけで、その図面そのものが違ってると、最初から、頭から思うわけにいかないと思います。

まず一つは、そういうことですね、その境界が動くということは考えられない、それで良いということで、相手側もいってることですから、で、その後、その買収の面積については、分筆等でちゃんと出てますので、そのときに私は、だから、復元をしろということをお願いしてるわけですね。ですから、ここでは、測量ではなくて、その最初にやったその復元、そういう、そういう分筆した場合の復元、これをやりなさい、いうこ

とで、指示はしております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 桑原一夫君の本件に関する発言は、すでに、3回に及びましたが
会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原。ご配慮ありがとうございます。違ってる
ということではなく、今、境界を確認するものものを、さっき、助役さん、おっしゃた
でしょう。最初の杭は、賃貸契約してる杭だから、今、買収するにあたって、買収した
ことによって、その境界を正しいものにするって、さっき、助役さんいったことを、私
いってるんですよ。今、境界復元を、これをやるのは、最初の境は、賃貸契約に基づい
たものだから、今、買ったから、これを、正しく復元するんだ、助役さん、いった言葉
で、私は、いってるだけのことです。それと、最初の測量したものと、今、復元した
ものが、現地とピッタリ一致するか、どうかは、また別な問題であるということです。

お分かりいただけますでしょうか。それと、まだ、ご答弁いただいてませんけども。
用地買収する前に、地権者の境界確認のもとに、それを測る、測量する経費と、今、昔
の図面を基にして境界を復元する作業とどちらが、予算的に安いのか、高いのか、そこ
の問題を、もう一度お伺いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 助役、中村礼一郎君。

○助役（中村礼一郎君） 桑原議員も、測量のことには詳しいと思いますので、測量費の
方が高くつくわけでありまして、復元というのは、もともと測量したのを基に戻すわけ
ですから、ある意味では、安くできると、このように思います。それは、桑原議員もお
分かりのことと思いますが、これは、復元につきましては、最初にしても、あとにして
もお金はかかるのは同じであります。つまり、こっからこの線、買ったあともこの線、
○○○○にしてもこの線だと、ですから、経費的には、私は差はないと思います。あら
かじめ復元するか、あとで、復元するか、ですね、ちゃんと、図面も残ってあるわけ
ですから、それに基づいて、しかも、それがいいかげんな、ちゃんとした、きちんとした

業者でありますから、その測量を疑ってかかるのがおかしいのでありまして、測量のことは、桑原議員お詳しいわけで、多少、土が動いてもですね、測量図というものは、動くもんでないとは、お分かりのことと思いますが、あれは、水平から見るんでなくて俯瞰（ふん）の方から見るわけですけどですね。それは、お分かりのことだと思います何もおかしいことは起きないと思います。ただ、経費的な面でも、その前後にやるのでどれだけ違うかということは、復元ということになれば、同じことだと私は思います。確かに、2年も3年もたてば、これは変わるとは思いますがですね、その前後一ヶ月か、そこらの間、さきにやったか、あとにやったか、という経費は同じだと思います。経費そのものはですね、ですから、復元して、測量して、それがピタット合えばいいことで合わなけりゃあ、勿論、そりゃ、地主の方に、その部、線引がなくちゃならないことではしょうけど、復元の際ですね、合わないことは、まず、あり得ないと思いますけれど。まあ、桑原議員が、ありうるんじゃないかというお話ですけど、私は、あり得ないと思いますがね。私は、専門の測量屋ではございませんが、きちんと認可を取った業者でありますから、その点は、その点は、遺漏ないようにやるんだと、このように、信頼せざるをえないわけですが、ということであります。

○議長（荒道 鶴造君） ほかに。

6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） 6番。他人の質問したのに関連して、私も、これに関心もってるわけですけども、通常の土地の売買の形ではないのではないかと、私は思います。

甲、乙両者が一応前もって境界を確認して、これで良いかということで、普通、契約書を作って、やってるわけですけども、さきに、買ってしまって、あとから測りましょう、という手もないわけでもないですけども、通常の土地売買とは、だいぶ違う方式をとってるなあ、という気がいたします。これについては、どのように、お考えでしょうか。見解の相違では、私は、ちょっと、いけないのではないかなあと、その辺だと思いますが、ちょっと、お答え、お願いしたいと思うんですが。

○議長（荒道鶴造君） 助役、中村礼一郎君。

○助役（中村礼一郎君） 見解の相違とは、測量の面ではなかったんでなかったかと思えますけれど、上山議員のいうとおり、まったく新たな土地、例えば、今みたいに、その時買ったのを、駐車場用地、約1ヘクタールちかい面積だと、これは、もう正規なあれにのっとして、測量をかけて、そこは、測量されてませんでしたから、1ヘクタールに近くなるように測量をして、きちんと測量が済んでから杭を入れ、売買ということになってますが、たまたま、長年借地で借りて、その境界についても、きちんと測量終わってということで、この測量図面のとおりに買いたいということで契約したわけですので、それにつきましては、上山議員の指摘のとおりに、ちょっと、普通の売買とは違うんじゃないか、そういうことは、私もそのとおりだと思います。ただ、そのことで、何かおかしい、これが起きるということは、ほとんどないわけですし、ただ、問題はその復元の問題が遅れたということは、そのとおりであると思います。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） さきほど、桑原議員が質問したのは、そこだと思いますが、工事は杭がもうなくなっていると、そして、工事、いろいろ木を切ったり、あちこちにはみ出る、出てる場合もあると思います。また、そうでない場合もあると思いますが、復元した場合、仮に、その線、測量線以外にといいますか、地主、旧地主の方ですか、そっちの方に、また、工事のために土砂がいてると、そのような心配も出てくるのではないかと思います。

ですから、まず、最初に測って、これでいいですかと、あとの、これは、例えば、地主の側からすれば、これはどうしてくれんだ、こうなる可能性もあるでしょう、可能性してスパット、もう、杭もなくなっているということですから、多分工事の段階で、それはなくなっている可能性もあるし、木の杭ですから、腐ってなくなっていると思います。そういう場合のために、やはり順序が違うのではないかと、測ったあとで杭がこうだった、しかし、工事のために隣接の方の山林を侵している可能性もあると、ですから、そういうあとから、問題ないですよと、測った、結んだ点と点の線が、もう、これ以上どうなっても、どちらも異議ありませんよと、こういうふうにして、確認して契約するの

が普通だと、私は思うんです。分かります。ですから、これは、あとさきになってるのではないかと、そういった問題が、まったく出ないという保証もないでしょう、あるか、どうか、そういったことを心配して、私おったんです、実は。さきほど、桑原議員と、ちょっと、違う視点ですけどもね、その辺は、どうでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 助役、中村礼一郎君。

○助役（中村礼一郎君） お答えします。上山議員のおっしゃることも一理はある、私もそう思います。ただ、その土砂が流れたら、あるいは境界杭がなくなったから、これは当然分かっていることでありまして、ただ、平成3年の、正確に測量した図面、そのものはありますから、ですから復元ということ、もしそれが、杭もなんも残ってるんだら、これはあとは地権者と確認すれば分かることですから、だからそういうために、この復元のための経費が必要なわけです。結局、測量後、もう10年ちかくたってるわけですから、ですから、そういう意味で、この復元の委託料が必要なわけですね。ですから、ここに予算にもったと、こういうことでございますので、いくら、土が流れても、それは、もう図面におこしてありますから、それは業者の方できちんと杭は打ち直せると思います。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） 繰り返すことになると思いますが、問題は、まずおこらないだろうと、ということに立っていると思いますが、まあ、それは地主、売り主の方の、地主もそのことは承知でいるか、どうか、もうそんなことあっても、町の方には、異議なり苦情なり申しませんよと、その心配ないということであるか、どうか、ちょっと、お聞きしたいですが、ハイ。

○議長（荒道鶴造君） 助役、中村礼一郎君。

○助役（中村礼一郎君） ただいまの質問にお答えします。間違いは、まず、ないと思い

ます。これは、すべて、もうなんでもかんでもですねえ100パーセントというのは、世の中にないわけですし、まず、ほとんど間違いないと思います、測量に関してはですね。それから、もう一つは、地主との問題ですが、それについては、図面の測量のとおりですよと、面積は、この分いただきますよということで、だいたい、この辺になりまして、これについては、あとで杭を打つ時にあれしますからということで、話しはしてあるはずですので、その点も、地主については、あとでトラブルがおきるとか、そういう問題はないと。このように信じております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） ほかに、質疑はありませんか。

9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） 納得出来ないところもございますので、休憩動議を出します。

（賛成の声あり）

○議長（荒道鶴造君） ただいま畑中弘實君から休憩動議が出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議をただちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、休憩動議は可決されました。

暫時、休憩いたします。

（休憩 18時25分）

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 20時30分）

ほかに、質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

さきほど、大前典男君ほか3人から平成12年度階上町一般会計予算の修正動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

修正の動議を議題として、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、平成12年度階上町一般会計予算の修正動議は可決されました。

本案に対しては、大前典男君ほか3人から修正の動議が提出されております。

本動議を議題とし、提出者の説明を求めます。

10番、大前典男君。

○10番(大前典男君) それでは、提案理由の説明を行います。公園用地境界復元委託料について、町が公共用地を取得する場合のみならず、一般的にみても、その取得をするのが常識であります。なぜ、それを怠って用地取得をしたのか、現地の境界が、現在どのようなになっているのか、よって、行政の手続き上問題がないのか、どうか、現地の境界がどのようなになっているのか、確認できるまで、この予算は承認することができません。また、総合運動公園は、その建設場所の変更は止むを得ないものとしても、その中の施設計画は、審議会が町のスポーツ振興のために、町民にとって必要な施設として計画されたものであります。よって、建設場所が変更になったとしても、変更前の場所に計画された施設計画は、その審議会の答申を尊重して今後も進めるべきであります。よって、用地のその設置計画の必要面積を確保することを前提として選定されるべきもの

であります。町の第三次総合振興計画案の前期5ヶ年の総合運動公園事業は、5ヶ年で野球場のみ建設し、その施設の、その他の施設の様子を見ても、その後考えるということでございますが、これは、今までの経過から見ても、大きな政策変更とみなされるのであります。そういう町の総合振興計画の前提の中で、実質の用地選定及び計画審議会が行われる予算には賛成することができません。よって、ここに修正案を提出するものであります。

議案第22号 平成12年度階上町一般会計予算の一部を、次のように修正いたします。

第1条第2項の第1表歳入歳出の予算を次のように改める。

歳出. 10款・教育費. 5項・保健体育費. 234,952千円を4,919千円減額し、230,033千円に改め、10款・教育費を829,923千円から4,919千円減額し、825,004千円とし、14款・予備費、1項・予備費. 16,757千円を4,919千円増額し、21,676千円とするものであります。

歳出合計は、5,710千万円と変わりありません。以上のように提案するものであります。

○議長（荒道鶴造君） これをもって、提出者の説明を終わります。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

この討論は、原案及び修正案を併せて行ないます。

討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

○議長（荒道鶴造君） これより議案第22号 平成12年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

まず、本案に対する、大前典男君ほか3人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立、9人）

起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒道鶴造君） この際、日程第2、議案第23号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算から、日程第4、議案第25号 平成12年度階上町老人保健特別会計予算までの3件を、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第23号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算から、議案第25号 平成12年度階上町老人保健特別会計予算までの3件を、一括して

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第5、議案第26号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第6、議案第27号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第7、議案第28号 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第8、議案第29号 平成12年度階上町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成12年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第9、議案第34号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第３４号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３４号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第１０、議案第３５号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３５号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３５号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第１１、議案第３６号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

○議長(荒道鶴造君) 日程第12、議案第37号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第13、議案第38号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（荒道鶴造君） 日程第14、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長及び産業経済常任委員長から、もっか委員会において審査中の陳情第1号及び第2号の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(荒道鶴造君) お諮りいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、
会議規則第39条の規定により議会運営委員会に付託いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は、付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会
中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませ
んか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしま
した。

お諮りいたします。

平成12年度における本議会議員の研修視察及び陳情等に対する旅行命令は、予算の
範囲内において、議長に一任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって、この件については、議長に一任することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成12年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後9時03分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

